

ひょうご子ども・子育て未来プラン
(2020～2024)

(2020 年 3 月)

兵庫県

はじめに



少子化の進行は深刻さを増しています。若い世代を中心とした東京圏への人口集中は改善されず、出生数の減少も予想を上回るペースで進んでいます。

少子化は、未婚化・晩婚化、子育てにかかる経済的負担、仕事と子育ての両立の難しさなど、結婚・出産・子育ての希望を阻むいくつもの要因が絡み合って起こる問題であり、その対策は効果が表れるまでに非常に長い時間を要します。それゆえ、未来を見据えた長期的な展望のもと、息の長い対策を粘り強く実行していくことが大切なのです。

県では、平成10年に策定した「“すこやかひょうご”子ども未来プラン（平成10～16年度）」以降、直近の「ひょうご子ども・子育て未来プラン（平成27～令和元年度）」まで、概ね5年ごとに基本計画を見直しながら、子ども・子育て支援推進本部のもと、全庁を挙げて少子対策・子育て支援施策を推進してきました。

しかし、昨年、本県の出生数は統計開始以来初めて4万人を割り込み、38,658人となりました。また、合計特殊出生率も平成28年の1.49をピークに少しずつ低下しています。今こそ、この問題に正面から対峙し、社会全体でその解決に取り組んでいかねばなりません。もう時間的な猶予はないのです。

このたび、私たちは「ひょうご子ども・子育て未来プラン」を改定しました。このプランでは、“若者が就業・結婚・子育てに夢を持てる兵庫”を重点テーマとし、4つの目標と5つの数値目標を掲げています。これを次の5年間（令和2～6年度）の道標とし、安心して子育てできる社会の実現に向け、あらゆる対策を加速させます。

やはり、子どもを生み育てるのは、明るく、楽しく、何より幸せなことではないでしょうか。そうした願いを持つ若者が、躊躇せず自分たちが描くライフプランを歩めるような社会を築くことが大切です。私たちはこれからも子育て家庭を全力で応援し、「家族を持ち子育てするなら兵庫」といわれるよう取り組んでまいります。

みんなの宝である子どもと子育て家庭を社会全体でしっかりと支え、子ども達の笑顔あふれる明るい未来をともに創っていきましょう。

令和2年3月

兵庫県知事 井戸 敏三

目次

序章	計画の改定にあたって	1
1	改定の趣旨	1
2	計画の位置づけ	3
3	計画期間	3
4	計画の推進	4
第1章	「ひょうご子ども・子育て未来プラン（2015～2019）」の推進状況	6
1	数値目標（出生数、合計特殊出生率）の達成状況	6
2	KPIの達成状況	7
3	関連事業数や予算の推移	8
4	兵庫県の子ども・子育て環境をめぐる状況	9
(1)	総人口・人口構造の推移	9
(2)	出生数・合計特殊出生率の推移	12
(3)	婚姻の状況	15
(4)	出産・子育てをめぐる状況	19
(5)	若年女性人口の推移	21
(6)	女性の社会進出	23
(7)	若者の経済的自立の促進	26
(8)	幼稚園・保育サービス等の利用状況	29
(9)	多子型社会への環境整備	35
(10)	子どもの安全安心	37
(11)	子どもの貧困	39
(12)	特別な支援が必要な子ども	41
5	これまでの兵庫県と国の取り組み	44
(1)	兵庫県の取り組み	44
(2)	国の取り組み	47
6	「ひょうご子ども・子育て未来プラン（2015～2019）」の検証	48
I	若者の自立支援による未来の親づくり	48
II	結婚・妊娠・出産への切れ目のない支援	53
III	就学前の教育・保育と子育て支援	56
IV	子育てと両立できる働き方の実現	60
V	子育て家庭を支える地域社会づくり	63
VI	特別な支援が必要な子どもや家庭への支援	66
第2章	基本理念と目標	70
第3章	推進方策	72
I	子ども・若者の自立支援とライフデザイン構築	73
1	若者の経済的自立と若者に選ばれる地域づくり	73
2	ライフデザイン構築のための支援	75
3	子どもたちの生活と学びを支える環境の充実	76

4	子どもを取り巻く有害環境対策の推進	78
II	結婚・妊娠・出産の希望が実現できる切れ目のない支援	80
1	出会い・結婚支援	80
2	結婚を応援する経済的支援策の充実	81
3	不妊に悩む方への支援の充実	82
4	妊産婦・乳幼児に関する医療体制の充実	83
5	妊娠期から寄り添う子育て支援の充実	85
III	幼児教育・保育と子育て支援	87
1	保育の受け皿の拡大	87
2	保育人材の確保	88
3	保育の質の確保	89
4	多様なニーズに対応した子育て支援の実施	90
5	幼稚園における取り組みの充実	91
6	子育てや教育に係る経済的負担の軽減	93
IV	男女ともに子育てと両立できる働き方の実現	96
1	ワーク・ライフ・バランス（WLB）の推進	96
2	女性の能力発揮と就業機会拡大	97
3	継続的な男性の家事・育児参画の促進	99
V	子どもと子育てに温かい地域社会づくり	101
1	放課後等の居場所づくり	101
2	地域で支える子育て支援の実施	102
3	地域における子育てや家族のきずなを深める機運の醸成	103
4	安全・安心な子育て環境の整備	104
VI	特別な支援が必要な子どもや家庭への支援	106
1	児童虐待防止対策の充実	106
2	社会的養育体制の充実	108
3	配偶者等からの暴力（DV）防止対策	110
4	ひとり親家庭等の自立促進	111
5	子どもの貧困対策	113
6	ひきこもり支援	115
7	障害児支援施策の充実	116
8	外国人児童生徒への支援	118
第4章	就学前の教育・保育と地域子ども・子育て支援事業等の需給計画	120
1	区域設定	120
2	就学前の教育・保育の量の見込みと提供体制の確保時期等	120
3	主な地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保時期	123
4	保育等人材の確保	125
5	圏域別 就学前の教育・保育と地域子ども・子育て支援事業等の需給計画	126 s
参考資料		136
1	用語解説	136
2	兵庫県子ども・子育て会議委員（2020年2月1日時点）	1412

1 改定の趣旨

○ これまでの取組

県では、少子対策を総合的に推進するため、1997（平成9）年度の「“すこやかひょうご” 子ども未来プラン」の策定を皮切りに、2005（平成17）年度には、少子化社会対策基本法及び次世代育成支援対策推進法（以下、「次世代法」という）に基づく「ひょうご子ども未来プラン」を、2010（平成22）年度には、「新ひょうご子ども未来プラン」を策定し、出生数目標やめざす社会像などを掲げて取り組みを推進してきました。

あわせて、少子対策の取り組みを全庁横断的に推進するために、2005（平成17）年度に知事を本部長とした「兵庫県少子対策本部（現兵庫県子ども・子育て支援推進本部）」を設置し、関係部局間の連絡調整を図りながら、一体的な取り組みを進めてきました。

また、国においては、2012（平成24）年度には、子ども・子育て支援法をはじめとする「子ども・子育て関連3法」が成立し、2015（平成27）年度からは、「子ども・子育て支援新制度」がスタートしました。

そこでは、消費税等を財源に、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大及び確保並びに地域における子ども・子育て支援の充実を図るとともに、都道府県は教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等に関する計画を定めることとされています。

これらの制度改正や次世代法の期限延長等を踏まえ、2015（平成27）年3月には、少子対策・子育て支援に関する基本計画として「ひょうご子ども・子育て未来プラン（2015～2019年度）」を策定し、施策を総合的かつ体系的に推進してきました。

計画では、『誰もが安心して子育てできる兵庫の実現』を基本理念に掲げるとともに、数値目標として5年間の出生数 22 万人（2016～2020 年）、合計特殊出生率 1.57（2020 年）を定め、兵庫県の「地域創生」に向けた取り組みや市町の取り組みと連携しながら、6つの推進方策に基づき、数値目標の達成や待機児童の解消等を目指して多岐にわたる施策を継続的に実施してきました。

しかしながら、計画期間中の本県の出生数は、2016年に44,132人と目標の44,000人を上回ったものの、その後毎年約2千人減少し、2019年は38,658人とついに4万人を割り込む水準となりました。また、合計特殊出生率も、2016年の1.49をピークに、その後低下するなど、数値目標の達成は極めて厳しい状況にあります。

○ 取り巻く状況

2019年は、「平成」が終わり、「令和」という希望に満ちた新たな時代がスタートした象徴的な年です。これまで取り組みを進めてきた「平成」という時代を振り返ると、バブル崩壊によるデフレ経済が「失われた20年」を生み、就職氷河期世代を中心に多くの若者の雇用状況が急速に悪化しました。若者は安定した職に就けず、結婚し、家庭を持ち、子どもを産み育てるといった希望を当たり前のように叶えることは難しく、少子化が進んだ時代とも言えます。

同時に、東京一極集中の傾向にも歯止めがかりませんでした。東京圏には、若者にとって希望する進学先や就職先が多いため、兵庫の将来を担う20代を中心とした若者が東京圏へと移動していきました。しかし、東京圏は生活コストが高く、移動・労働時間も長い傾向にあるため、若い世代の婚姻率の低下、晩婚化の進展、出生数の減少をより深刻なものとし、本県だけでなく日本の未来を脅かす問題となっています。

○ 計画の改定に向けて

このため、「令和」という新たな時代は、若者が就業や結婚・子育てに夢を持てるものにしなくてはなりません。その第一歩として、兵庫の目指すべき姿を描いた「2030年の展望」を将来の道標とし、新時代にふさわしい「すこやか兵庫」の実現を目指し、若い世代への支援を充実させていきます。そして、若者に「家族を持ち子育てするなら兵庫」といわれる環境をしっかりと整え、兵庫の未来の活力を創出していきます。

少子化は様々な要因が複合的に作用した結果起こっているため、その対策は就業・結婚・妊娠・出産・子育てまで多岐にわたる切れ目のない施策を、長期的な視点に立って、総合的・体系的なパッケージとして粘り強く実施していく必要があります。

このため、今回の計画改定にあたっては、現計画の検証を「兵庫県子ども・子育て会議」等で十分に行うとともに、継続的な取り組みという観点から現行の基本理念を維持しつつ、必要な見直しを行っていきます。そこでは、「幼児教育・保育の無償化」、「働き方改革」や「SDGs¹」の取り組み、「AI」などの科学技術の進展といったこの5年間の変化のみならず、中長期の社会・経済状況の変化を見据え、更に改善・強化すべきもの、新たに実施すべきものを明確にし、長期的な戦略として少子対策・子育て支援の明るく力強い未来を示していきます。

そして、「少子対策・子育て支援に全力で取り組んでいく」という本県のメッセージを地域や住民に広げ、県民一人一人が子どもや子育て世帯をやさしい眼差しで応援するという機運を醸成するとともに、子どもや子育てに寛容で温かい地域社会や風土をつくり、子育ての喜びを地域みんなで分かち合っていける兵庫を目指していきます。

¹ Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略。

2 計画の位置づけ

- 本計画は、次世代育成支援対策推進法第9条に基づく都道府県行動計画、子ども・子育て支援法第62条に基づく都道府県子ども・子育て支援事業支援計画として一体的に策定する少子対策・子育て支援等に関する基本計画。
- また、関連性の高い次の計画としても位置づけ、少子対策・子育て支援等に関する取り組みを総合的かつ体系的に推進。

- ・「県行動計画」(次世代育成支援対策推進法第9条)
- ・「県子ども・子育て支援事業支援計画」(子ども・子育て支援法第62条)
- ・「県子ども・若者計画」(子ども・若者育成支援推進法第9条)
- ・「自立促進計画」(母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条)
- ・「県子どもの貧困対策計画」(子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条)
- ・「県母子保健計画」(健やか親子21(第2次))

3 計画期間

本計画の期間は、2020(令和2)年度から2024(令和6)年度までの5年間。

4 計画の推進

○ 毎年度の行動プログラムの策定・公表

本計画に基づく取り組みを計画的に推進するため、毎年度行動プログラム(実施計画)を策定し、具体的施策に取り組むとともに、県民にわかりやすく情報を提供。

○ 「兵庫県子ども・子育て会議」による取組の評価・検証

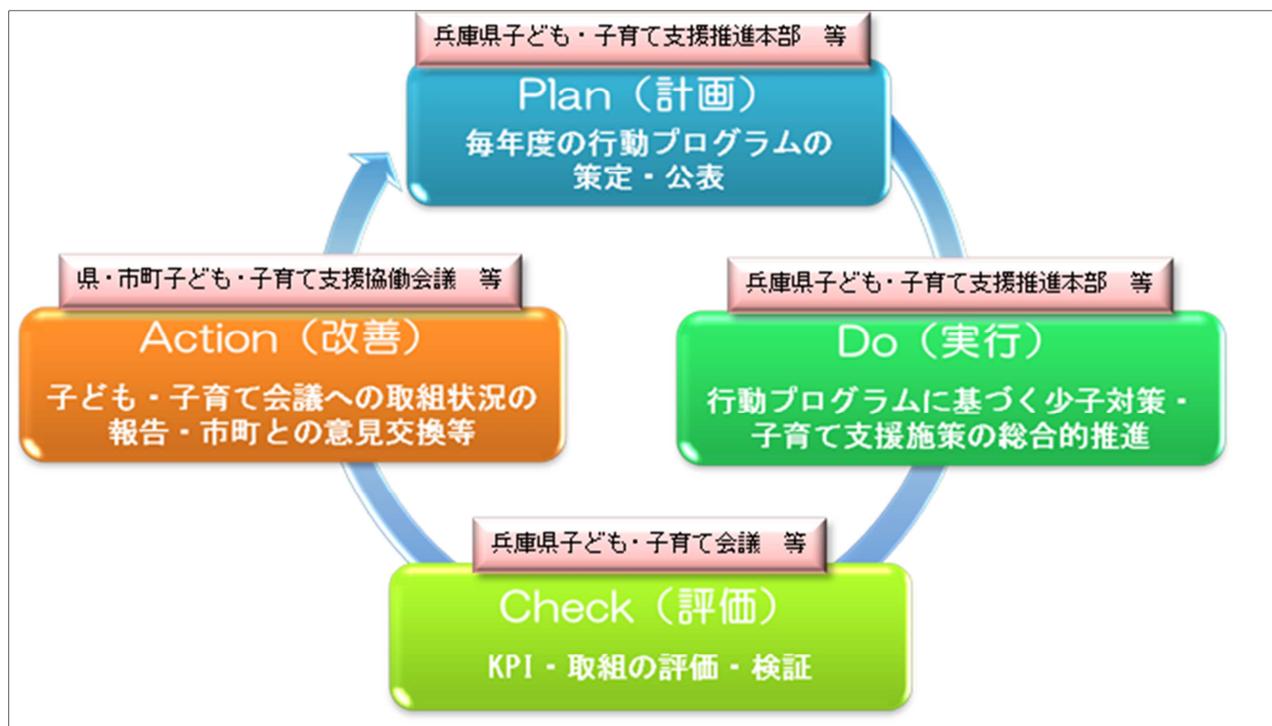
「兵庫県子ども・子育て会議」において、KPI²の進捗状況等に基づく本計画の推進状況を調査審議し、PDCA³サイクルにより継続的な評価・検証を実施。また、その評価・検証を踏まえEBPM⁴の考えの下、施策を推進。

○ 「兵庫県子ども・子育て支援推進本部」による少子対策・子育て支援施策の総合的推進

「兵庫県少子対策本部」を、2015(平成27)年度の「子ども・子育て支援新制度」の本格実施に合わせ、「兵庫県子ども・子育て支援推進本部」とし、施策を総合的に推進。

○ 「県・市町子ども・子育て支援協働会議」の開催

県・市町の子ども・子育て支援事業関係者が一堂に会し、それぞれの取組状況の報告や意見交換等を通じて相互の連携を図る「県・市町子ども・子育て協働会議」を開催し、県・市町が協働して少子対策・子育て支援を推進。



² Key Performance Indicator (重要業績評価指標) の略。

³ PLAN (計画)、DO (実施)、CHECK (評価)、ACTION (改善) の4つの視点をプロセスの中に取り込むことで、プロセスを不断のサイクルとし、継続的な改善を推進するマネジメント手法。

⁴ Evidence-Based Policy Making (証拠に基づく政策立案) の略。

○ 各主体の責務

基本理念等の実現を目指し、各主体が協働しながらそれぞれの役割を果たすことが求められる。

・ 行政

在宅で子育てをしている家庭を含む全ての家庭や子ども及び若者等を対象に、地域の実情に応じた、少子対策・子育て支援に関する多様かつ総合的な支援を実施。

また、「子ども・子育て支援新制度」では、市町が実施主体となり、幼児教育や保育の質及び量を確保しながら、地域の実情に応じた取り組みを関係者と連携して行い、国及び県は市町の取り組みを重層的に支えることとされた。

・ 事業主

働く人々が子育てに向き合えるよう、職場全体の長時間労働の是正や、テレワークなど柔軟な働き方の導入等による積極的な働き方改革を推進。

また、本人の希望に応じて育児休業や短時間勤務を取得しやすい職場環境の整備等によるワーク・ライフ・バランス（WLB）の推進。

・ 教育・保育従事者

地域における子ども・子育て支援の中核的な役割を担い、子どもの健やかな育ちを実現するため、教育・保育の質の確保の推進。

そのため、幼稚園教諭、保育士等子どもの育ちを支援する者の専門性の維持・向上、研修等による質の高い教育・保育の安定的な提供を図ることが極めて重要。

・ 県民（家庭・地域コミュニティ）

子育ては、家庭だけでなく、保護者同士や地域の人々とのつながりの中で行われるものであり、保護者が地域社会に積極的に参画するとともに、地域の人々も子育て支援に向けた役割を果たしていくことが必要。

また、日常の中での子どもたちの見守りや子育て家庭の交流の場の提供など、地域コミュニティによる子育て支援が重要。

第1章 「ひょうご子ども・子育て未来プラン（2015～2019）」の推進状況

1 数値目標（出生数、合計特殊出生率）の達成状況

「ひょうご子ども・子育て未来プラン（2015～2019）」では、2015年の出生数44,000人を計画期間中維持することとし、2016年から2020年までの5年間の出生数22万人（年平均44,000人）を数値目標として定めた。

同時に、この出生数目標を達成するための合計特殊出生率として、2020年に1.57という数値目標を設定し、「誰もが安心して子育てできる兵庫の実現」に向けて取り組むこととした。

（出生数の達成状況）

出生数については、20～30代女性の転出超過に伴う未来の母親候補の減少、未婚化の進展に伴う婚姻数の減少、晩婚化による有配偶出生力の低下などにより2017年、2018年、2019年と3年続けて毎年4%以上減少した。この結果、2017年以降の出生数は、数値目標を下回る水準となった。

区分		2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)
出生数(単年度) 【前年比】		44,706人 【-】	44,132人 【△1.3%】	42,198人 【△4.4%】	40,303人 【△4.5%】	38,658人 【△4.1%】
出生数 (累計)	目標	—人	44,000人	88,000人	132,000人	176,000人
	実績	44,706人	44,132人	86,330人	126,633人	165,291人
	達成率	—%	100.3%	98.1%	95.9%	93.9%

※2015（H27）は対象期間外であるが参考値として記載

（合計特殊出生率の達成状況）

2016年の合計特殊出生率は目標の1.46を上回る1.49となったが、2017年以降は、出生数が大きく落ち込んだため、出生率も連動して低下した。この結果、全国値を上回ったものの、計画で定める目標値を下回った。

区分		2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)
合計特殊 出生率	目標	—	1.46	1.48	1.51	1.54
	実績	1.48	1.49	1.47	1.44	—
	〔全国値〕	〔1.45〕	〔1.44〕	〔1.43〕	〔1.42〕	〔—〕
	〔全国順位〕	〔33位〕	〔29位〕	〔31位〕	〔33位〕	〔一位〕
達成率		—%	102.1%	99.3%	95.4%	—%

※2015（H27）は対象期間外であるが参考値として記載

※2019（R1）は未公表

2 KPIの達成状況

「ひょうご子ども・子育て未来プラン」では、毎年度の行動プログラムを策定し、各年度の主な取組を施策単位で取りまとめ、県民に分かりやすく示している。

また、毎年度、6つの推進方策ごとに設定したKPIの達成状況を取りまとめ、その結果について「兵庫県子ども・子育て会議」等で継続的な評価・検証を行い、PDCAサイクルに基づく少子対策・子育て支援を推進している。（詳細は本章「6 「ひょうご子ども・子育て未来プラン（2015～2019）」の検証」参照）。

（KPIの達成状況）

各推進方策におけるKPIで達成率80%以上の項目の割合をみると、「Ⅰ若者の自立支援による未来の親づくり」、「Ⅱ結婚・妊娠・出産への切れ目のない支援」、「Ⅳ子育てと両立できる働き方の実現」、「Ⅴ子育て家庭を支える地域社会づくり」は毎年度概ね9割を超える高い達成率となった。一方、「Ⅲ就学前の教育・保育と子育て支援」、「Ⅵ特別な支援が必要な子どもや家庭への支援」については、8割強で推移しており、目標達成に向けたさらなる取り組みが必要である。

全体としては、この4か年度における達成率80%以上の項目の割合は、約9割で推移している。

【達成率80%以上の項目の割合】

推進方策	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)
Ⅰ若者の自立支援による未来の親づくり	18/20 【90.0%】	19/21 【90.5%】	19/21 【90.5%】	17/21 【81.0%】
Ⅱ結婚・妊娠・出産への切れ目のない支援	11/11 【100.0%】	13/13 【100.0%】	12/13 【92.3%】	12/13 【92.3%】
Ⅲ就学前の教育・保育と子育て支援	12/15 【80.0%】	14/17 【82.4%】	14/17 【82.4%】	13/15 【86.7%】
Ⅳ子育てと両立できる働き方の実現	9/9 【100.0%】	9/9 【100.0%】	9/9 【100.0%】	9/9 【100.0%】
Ⅴ子育て家庭を支える地域社会づくり	9/10 【90.0%】	10/10 【100.0%】	10/10 【100.0%】	9/10 【90.0%】
Ⅵ特別な支援が必要な子どもや家庭への支援	13/15 【86.7%】	13/15 【86.7%】	13/15 【86.7%】	13/15 【86.7%】
合計	72/80 【90.0%】	78/85 【91.8%】	77/85 【90.6%】	73/83 【88.0%】

※2018(H30)は集計中の2項目除く(2020.1末時点)

※2016年度にKPIを5項目追加

3 関連事業数や予算の推移

(関連事業数の推移)

本県の少子対策・子育て支援関連施策の実施状況をみると、事業数は毎年度着実に増加している。2019年度は10月から始まった「幼児教育・保育の無償化」に伴う関連施策や、保育の質の向上を目的とした新規施策の実施など合計355事業を総合的かつ体系的に展開している。

【関連事業数】

区分	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)
関連事業数 【対前年比】	307事業 【-】	315事業 【+2.6%】	334事業 【+6.0%】	345事業 【+3.3%】	355事業 【+2.9%】

(関連予算の推移)

また、少子対策・子育て支援関連の予算は年々増加基調で推移しており、2015年度当初予算の937億円から2019年度当初予算の1,156億円へこの4年間で約219億円(+23.4%)増加している。

これは、県の一般会計当初予算の伸び(+0.7%：2015年度(1兆9,220億円)→2019年度(1兆9,354億円))を上回る水準であり、プラン期間中、積極的に少子対策・子育て支援に資源を投入してきた。

【関連予算】

(単位：百万円)

区分	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)
当初予算 【対前年比】	93,667 【-】	105,011 【+12.1%】	109,404 【+4.2%】	109,131 【△0.2%】	115,605 【+5.9%】

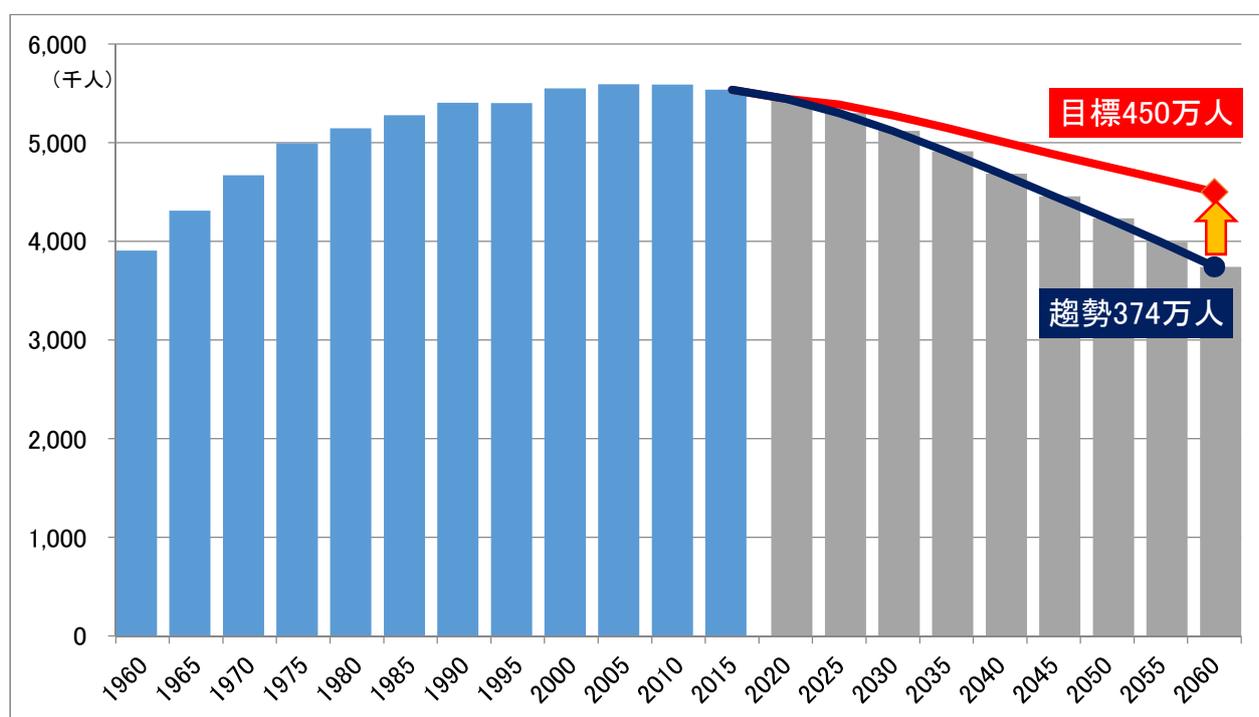
4 兵庫県の子ども・子育て環境をめぐる状況

(1) 総人口・人口構造の推移

総人口は2060年に450万人を目指す

本県の総人口は、戦後の300万人から、1961年に400万人を、1976年に500万人を超え、2009年11月には初めて560万人を超えた。しかし、その後、総人口は減少局面に突入し、2018年は548万人となった。今後は、地域創生の取り組みを加速させ2060年に総人口450万人を目指して取り組んでいく。

図表1 兵庫県の将来推計人口（兵庫県作成）



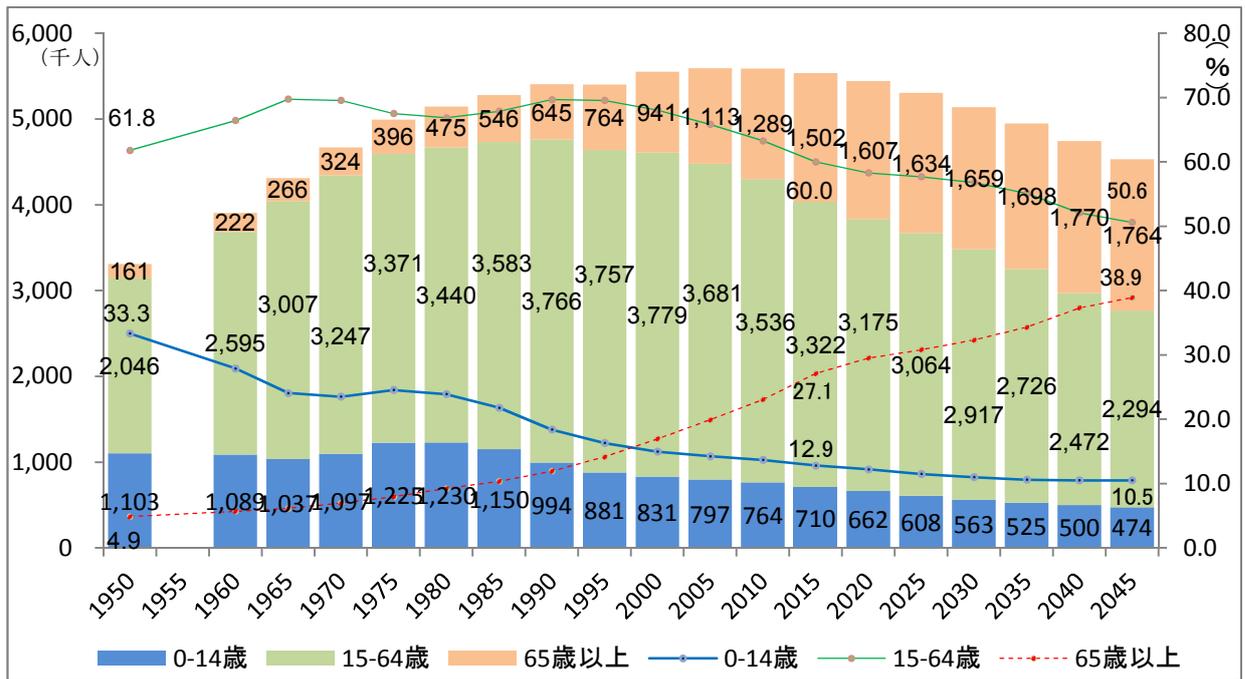
(人口構造の推移)

また、2015年の人口構成は、年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）、高齢者人口（65歳以上）は、それぞれ71万人、332万人、150万人となっており、総人口に占める割合は12.9%、60.0%、27.1%となっている。

1950年と比較すると年少人口は33.3%から12.9%と20ポイント以上低下した一方、高齢者人口は、4.9%から27.1%と20ポイント以上上昇しており、今後はこの傾向がさらに顕著になると見込まれる。

図表2 人口構造の推移と将来推計（年齢3区分別）（兵庫県）

（総務省：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所：日本の地域別将来推計人口(2018(平成30)年推計)）

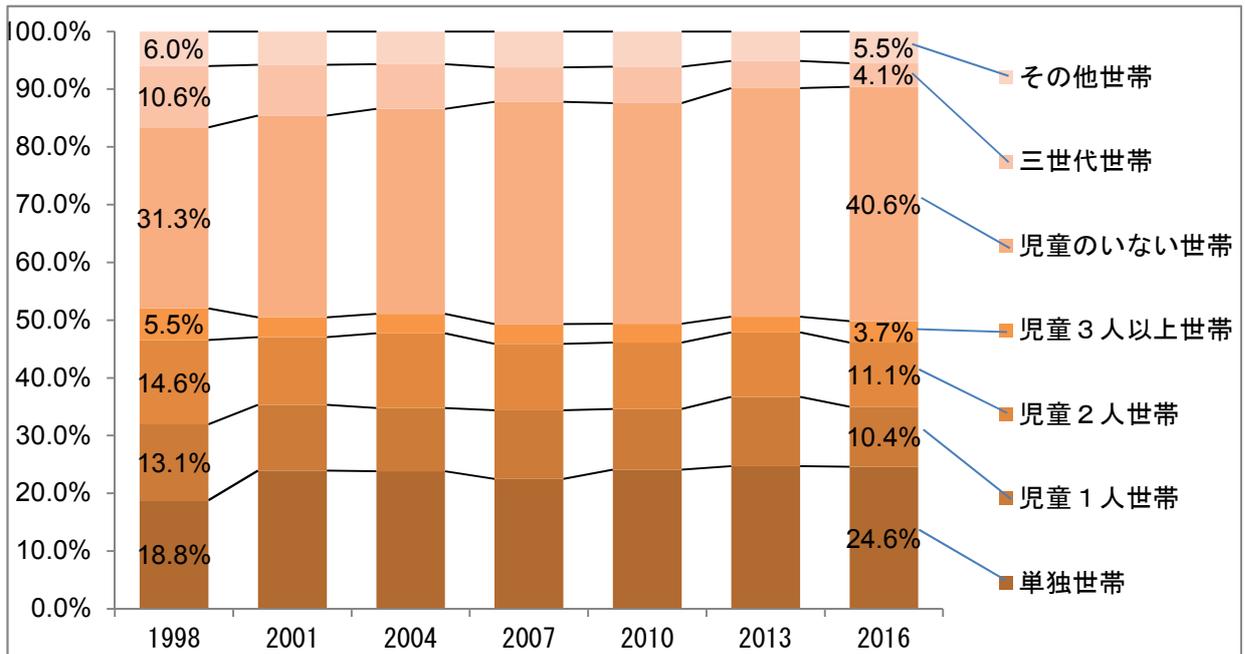


（世帯構成の推移）

1998年から2016年の間に、三世帯同居世帯は、10.6%から4.1%と大きく低下し、児童のいる世帯も1人、2人、3人以上世帯全てで低下している。

一方、児童のいない世帯は31.3%から40.6%と9.3ポイント上昇し、単独世帯も18.8%から24.6%と5.8ポイント上昇した。

図表3 世帯構成の状況（兵庫県）（厚生労働省：国民生活基礎調査）

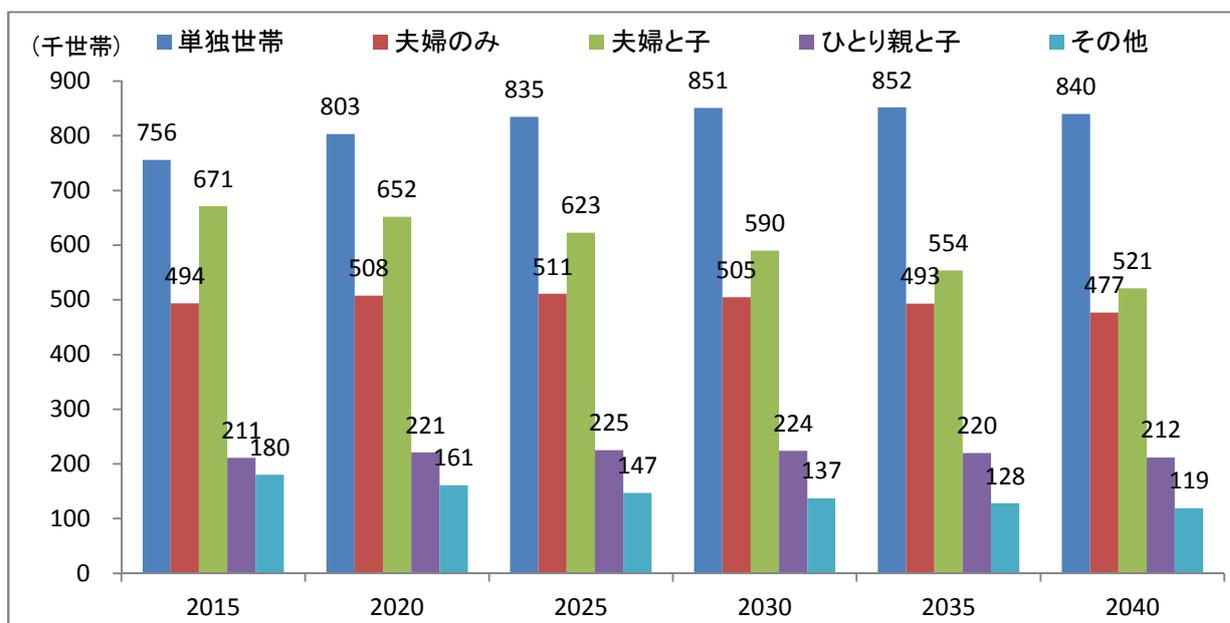


(将来の世帯構成の状況)

2015年から2040年にかけて単独世帯は756千世帯から840千世帯に84千世帯増えるが、子育て世帯（夫婦と子、ひとり親と子世帯の合計）は882千世帯から733千世帯と149千世帯減少する見込み。

また、世帯数に占める子育て世帯の割合も約38%から約34%に減少する。

図表4 将来の世帯数の推移(兵庫県) (国立社会保障・人口問題研究所：日本の世帯数の将来推計(2019(平成31)年推計))



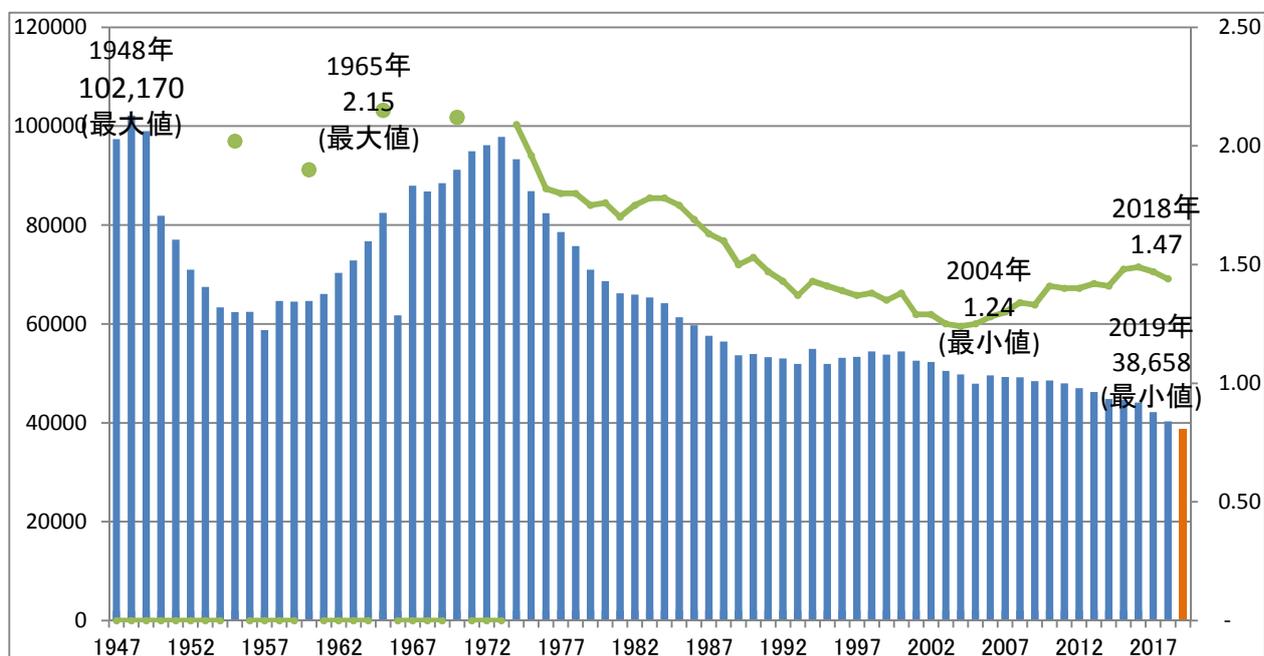
(2) 出生数・合計特殊出生率の推移

今後、4万人台を割込む出生数

本県の出生数は、1948年の第1次ベビーブーム期（1947～1949年）には10万人を超えていたが、2004年には5万人を割り込み、2019年は38,658人と統計開始以来初めて4万人を割り込んだ。

また、合計特殊出生率は、1950～1960年代は2.0前後で推移していたが、1975年に2.0を下回り、その後も低下を続け2004年には過去最低の1.24まで落ち込んだ。近年は上昇基調にあったものの、2018年は1.44と前年の1.47より0.03ポイント低下し、全国順位は33位となった。

図表5 出生数と合計特殊出生率（兵庫県）（厚生労働省：人口動態統計、兵庫県：推計人口）



図表6 2018（平成30）年都道府県別合計特殊出生率（厚生労働省：人口動態統計（確定数））

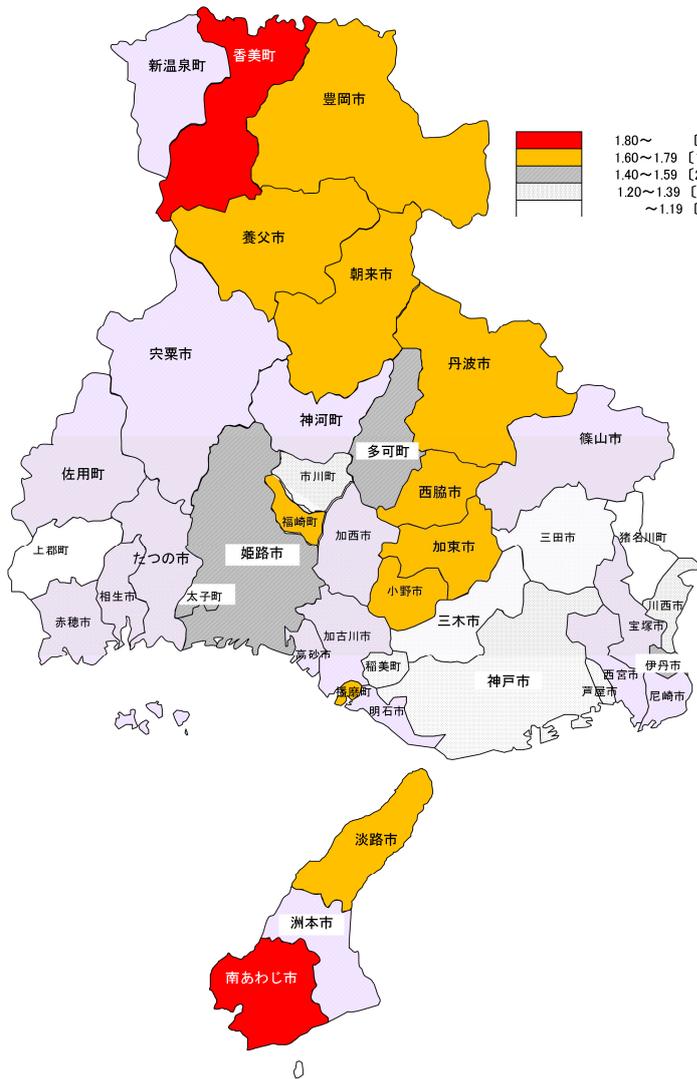
順位	都道府県	合計特殊出生率									
1	沖縄	1.89	13	広島	1.55	23	徳島	1.52	37	岩手	1.41
2	島根	1.74	14	滋賀	1.55	26	静岡	1.50	38	奈良	1.37
3	宮崎	1.72	15	愛媛	1.55	27	福岡	1.49	39	大阪	1.35
4	鹿児島	1.70	16	石川	1.54	28	高知	1.48	40	千葉	1.34
5	熊本	1.69	17	山口	1.54	29	山形	1.48	41	埼玉	1.34
6	長崎	1.68	18	愛知	1.54	30	和歌山	1.48	42	神奈川	1.33
7	福井	1.67	19	三重	1.54	31	群馬	1.47	43	秋田	1.33
8	佐賀	1.64	20	福島	1.53	32	栃木	1.44	44	宮城	1.30
9	香川	1.61	21	山梨	1.53	33	兵庫	1.44	45	京都	1.29
10	鳥取	1.61	22	岡山	1.53	34	茨城	1.44	46	北海道	1.27
11	大分	1.59	23	岐阜	1.52	35	青森	1.43	47	東京	1.20
12	長野	1.57	24	富山	1.52	36	新潟	1.41		全国	1.42

(市町における合計特殊出生率の状況)

2015年の市町別合計特殊出生率は、南あわじ市が1.83と県内で最高値となり、香美町の1.82、豊岡市の1.71が続いた。特に但馬、淡路、北播磨圏域で合計特殊出生率が高くなっている。

また、猪名川町の合計特殊出生率は1を割り込み0.94と県下最低値となるなど、阪神北圏域が比較的低い水準となっている。

図表7 兵庫県内市町別合計特殊出生率（総務省：国勢調査）



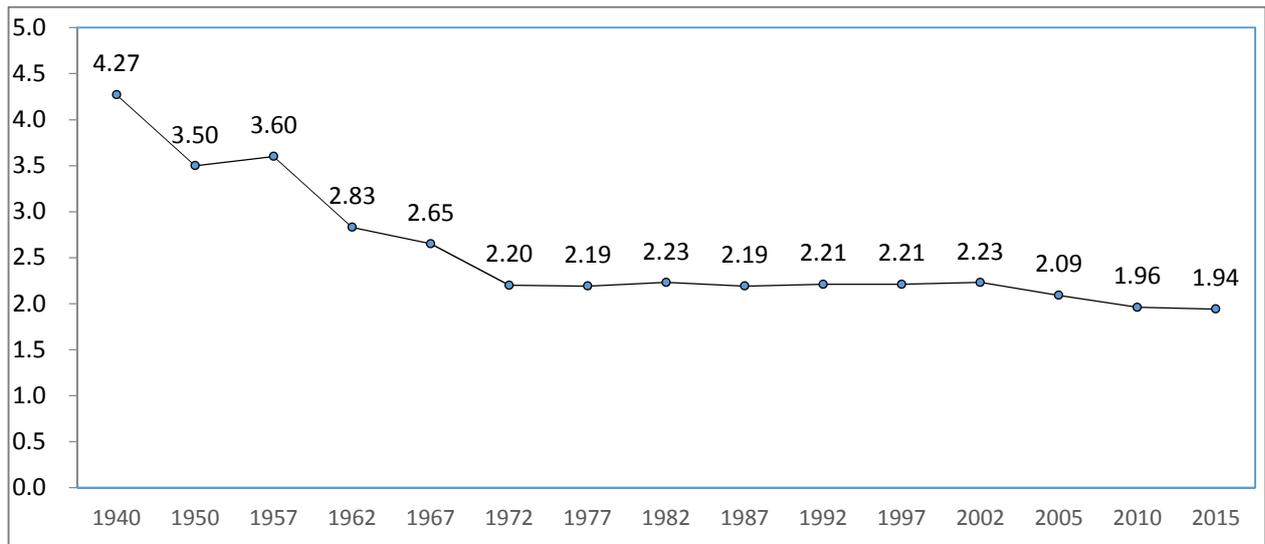
区分 (H27順位)	H22	H27	差引
	2010	2015	
1 南あわじ市	1.71	1.83	0.12
2 香美町	1.84	1.82	△ 0.02
3 豊岡市	1.94	1.71	△ 0.23
4 西脇市	1.73	1.68	△ 0.05
5 加東市	1.52	1.68	0.16
6 朝来市	1.72	1.67	△ 0.05
7 播磨町	1.45	1.66	0.21
8 小野市	1.48	1.63	0.15
9 養父市	1.73	1.62	△ 0.11
10 淡路市	1.37	1.62	0.25
11 丹波市	1.69	1.61	△ 0.08
12 福崎町	1.52	1.60	0.08
13 姫路市	1.55	1.59	0.04
14 相生市	1.52	1.59	0.07
15 明石市	1.48	1.58	0.10
16 伊丹市	1.63	1.57	△ 0.06
17 加古川市	1.50	1.56	0.06
18 宍粟市	1.58	1.56	△ 0.02
19 太子町	1.79	1.56	△ 0.23
20 たつの市	1.42	1.53	0.11
21 尼崎市	1.51	1.52	0.01
22 高砂市	1.53	1.52	△ 0.01
23 神河町	1.39	1.52	0.13
24 西宮市	1.34	1.49	0.15
25 加西市	1.23	1.46	0.23
26 多可町	1.35	1.45	0.10
27 篠山市	1.45	1.45	0.00
28 宝塚市	1.34	1.44	0.10
29 赤穂市	1.40	1.43	0.03
30 新温泉町	1.76	1.43	△ 0.33
31 佐用町	1.30	1.42	0.12
32 洲本市	1.67	1.41	△ 0.26
33 神戸市	1.29	1.37	0.08
34 川西市	1.30	1.36	0.06
35 稲美町	1.11	1.36	0.25
36 芦屋市	1.32	1.34	0.02
37 三木市	1.15	1.34	0.19
38 市川町	1.02	1.34	0.32
39 三田市	1.24	1.27	0.03
40 上郡町	1.22	1.18	△ 0.04
41 猪名川町	1.24	0.94	△ 0.30
兵庫県	1.41	1.48	0.07
全国	1.39	1.45	0.06

(夫婦の出生力の状況)

夫婦の完結出生児数は、戦後大きく低下し、1972年に2.20人となった後は、2002年まで2.23人と30年間は安定的に推移していたが、2010年には2.0人を割り込み、2015年は1.94人となった。

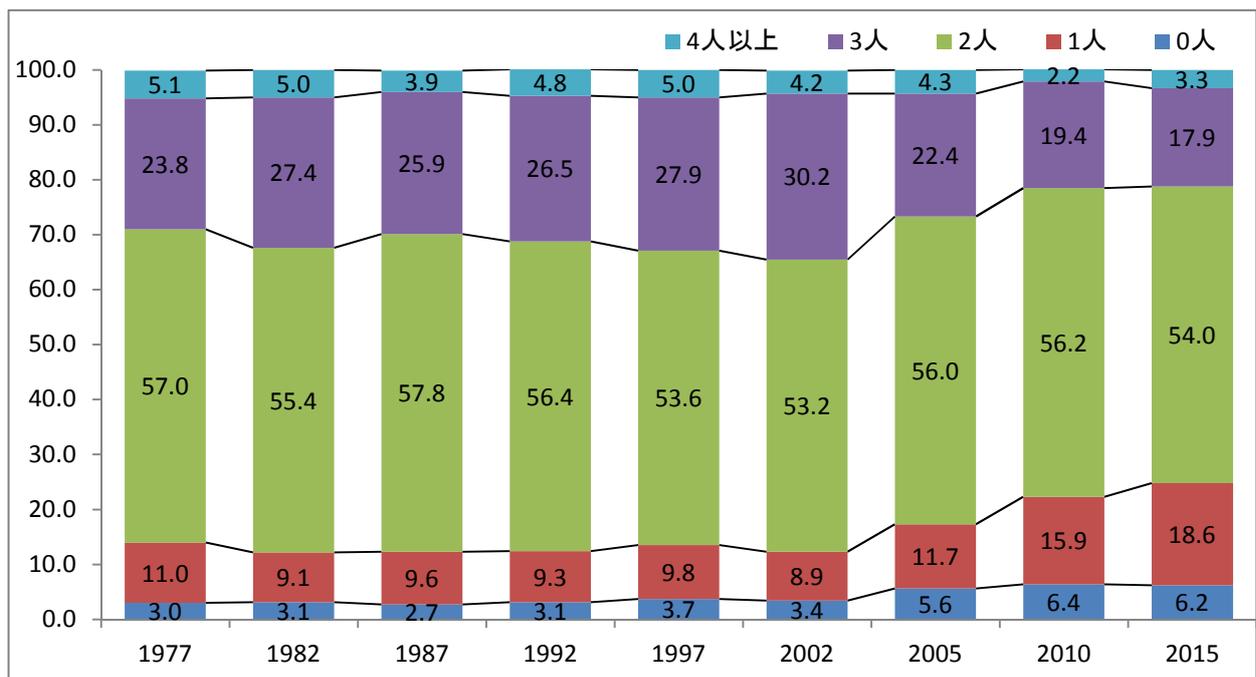
また、結婚持続期間15～19年の夫婦の出生子ども数は、1977年から2015年の間に、子ども1人と0人の夫婦割合は増加し、それぞれ11.0%から18.6%、3.0%から6.2%となった。一方、子ども3人と4人以上の夫婦割合は減少し、それぞれ23.8%から17.9%に、5.1%から3.3%となった。

図表8 完結出生児数の推移（全国）（国立社会保障・人口問題研究所：出生動向基本調査）



図表9 夫婦の出生子ども数分布の推移（結婚持続期間15～19年）（全国）

（国立社会保障・人口問題研究所：出生動向基本調査）

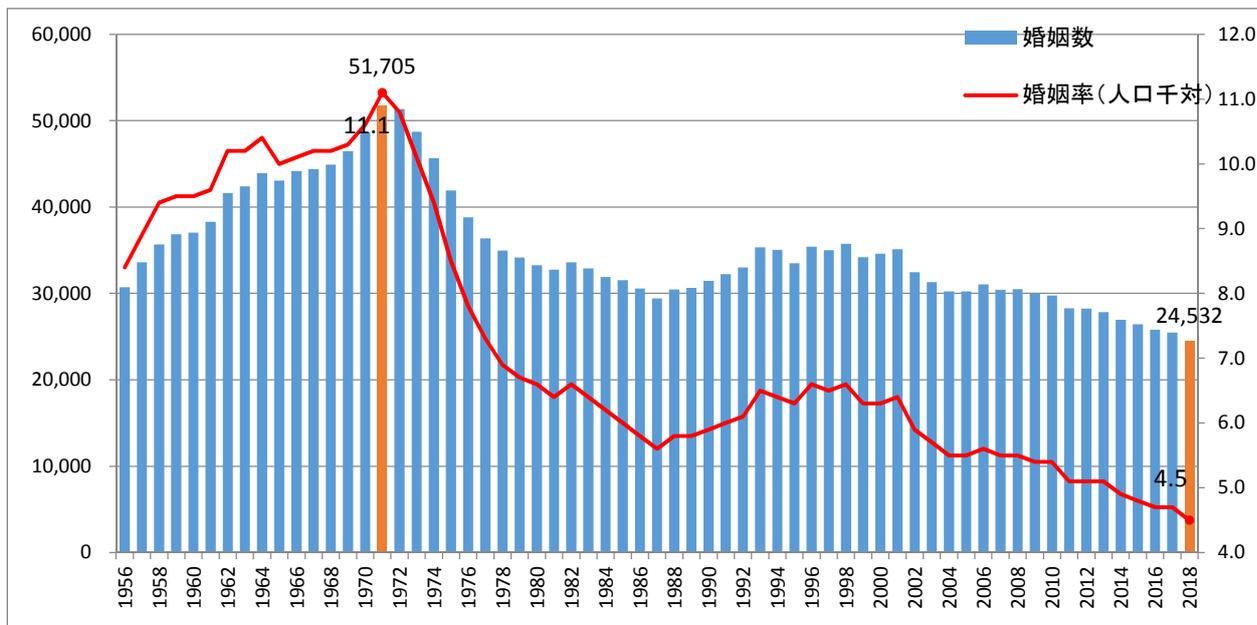


(3) 婚姻の状況

過去最低となった婚姻件数

本県の婚姻件数は1971年にピークの51,705件、婚姻率（人口千対）11.1を記録した。しかし、その後、婚姻件数、婚姻率ともに低下傾向となり、2018年は24,532件、4.5とピーク時の半分以下の水準となった。

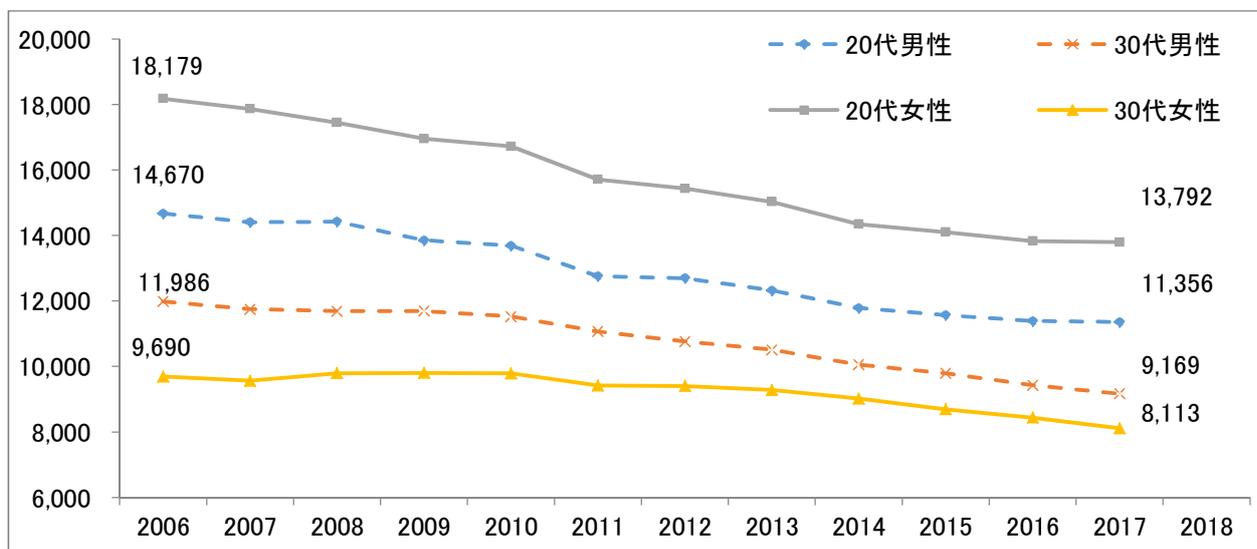
図表10 婚姻件数及び婚姻率（人口千対）の年次推移（兵庫県）（厚生労働省：人口動態統計）



(20代、30代の婚姻の状況)

20代、30代の婚姻件数は減少傾向にあり、特に20代女性では2006年から2017年の約10年間に約5千件減少し、13,792件（▲24.1%）となり、20代女性の人口減少率（▲21.5%）を上回っている。

図表11 20代、30代の婚姻件数の年次推移（兵庫県）（厚生労働省：人口動態統計）

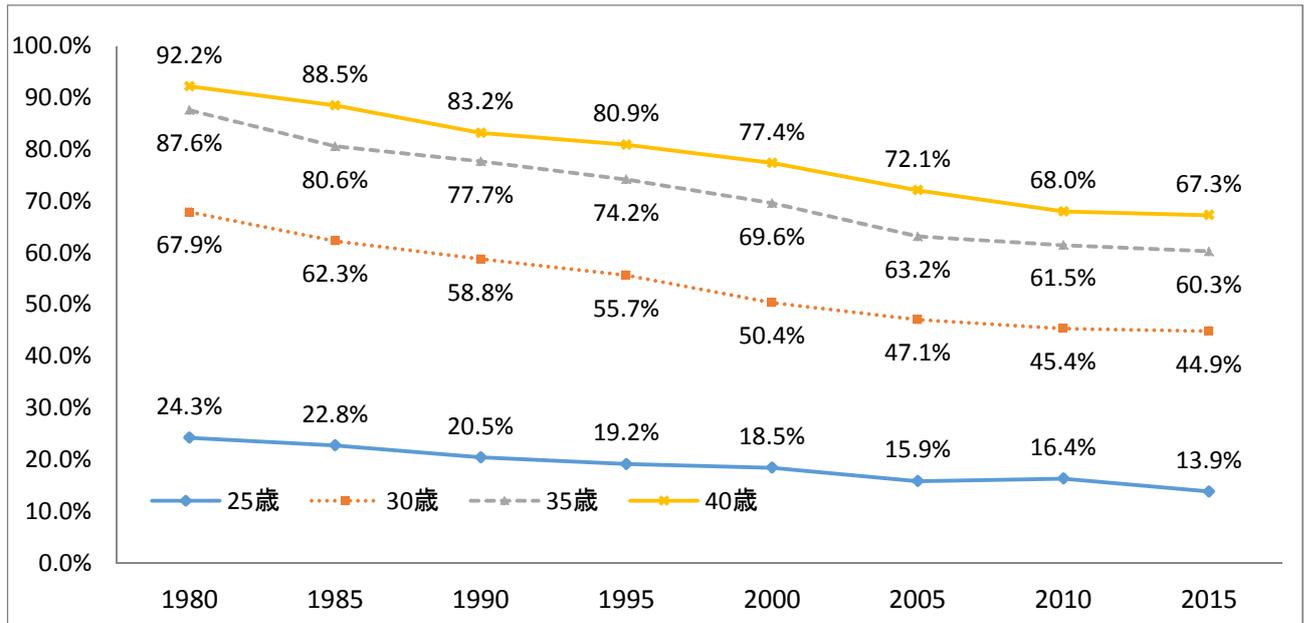


(20代、30代の有配偶の状況)

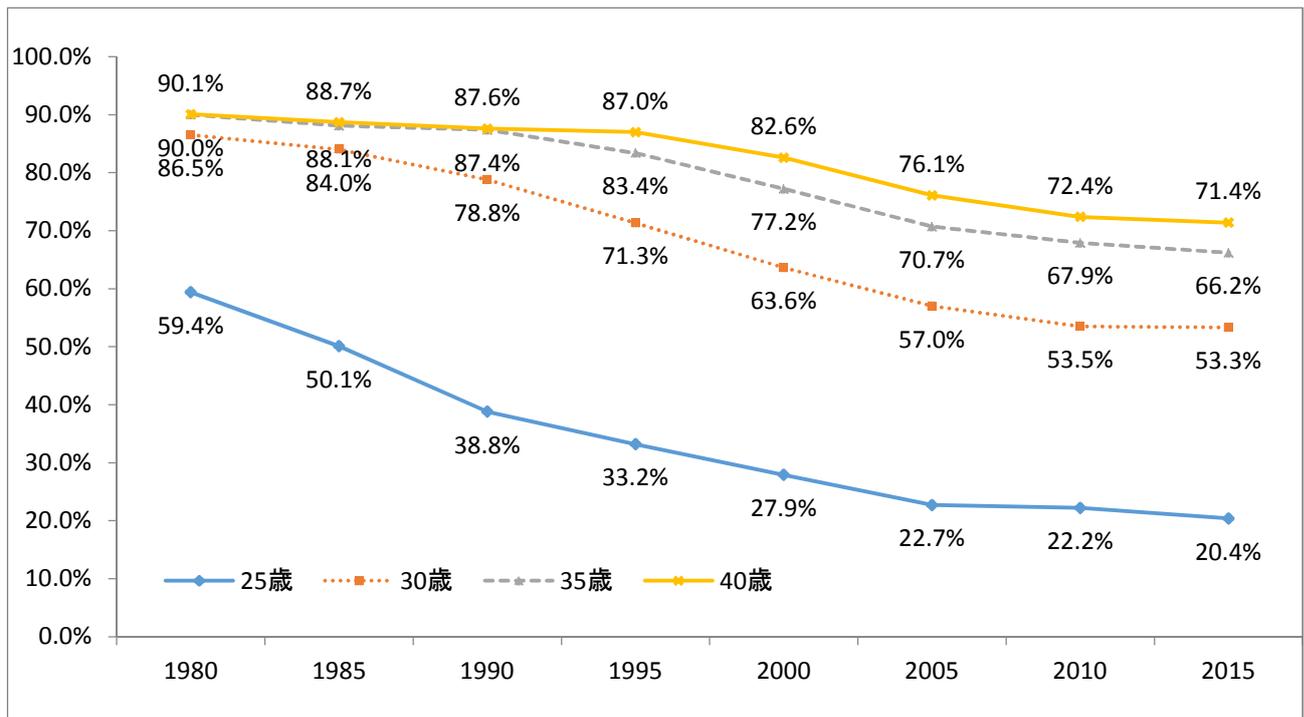
県内男性の有配偶率（人口に占める有配偶の割合）を見ると1980年から2015年の間に30歳時点では67.9%から44.9%と23ポイント低下し、40歳時点では92.2%から67.3%と約25ポイント低下しており、3割強の男性が配偶者なしとなっている。

また、女性は1980年から2015年の間で30歳時点の有配偶率は、86.5%から53.3%と約33ポイント低下し、40歳時点では、90.1%から71.4%に落ち込んでおり、未婚化・晩婚化の進展が窺える。

図表 12 年齢階級別男性有配偶率（兵庫県）（総務省：国勢調査）



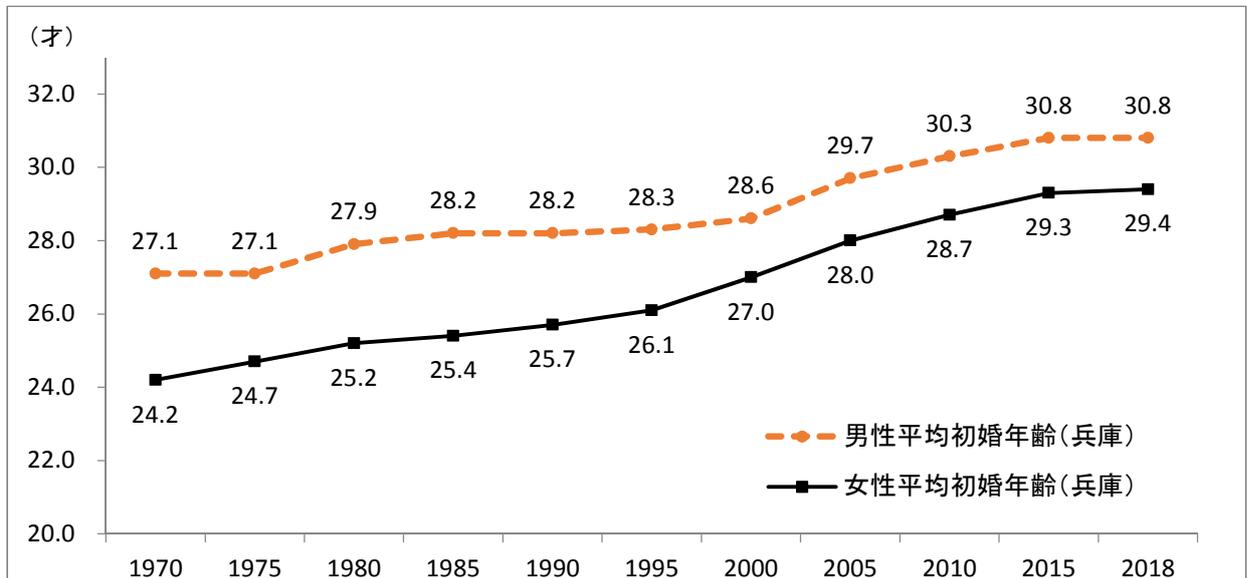
図表 13 年齢階級別女性有配偶率（兵庫県）（総務省：国勢調査）



(平均初婚年齢の推移)

県内男性と女性の平均初婚年齢は1970年から2018年の間にそれぞれ、27.1歳から30.8歳と3.7歳、24.2歳から29.4歳と5.2歳上昇した。晩婚化は進んでいるものの、近年その傾向は鈍化してきている。

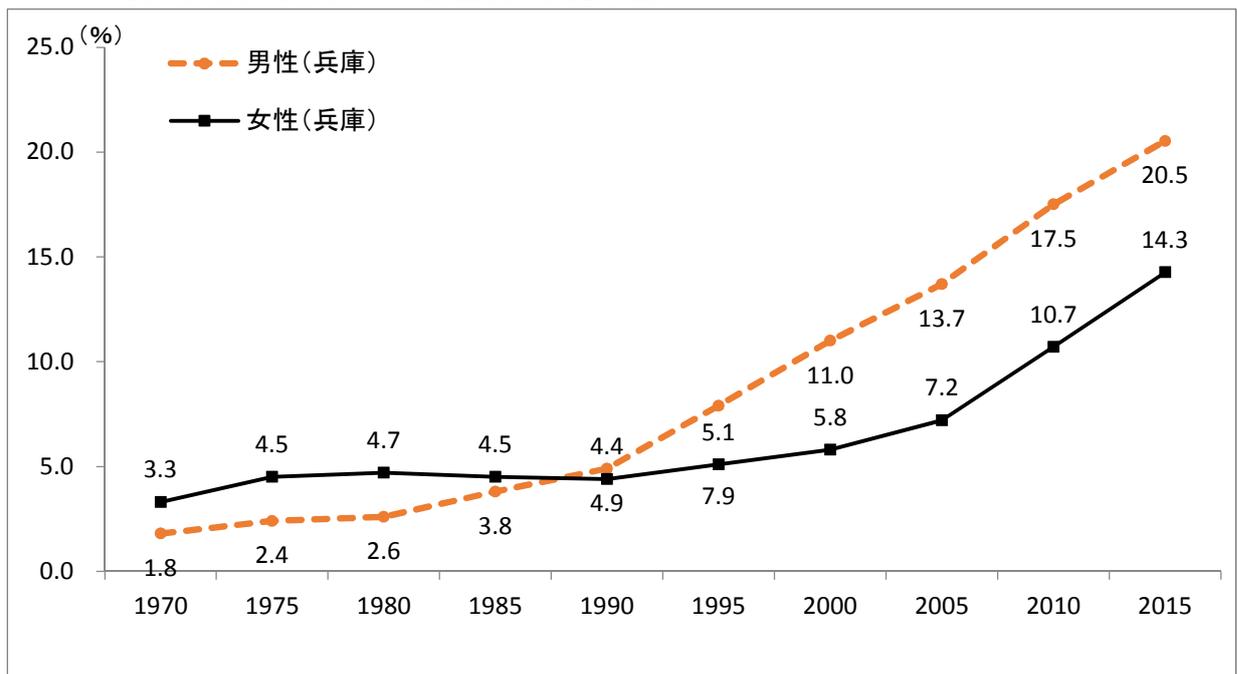
図表 14 平均初婚年齢（兵庫県）（厚生労働省：人口動態調査）



(50歳時未婚率の推移)

50歳時点の未婚割合をみると、1970年時点では男性は1.8%、女性は3.3%であったが、2015年では20.5%（5人に1人）、14.3%（7人に1人）とそれぞれ大幅に上昇しており、晩婚化・非婚化が進んでいる。

図表 15 50歳時未婚率（兵庫県）（総務省：国勢調査）

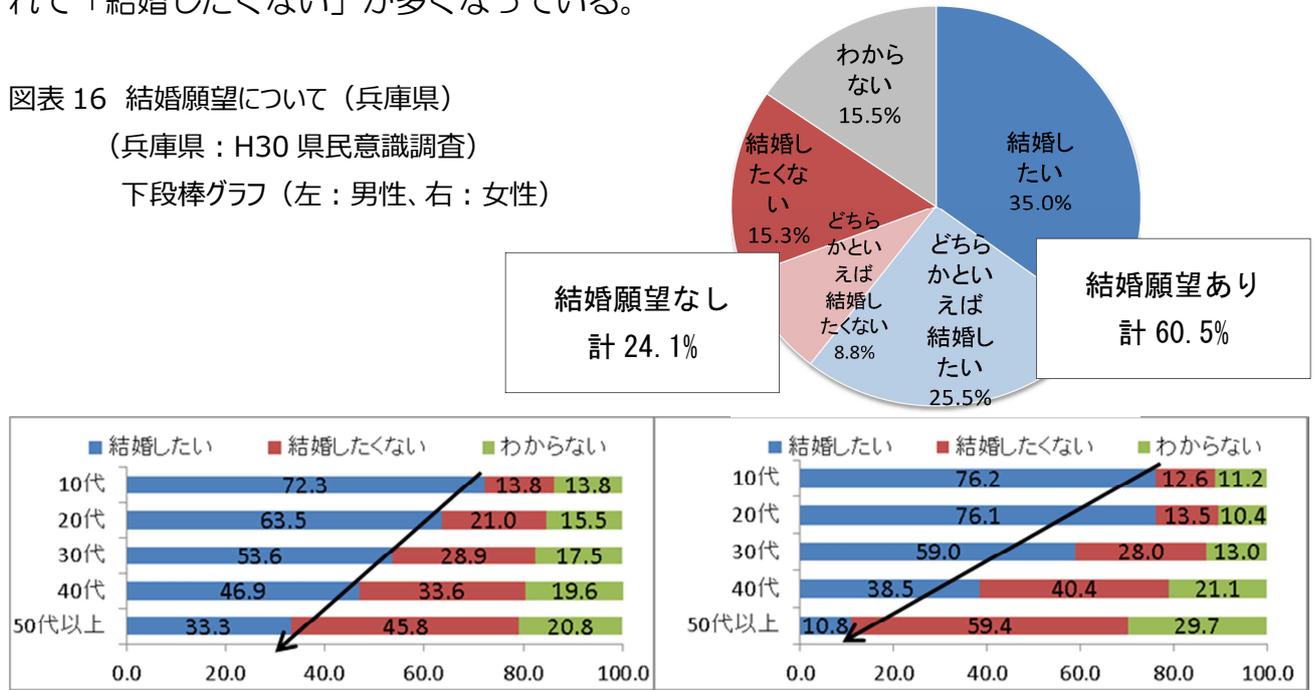


(結婚をめぐる意識)

未婚者のうち、結婚願望がある者は60.5%、結婚したくない者は24.1%となった。

性別・年代別では、10~20代女性の75%以上に結婚願望があり、同年代の男性に比べて高くなっている。また、男女ともに、若年層ほど結婚願望が高く、年代が上がるにつれて「結婚したくない」が多くなっている。

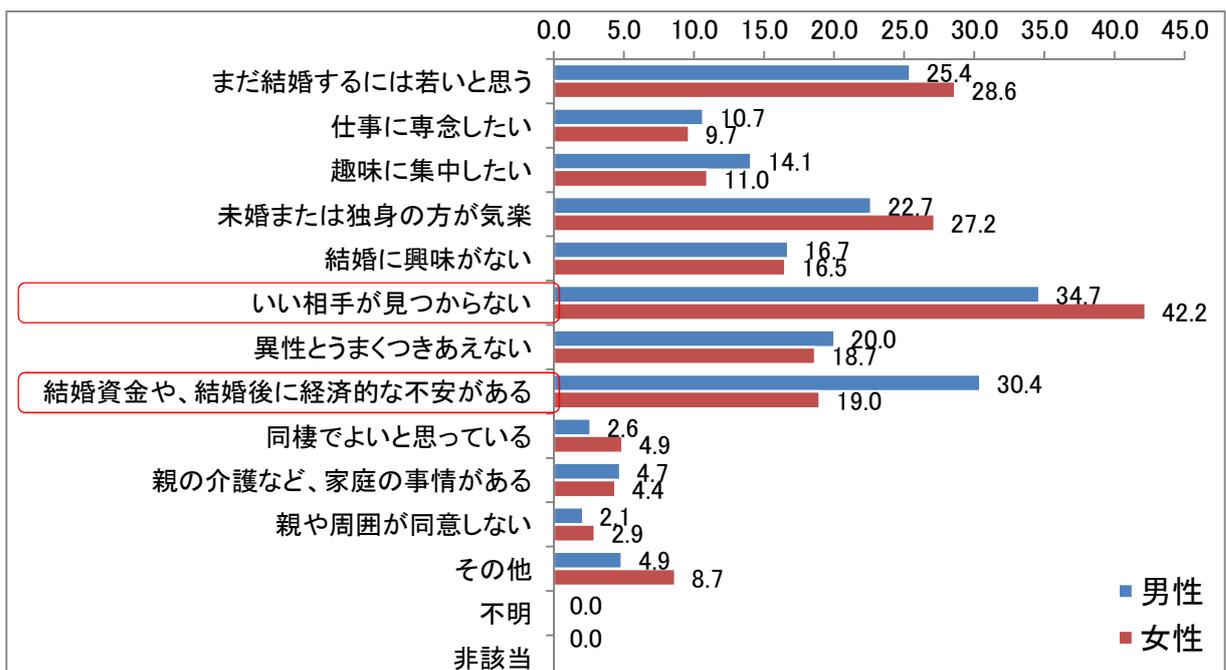
図表 16 結婚願望について (兵庫県)
(兵庫県：H30 県民意識調査)
下段棒グラフ (左：男性、右：女性)



(未婚・独身でいる理由)

未婚・独身でいる理由は、男女ともに「いい相手が見つからない」が最も多かった。男性では、「結婚資金や、結婚後に経済的な不安がある」が続き、女性では、「まだ結婚するには若いと思う」が続いている。

図表 17 未婚・独身でいる理由 (兵庫県) (兵庫県：H30 県民意識調査)

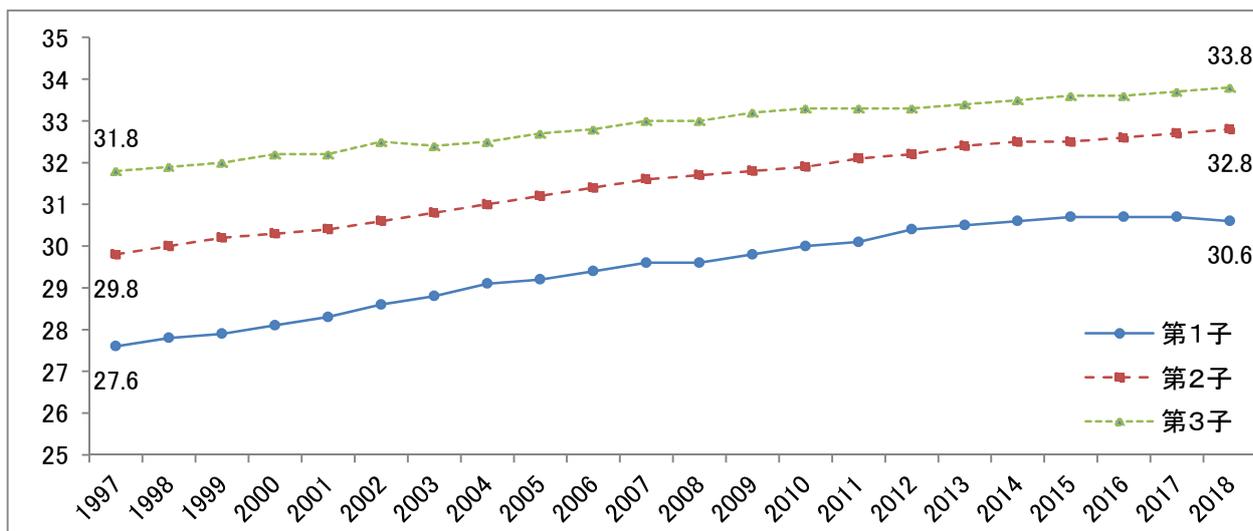


(4) 出産・子育てをめぐる状況

出産年齢は引き続き上昇

出生時の母親の平均年齢を出生順位別にみると、1997年と2018年を比べると、第1子は27.6歳から30.6歳に、第2子は29.8歳から32.8歳に、第3子は31.8歳から33.8歳とそれぞれ2～3歳上昇しており、晩産化が進展している。

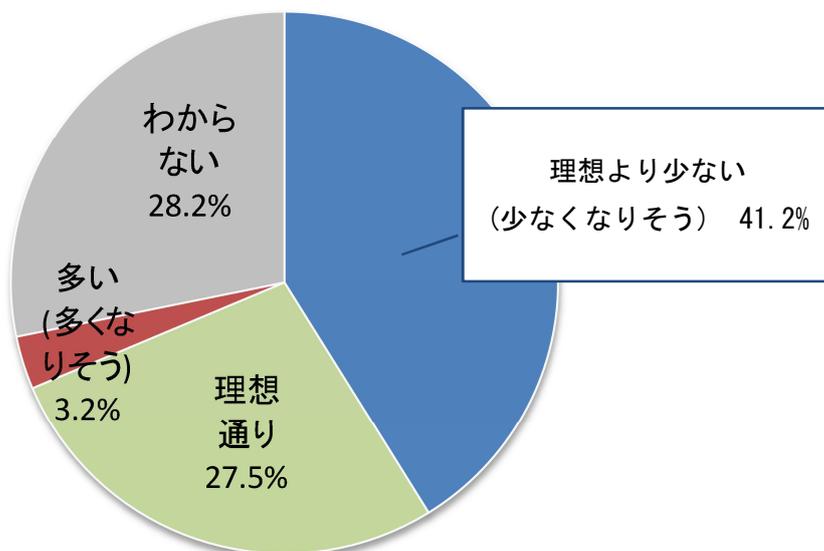
図表 18 子どもを出生したときの母親の年齢（兵庫県）（厚生労働省：人口動態調査）



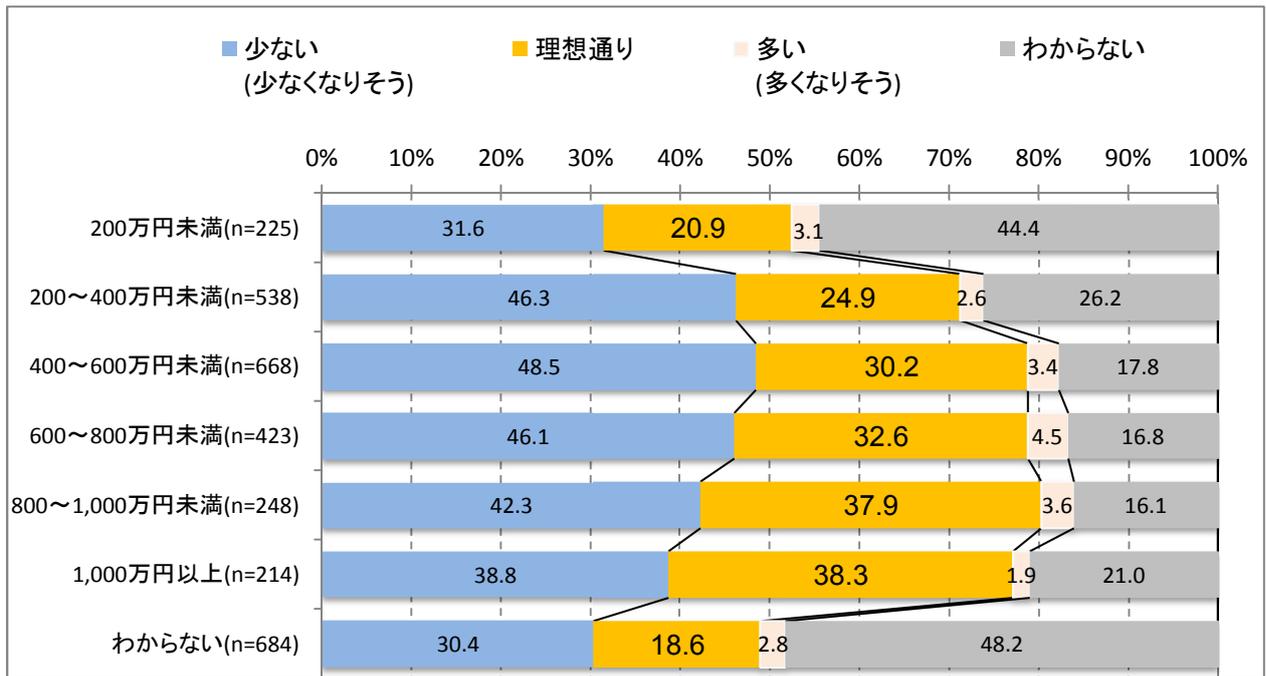
(理想と現実の子ども数の差)

子どもの数は、「理想よりも少ない（少なくなりそう）」が41.2%と最も多く、次いで理想通りが27.5%となった。また、世帯年収別でみると、世帯年収が上がるにつれて「理想通り」とする回答が多くなった。

図表 19 理想と実際の子どもの数の差（兵庫県）（兵庫県：H30 県民意識調査）



図表 20 理想と実際の子どもの数の差（世帯年収別）（兵庫県）（兵庫県：H30 県民意識調査）



（子育てに関するイメージ）

独身者は、「親としての責任が大きく不安（45.0%）」、「育児がうまくできるか不安（40.6%）」、「自由に使えるお金や時間、行動が制約される（32.0%）」などが上位を占め、漠然とした不安や、ネガティブなイメージを持つ者が多かった。

図表 21 子育てに関するイメージ（兵庫県）（兵庫県：H30 県民意識調査）

	回答数 (n)	明るく楽しい家庭生活が送れる	精神的な安らぎがある	日々の生活に活力が生まれる	自分自身が成長できる	社会的な信用が得られる	老後の生活が安心できる	育児がうまくできるか不安	親としての責任が大きく不安	行動が制約されるお金や時間、	自由に使えるお金や時間、	人間関係がわずらわしい	子どもの親同士の付き合いや	その他
全体	3000	35.8	18.4	29.7	30.0	6.2	7.1	31.7	37.2	28.7	19.1	1.2		
独身者	1261	23.1	12.8	19.8	21.6	6.7	9.4	40.6	45.0	32.0	22.4	1.8		
夫婦のみ	302	35.4	13.9	29.1	27.8	8.3	8.3	37.7	37.4	27.5	20.2	1.3		
ベビーファミリー層	728	51.8	21.6	35.9	36.3	6.3	5.6	27.5	32.4	27.3	16.1	0.4		
ヤングファミリー層	250	44.4	24.8	41.6	38.0	3.2	4.0	20.0	33.6	28.4	18.8	0.8		
ファミリー層	449	41.0	29.2	41.4	40.3	6.7	3.8	16.7	25.4	23.2	14.3	0.9		

ネガティブイメージ

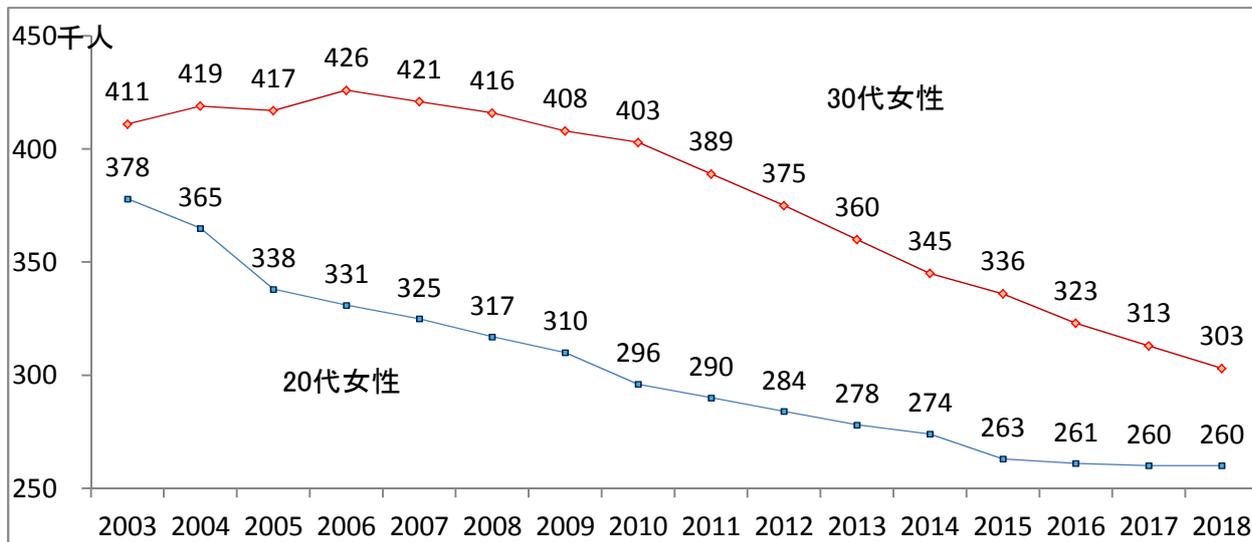
ポジティブイメージ

(5) 若年女性人口の推移

20～30代女性人口は減少

本県の20代、30代女性は2003年には378千人、411千人だったが、2018年には260千人、303千人とそれぞれ約3割減少しており、人口構造的に、今後も女性人口の減少は続くと思込まれる。

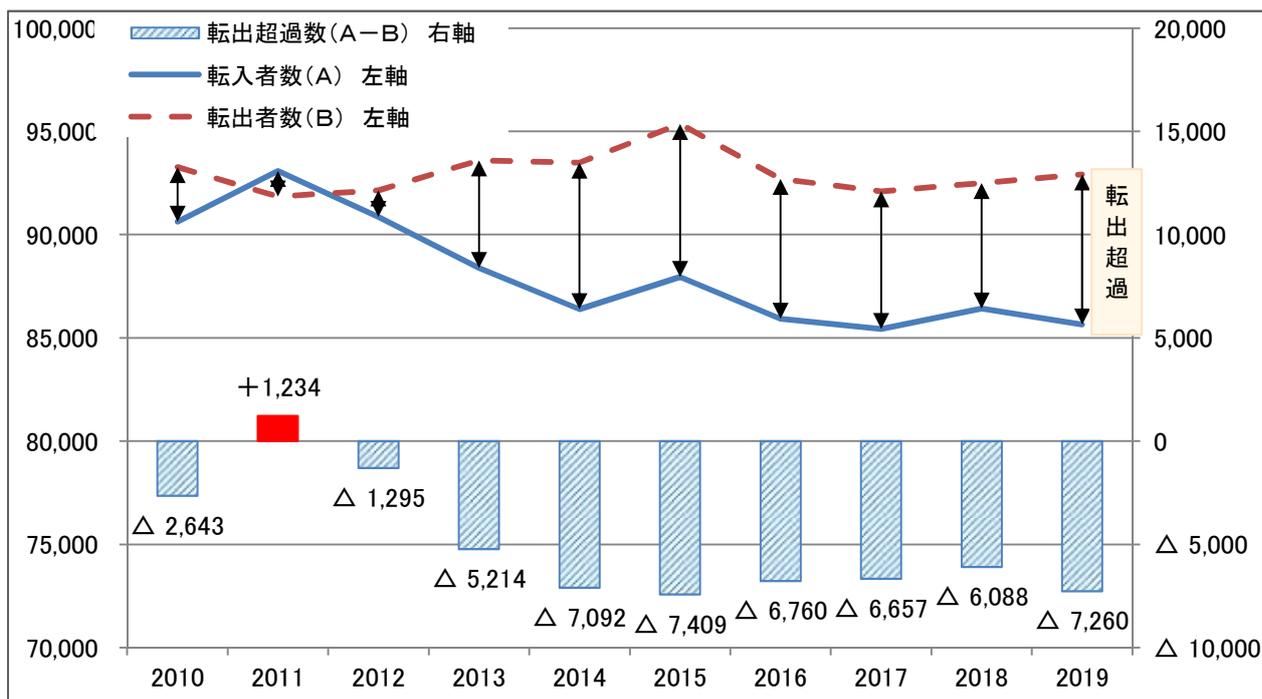
図表 22 20代、30代女性人口の推移（兵庫県）（総務省：人口推計）



(人口の社会移動)

2012年以降転出超過が続いており、2019年は7,260人の転出超過となった。年代別内訳をみると、20代が大半を占めており、進学・就業に伴う移動が多いと考えられる。

図表 23 人口移動状況（兵庫県、日本人）（総務省：住民基本台帳人口移動報告）



図表 24 人口移動状況（兵庫県、日本人）（総務省：住民基本台帳人口移動報告）

(単位：人)

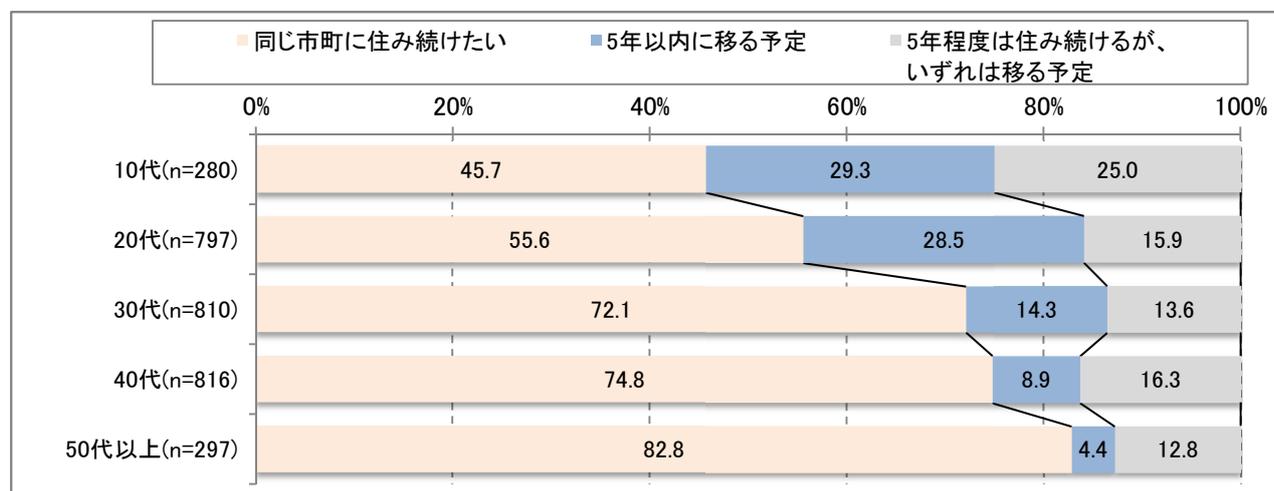
区分	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	差引 2019-2013
20代男性	△2,935	△3,293	△3,590	△3,774	△3,760	△4,086	△4,208	△1,273
20代女性	△1,306	△1,647	△1,928	△1,969	△2,231	△2,604	△2,890	△1,584
30代男性	△195	△480	△709	△518	△282	57	△47	+148
30代女性	△499	△501	△690	△436	△412	△84	△495	+4
20～30代計	△4,935	△5,921	△6,917	△6,697	△6,685	△6,717	△7,640	△2,705
20～30代以外	△279	△1,171	△492	△63	28	629	380	659
総数	△5,214	△7,092	△7,409	△6,760	△6,657	△6,088	△7,260	△2,046

※△は転出超過

（県外転出の意向）

県内在住者の年代別転出意向では、10代、20代の約半数が転出の意向を示した。また、主な転居理由は、10代は就職・進学、20代は就職・転職に伴うものが上位となった。

図表 25 転出の意向（年代別）（兵庫県）（兵庫県：H30 県民意識調査）



図表 26 主な転居理由（年代別）（兵庫県）（兵庫県：H30 県民意識調査）

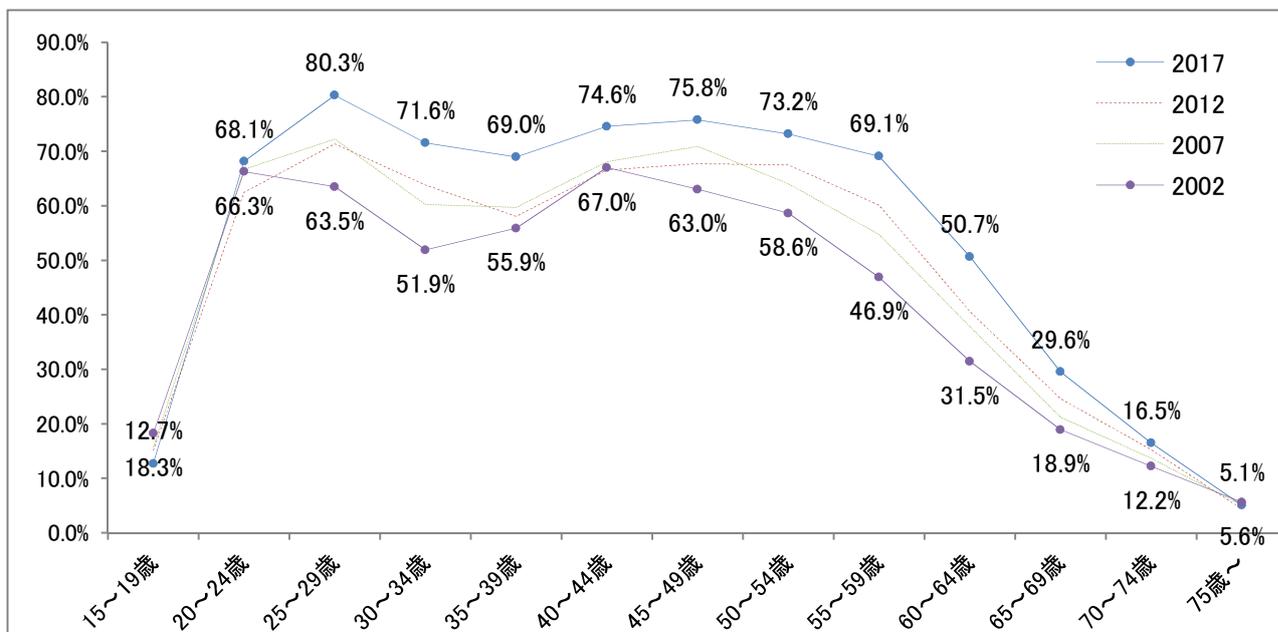
10代	20代	30代
1 就職 2 入学・進学	1 転職・転勤 2 就職 3 結婚・同棲	1 転職・転勤 2 持ち家の取得 3 子の成長に伴う広い住居への転居

(6) 女性の社会進出

M字カーブは改善の方向に

2017年は35～39歳を底とするM字型カーブを描いているが、2002年と比べ55.9%から69.0%と約13ポイント上昇するとともに、全ての年齢階級で労働力率は上昇しており、グラフ全体の形は背の高い台形に近づきつつある。

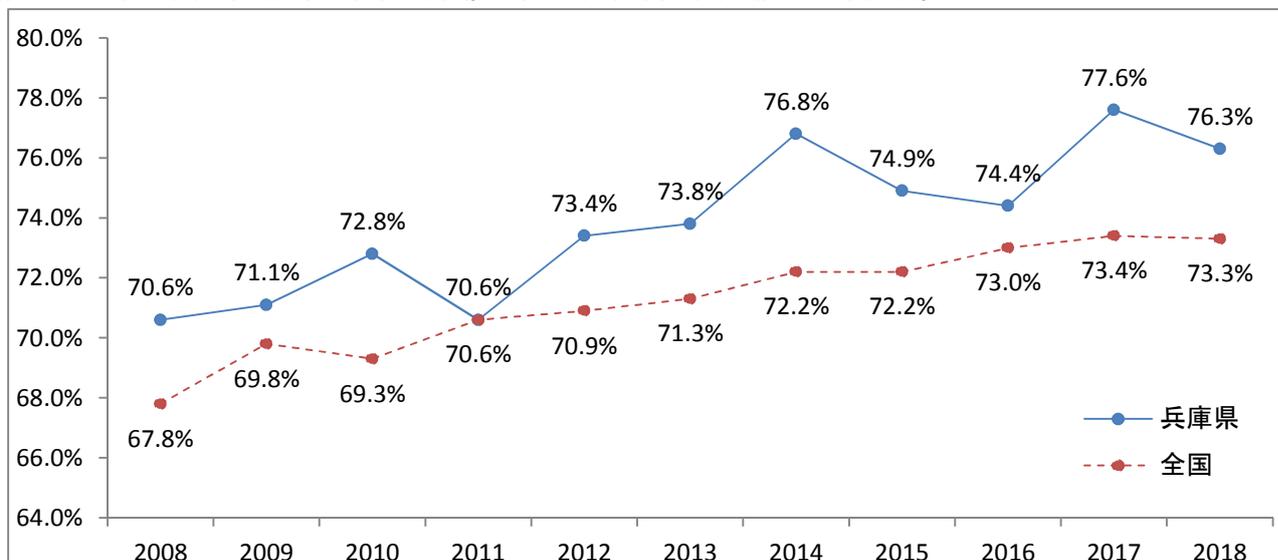
図表 27 女性の有業率（兵庫県）（総務省：就業構造基本調査）



(男女の賃金格差)

男性の賃金を100とした場合の女性賃金の割合をみると、近年は改善傾向にあり、2008年と2018年を比較すると70.6%から76.3%と5.7ポイント上昇し、全国の伸び率（5.5ポイント）を上回った。

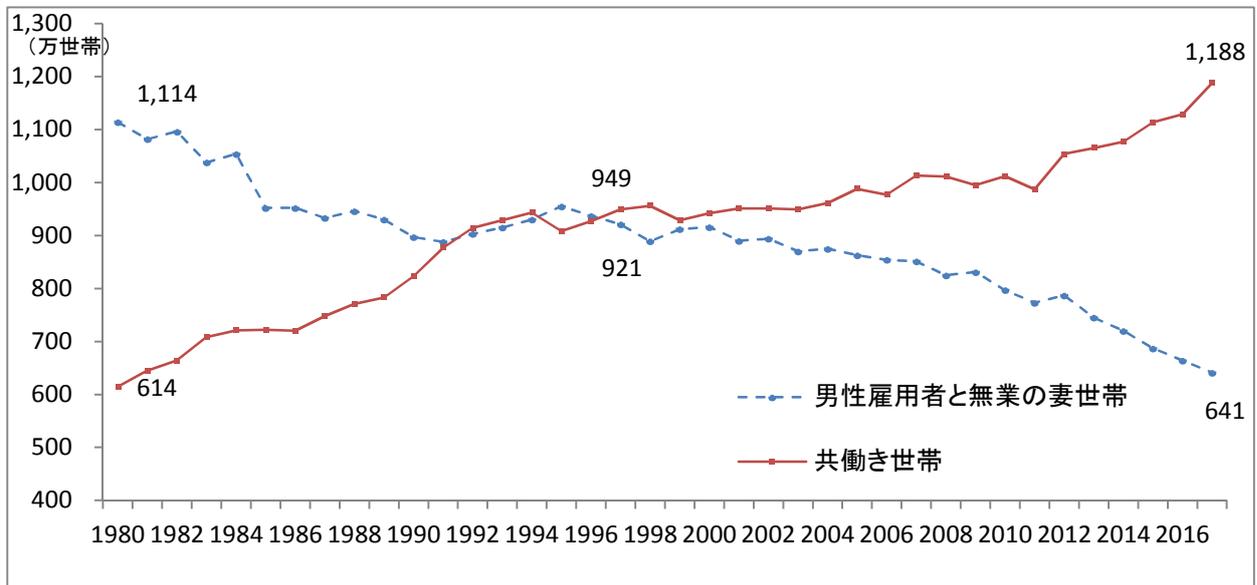
図表 28 男女の賃金格差（兵庫県と全国）（厚生労働省：賃金構造基本調査）



(共働き等世帯数の推移)

1980年以降、夫婦共に雇用者の共働き世帯は年々増加し、1997年以降は共働き世帯数が男性雇用者と無業の妻から成る世帯数を上回っている。2017年には、共働き世帯が1,188万世帯、男性雇用者と無業の妻から成る世帯が641万世帯となった。

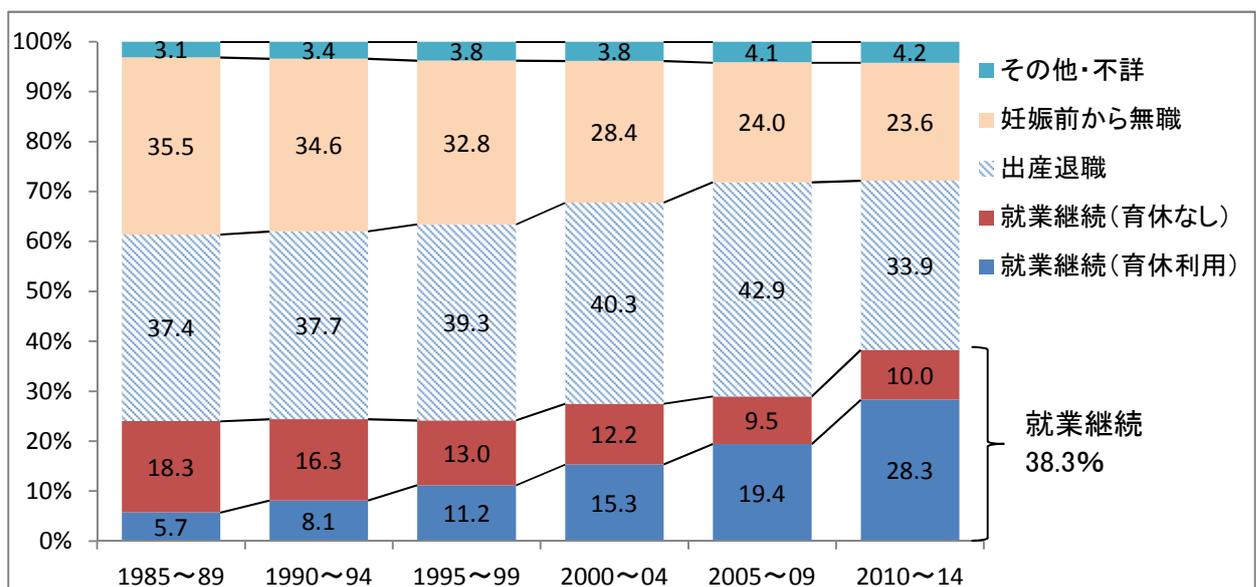
図表 29 共働き等世帯数の推移 (全国) (総務省：労働力調査、労働力調査特別調査)



(出産前後の妻の就業変化)

第1子出産前後の妻の就業状態の変化をみると、妊娠前の妻の就業率が7割超で推移する中、出産退職する妻が減少しており、第1子出産後就業継続者の割合は、2005～09年の28.9%から2010～14年の38.3%へと10ポイント近く上昇した。

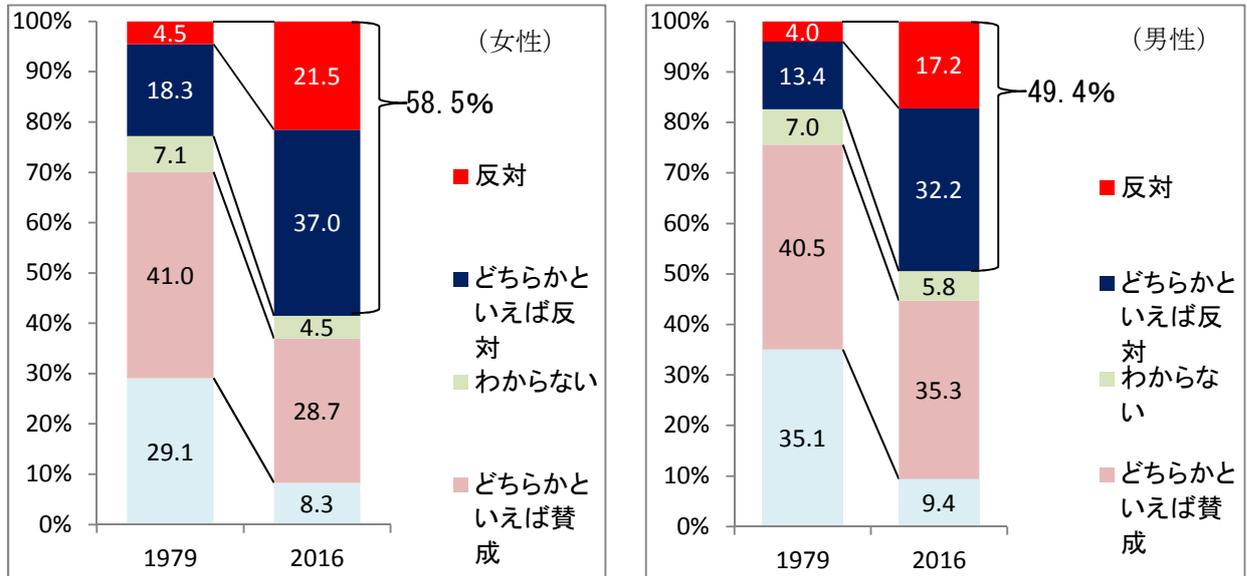
図表 30 子どもの出生年別にみた、出産前後の妻の就業変化 (第1子) (全国)
(国立社会保障・人口問題研究所：出生動向基本調査)



(性別役割分担意識の変化)

「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方（性別役割分担意識）に反対する者の割合（「反対」＋「どちらかといえば反対」）は、男女とも増加している。1979年と2016年を比較すると、女性は22.8%から58.5%と35.7ポイント、男性は17.4%から49.4%と32.0ポイント増加した。

図表 31 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきだ」という考え方に対する意識（男女別）（全国）（内閣府調査）



(7) 若者の経済的自立の促進

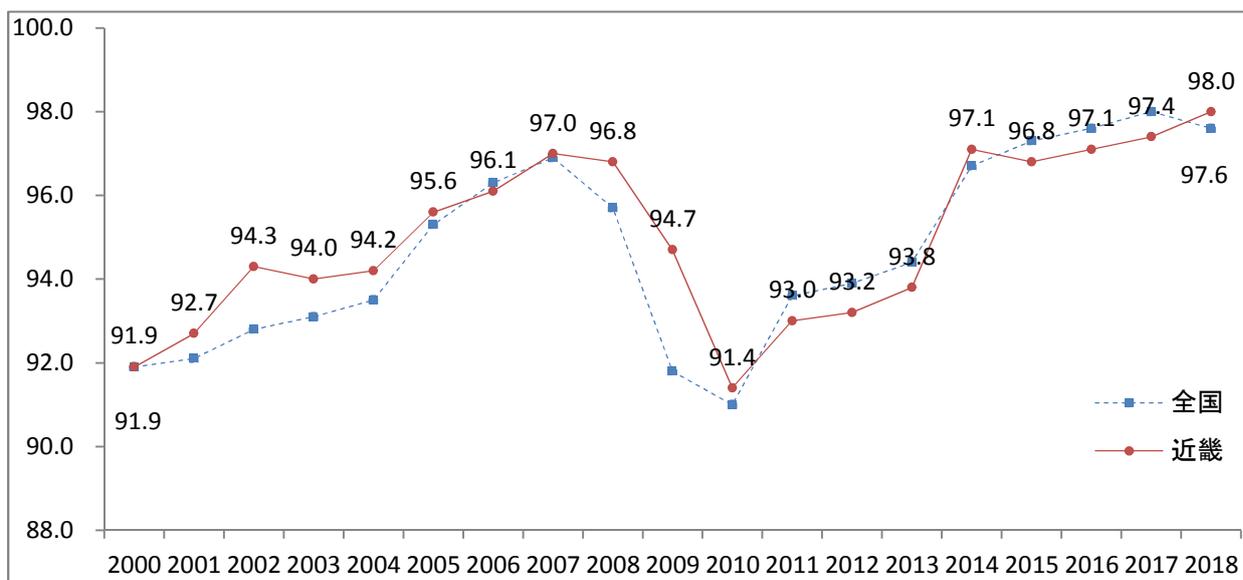
大学、高校卒業者の就職率は高水準に

大学生（近畿）の就職率は2018年に98.0%で2000年以降最も高い数値となり、2000年比で6.1ポイント上昇するなど、近年は高水準で推移している。

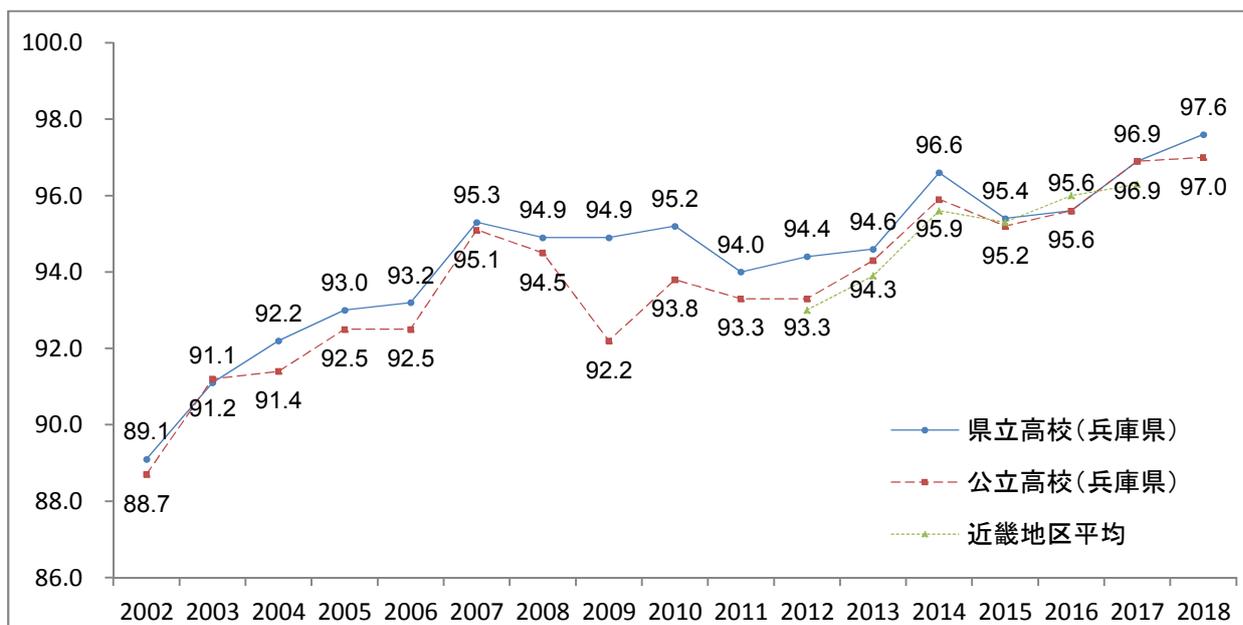
また、県立高等学校卒業者の就職内定状況（各年3月末現在）は、統計をとり始めた2002年以降、最高の97.6%となり、2002年と比較し8.5ポイント上昇している。

図表 32 大学等卒業者の就職率（全国と近畿）

（文部科学省：大学等卒業者及び高校卒業者の就職状況調査）



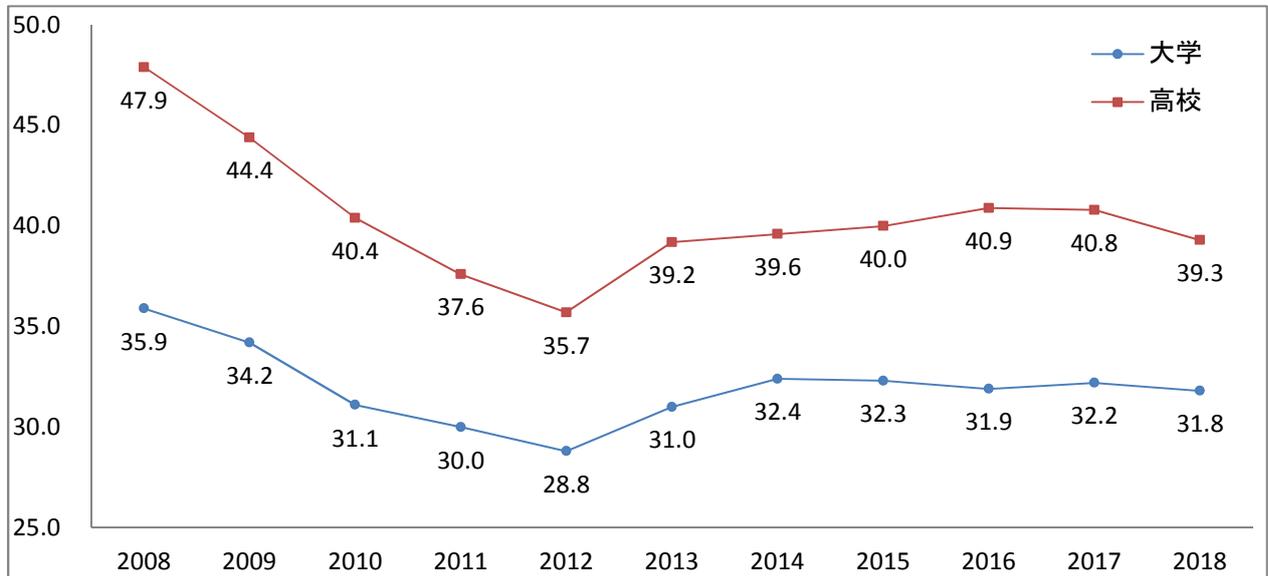
図表 33 公立・県立高校の就職内定状況の推移（3月末現在）（兵庫県）（兵庫県：教育委員会調査）



(新規学卒就職者の離職状況)

新規学卒就職者の就職後3年以内の離職状況は、2018年調査（2015.3卒の状況）で新規高卒就職者の約4割（39.3%）、新規大卒就職者の約3割（31.8%）となっており、近年この傾向は横ばいで推移している。

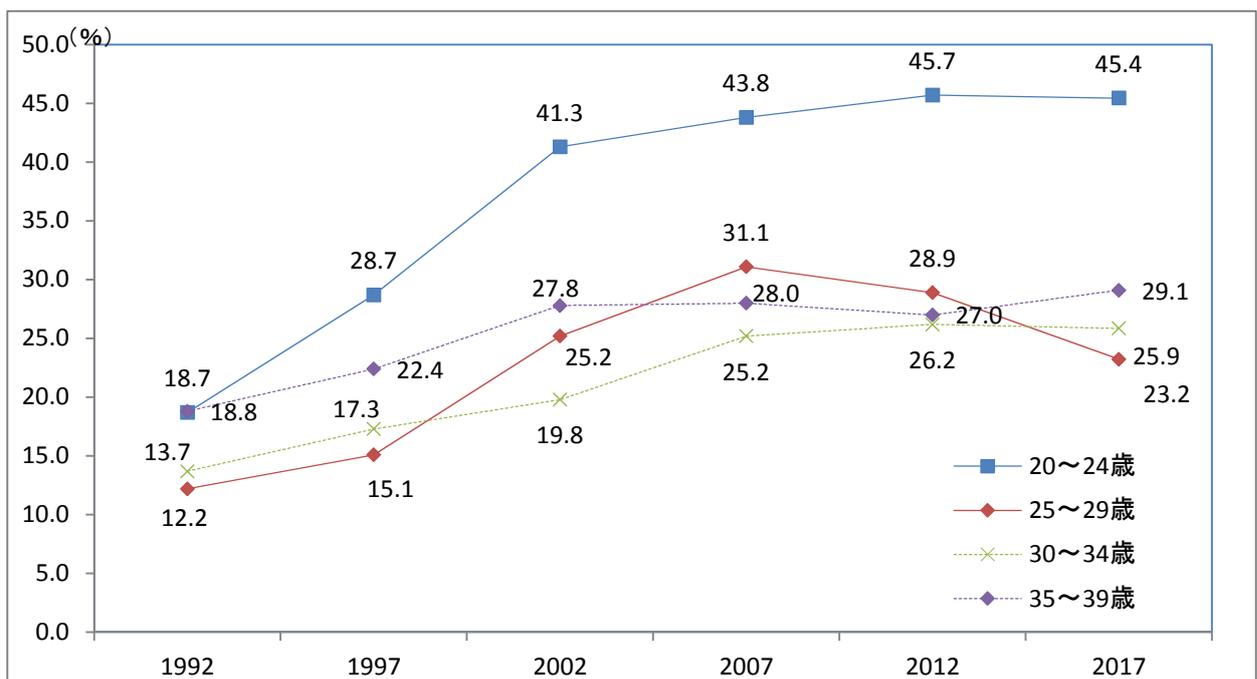
図表 34 新規学卒者の離職状況（3年以内離職率）（全国）（厚生労働省調査）



(20～30代の雇用形態)

兵庫県の20～24歳のうち非正規雇用者は45.4%と高い水準であるが、25～29歳では、前回の2012年より約6ポイント改善し、23.2%となった。

図表 35 年齢階層別の非正規雇用者の割合（兵庫県）（厚生労働省：就業構造基本調査）

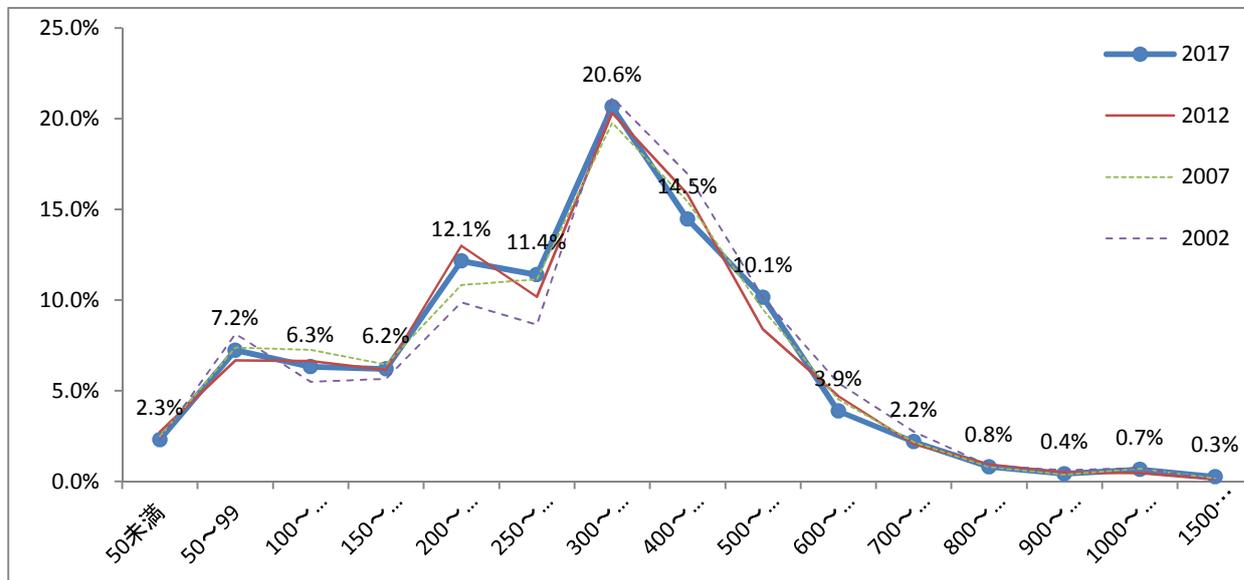


(若者雇用者の平均年収)

2017年の調査では、兵庫県の25～39歳の雇用者平均年収で最も多い区分は300～399万円の20.6%で、400～499万円が14.5%と続いた。

また、2002年と比較すると、200万円台の割合が増加している。

図表 36 25～39歳雇用者の収入階級別分布詳細版（兵庫県）（厚生労働省：就業構造基本調査）

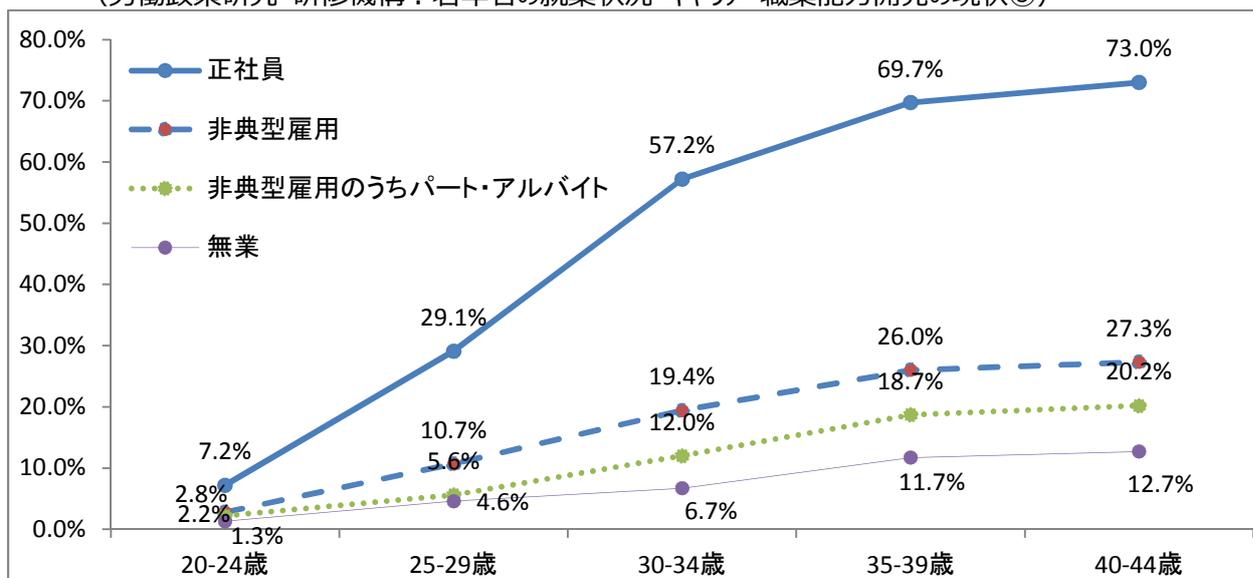


(男性年齢階級・就業形態別に見た有配偶率)

男性の40～44歳時点での有配偶率は正社員が73.0%であるのに対して、非典型雇用（正規の職員・従業員ではない者）は27.3%、パート・アルバイトは20.2%と、正社員の有配偶率を大きく下回っており、就業形態によって大きな差が生じている。

図表 37 男性年齢階級・就業形態別に見た有配偶率（全国）

（労働政策研究・研修機構：若年者の就業状況・キャリア・職業能力開発の現状③）



※「非典型雇用」は、勤め先での呼称が「パート」、「アルバイト」、「労働者派遣事業所の派遣社員」、「契約社員」、「嘱託」、「その他」であって「正規の職員・従業員」ではない者

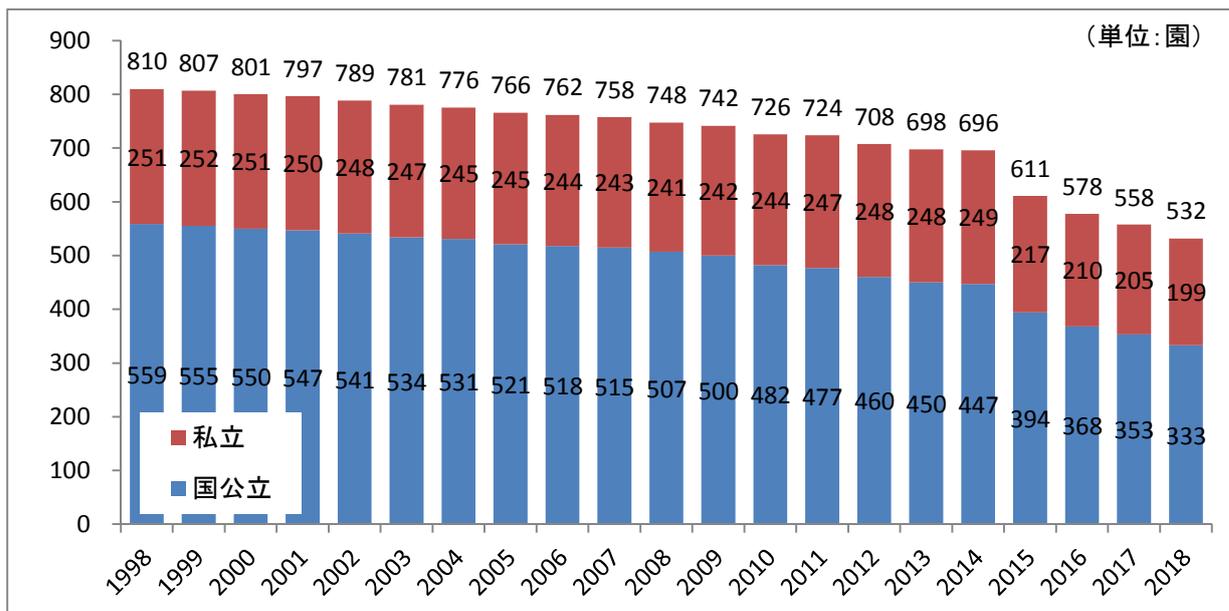
(8) 幼稚園・保育サービス等の利用状況

保育ニーズに対応する環境整備を推進

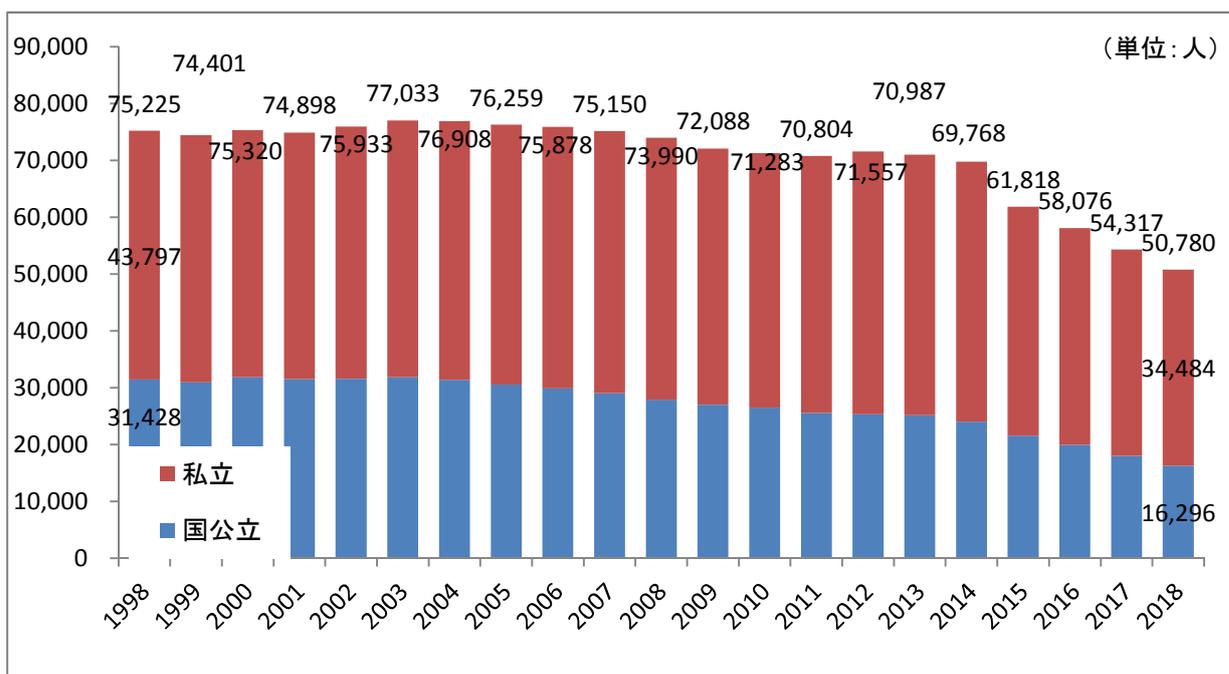
幼稚園数は、認定こども園への移行が進んだこと等により、近年減少しており、2018年では532園（うち私立199園、国公立333園）となった。

また、園児数も減少傾向にあり、2018年は50,780人と前年比3,537人減となり、その内訳は私立34,484人、国公立16,296人となっている。

図表 38 幼稚園数の推移（兵庫県）（文部科学省：学校基本調査）



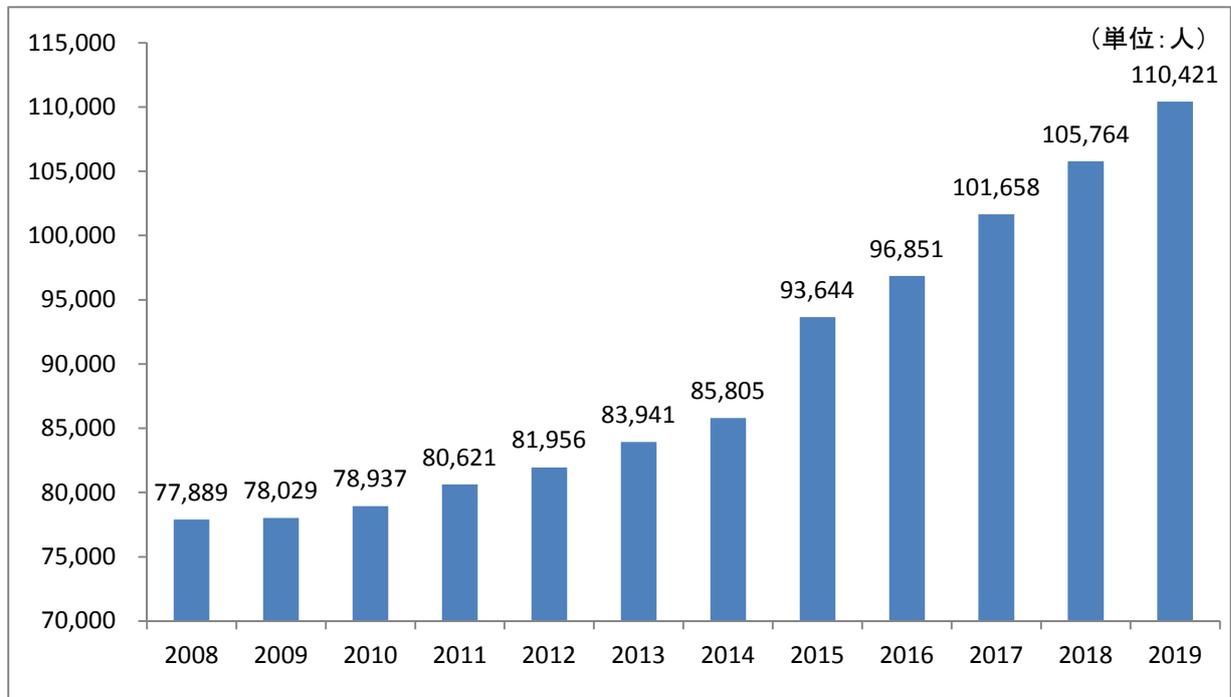
図表 39 幼稚園利用児童数の推移（兵庫県）（文部科学省：学校基本調査）



(保育所等定員数)

女性の就労意欲の高まりなどによる保育ニーズに対応するため、保育所、認定こども園等の受け皿整備を推進。2019年4月1日現在の兵庫県内の保育所等定員数は110,421人となり、前年と比較し、4,657人増加した。

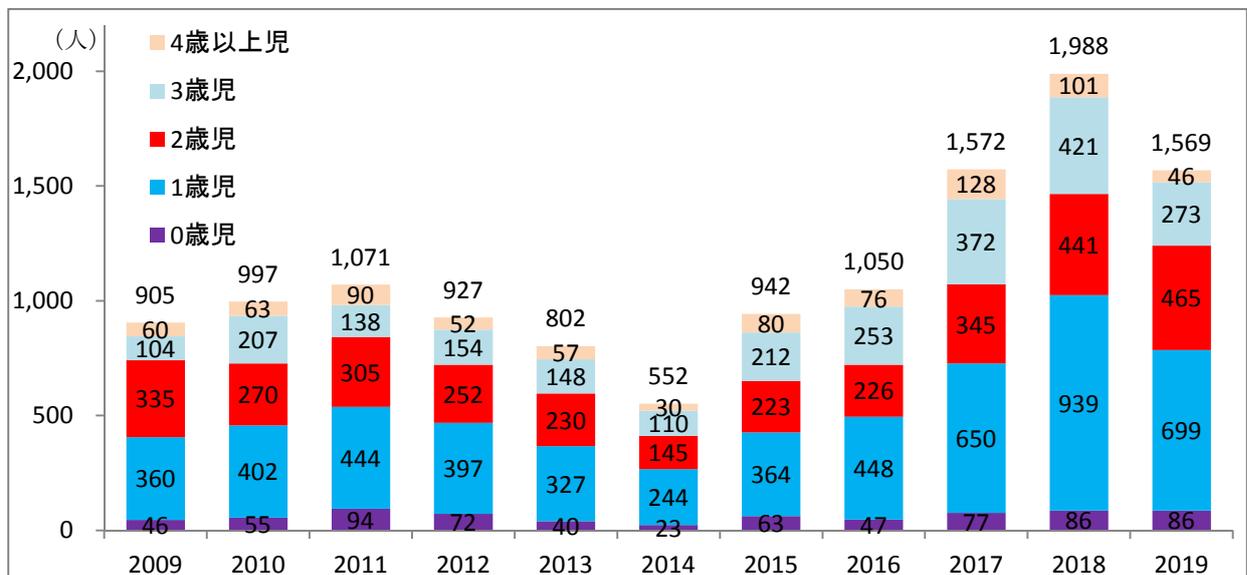
図表 40 保育所等定員数の推移（兵庫県）（各年4月1日時点）（兵庫県調査）



(保育所等利用待機児童数)

2019年4月1日現在の待機児童数は、1,569人と前年と比較し419人の減少となった。その内訳をみると0～2歳児が1,250人と全体の約8割を占めている。

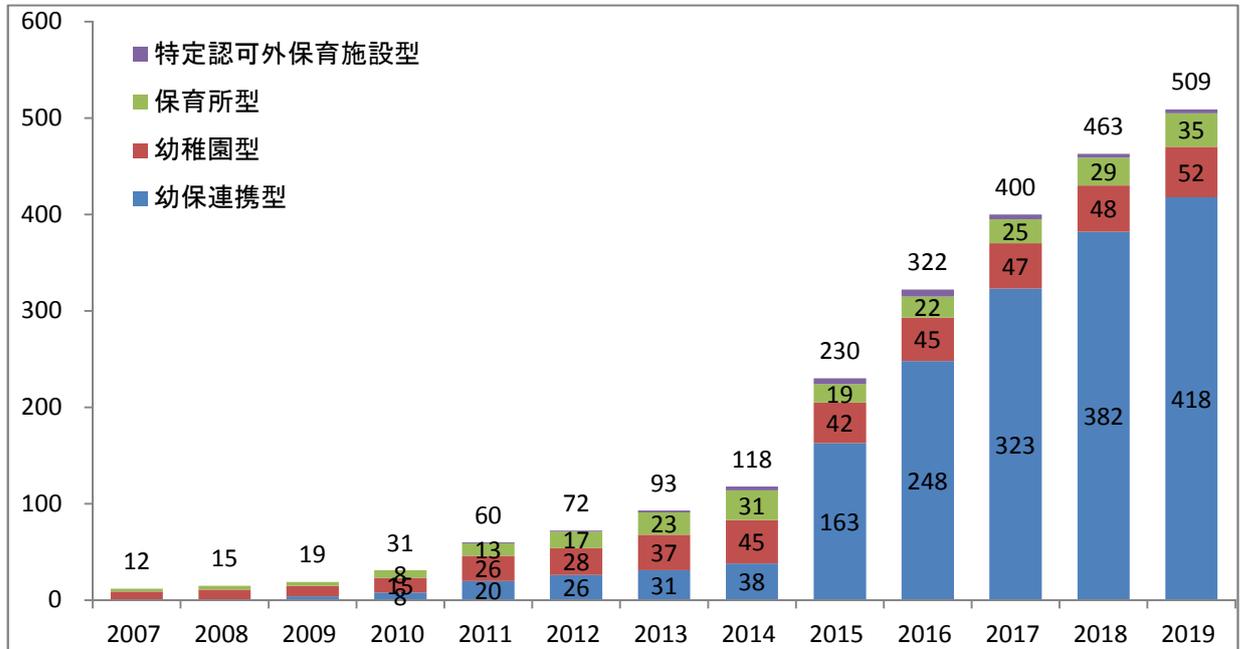
図表 41 待機児童数の推移（兵庫県）（各年4月1日時点）（兵庫県調査）



(認定こども園の推進)

2019年4月1日現在の認定こども園数は509園と年々増加しており、その内訳は、8割以上が幼保連携型認定こども園となっている。また、全国順位は大阪府の657園に次いで全国2位である。

図表 42 認定こども園数（兵庫県）（各年4月1日時点）（兵庫県調査）



(保育士登録者数の推移)

保育士登録者数は年々増加し2018年度は71,093人となった。また、新規の保育士登録者数も毎年3千人程度で安定的に推移している。

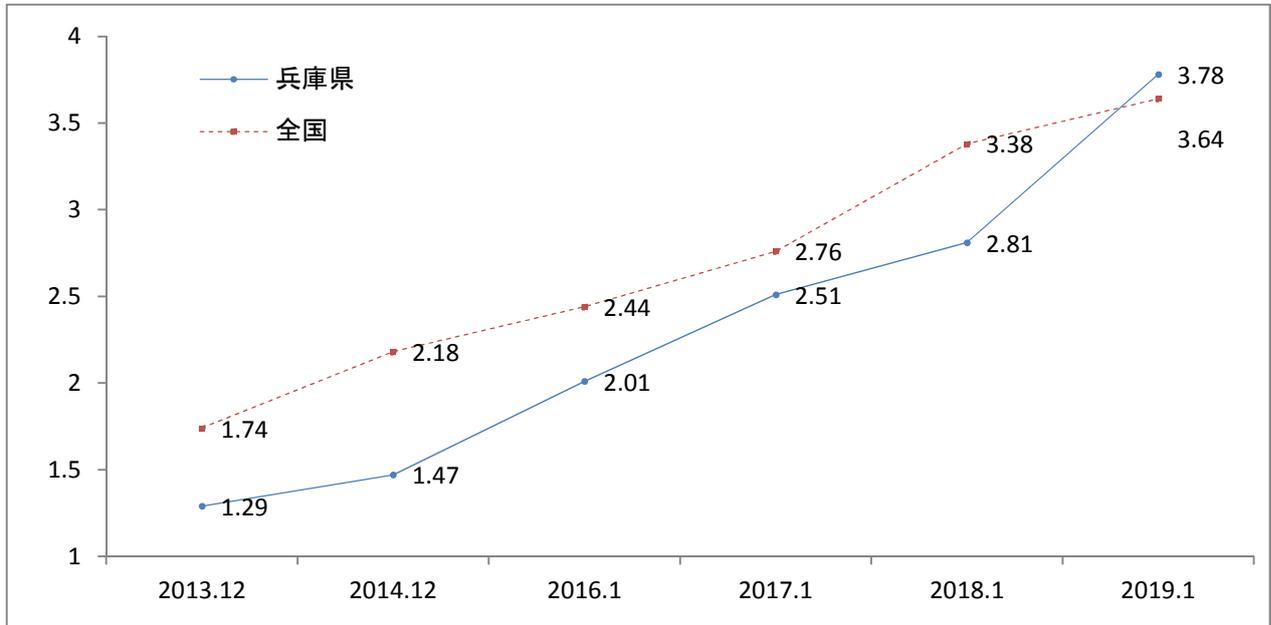
図表 43 保育士登録者数の推移（兵庫県）（兵庫県調査）



（保育士に関する有効求人倍率）

保育士に関する有効求人倍率は兵庫県、全国ともに右肩上がりであり、2019（平成31）年1月時点では兵庫県の保育士有効求人倍率は3.78と全国の3.64を上回る水準となった。

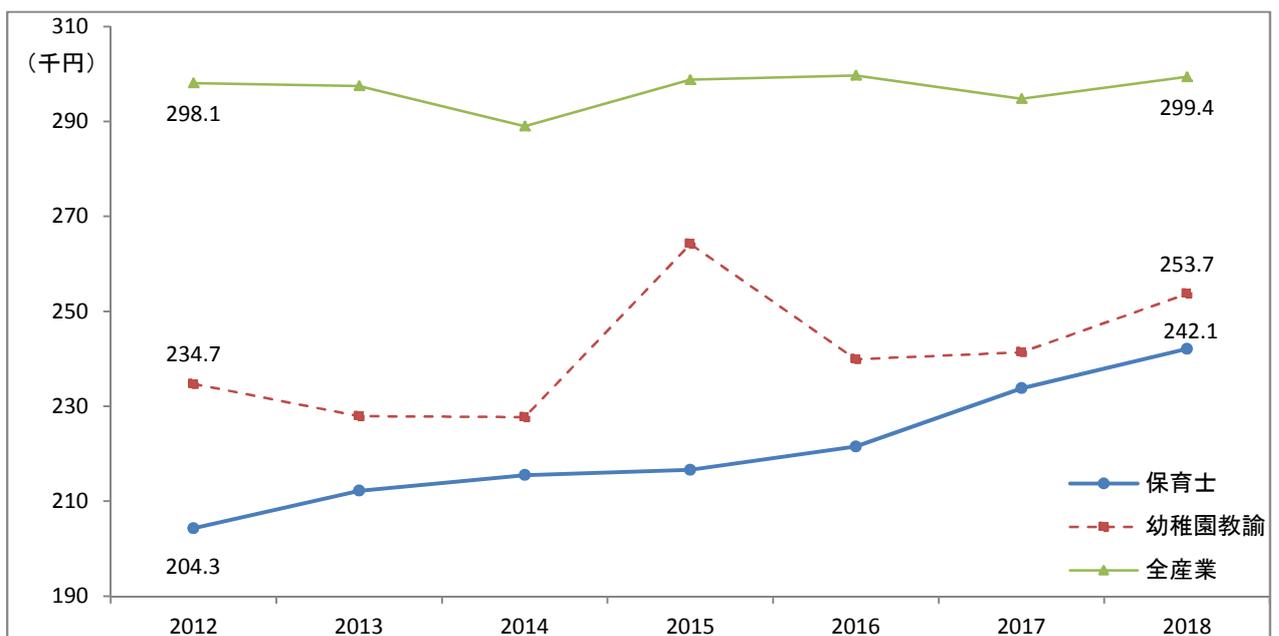
図表 44 保育士の有効求人倍率（兵庫県と全国）（厚生労働省：一般職業紹介状況（職業安定業務統計））



（保育士等に関する所定内給与月額）

2018（平成30）年の保育士の所定内給与月額（きまって支給する現金給与額のうち、時間外勤務手当、深夜・休日手当給与額を差し引いた額）は、2012（平成24）年比で18.5%上昇し、242.1千円となった。

図表 45 保育士（常勤）等の所定内給与月額（兵庫県）（厚生労働省：賃金構造基本統計調査）

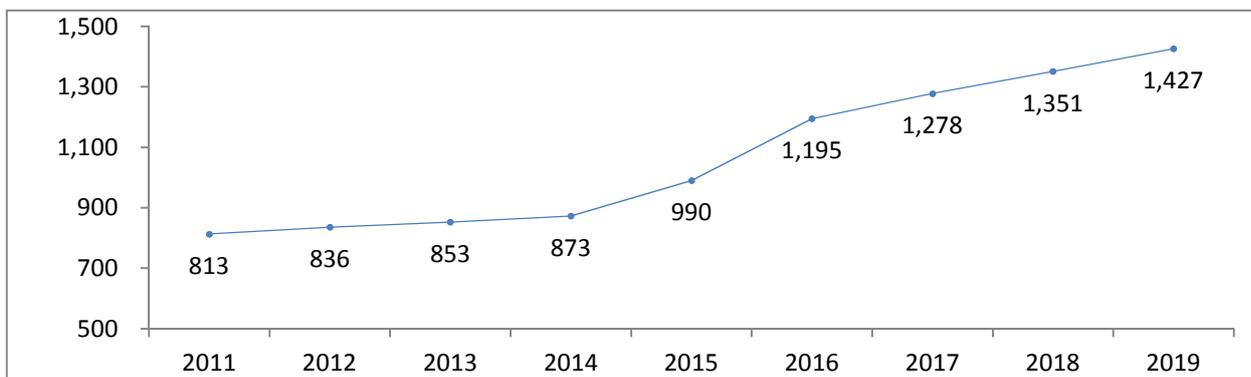


(放課後児童クラブの状況)

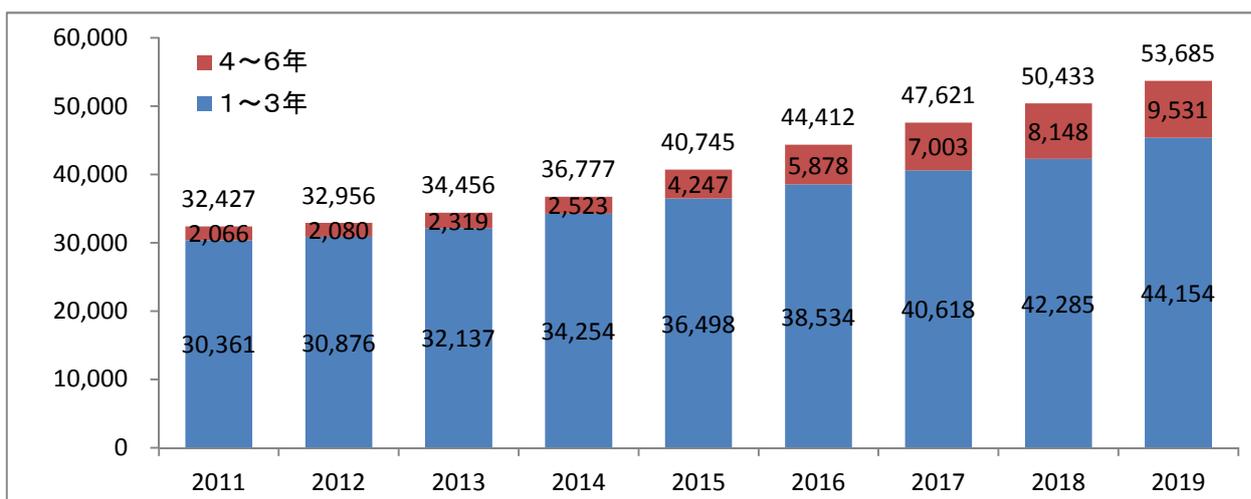
放課後児童クラブ数は、年々増加し、2019年5月1日時点で1,427クラブとなり2011年と比べ614クラブ増えた。利用児童数も32,427人から53,685人と2万人以上増加した。2019年の内訳をみると約82%が1～3年生となっている。

また、2019年の待機児童数は954人と前年より103人増加した。また、そのうち約6割が4～6年生となっている。

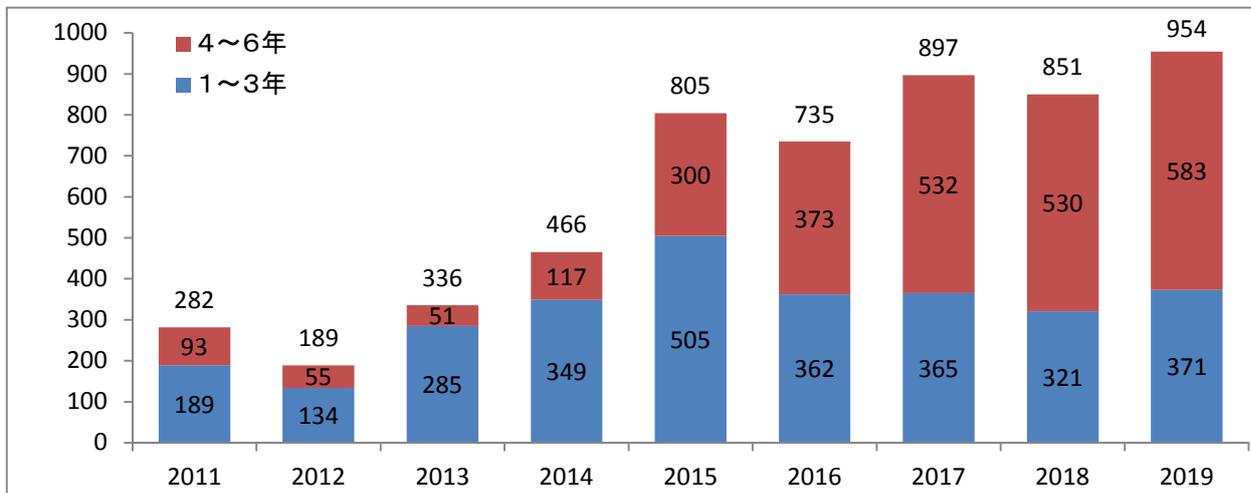
図表 46 放課後児童クラブ数の推移（兵庫県）（各年5月1日）（兵庫県調査）



図表 47 放課後児童クラブ利用者数の推移（兵庫県）（各年5月1日）（兵庫県調査）



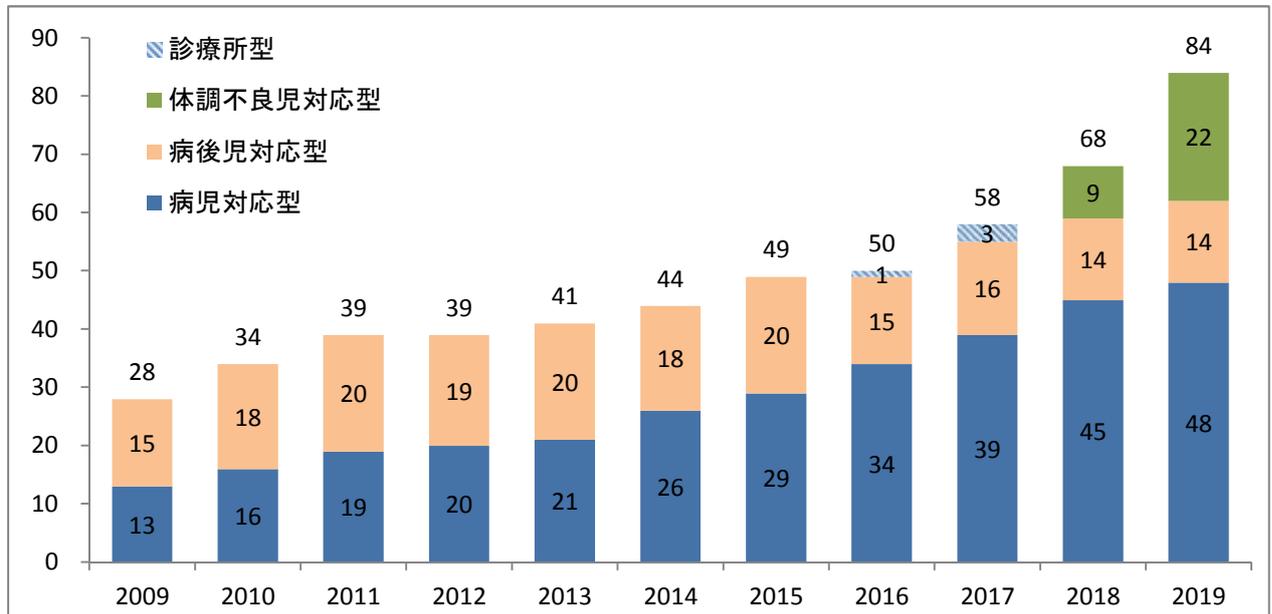
図表 48 放課後児童クラブ待機児童数の推移（兵庫県）（各年5月1日）（兵庫県調査）



(病児・病後児保育の実施状況)

2019年4月1日現在の病児・病後児保育の実施か所は84か所(32市町)となり年々増加している。特に近年は体調不良児対応型が増えており全体の1/4を占めている。

図表 49 病児・病後児保育事業実施か所数の推移(兵庫県) (各年4月1日) (兵庫県調査)



(幼児教育・保育の無償化)

2019年10月より、これまでの幼児教育・保育の無償化の取り組みを一気に加速するものとして、幼児教育の質が制度的に担保され、広く住民が利用している幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳から5歳(0歳から2歳の子どもについては、住民税非課税世帯)までの子どもたちの利用料を無償化することとなった。

○概要

区分	無償化の内容
幼稚園(新制度)、保育所、認定こども園等	無償
幼稚園(未移行)	月 2.57 万円を上限に無償
幼稚園の預かり保育	月 1.13 万円を上限に無償
企業主導型保育事業	無償
就学前の障害児の発達支援(+幼稚園、保育所等)	無償
認可外保育施設	保育の必要性がある児童に限り月 3.7 万円を上限に無償(0~2歳は月 4.2 万円上限)
一時預かり事業、病児保育事業、ファミサポ 等	

○実施時期

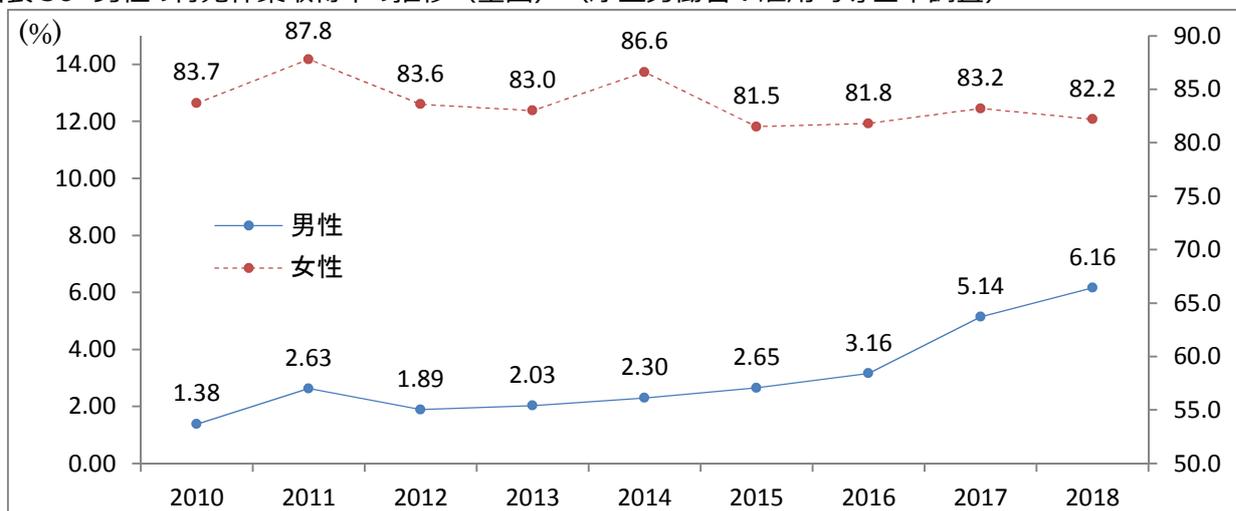
2019年10月1日

(9) 多子型社会への環境整備

男性の育児休業取得率は上昇するも低水準

2018年度における男性の育児休業取得率は、6.16%で近年上昇している。しかし、女性と比較すると依然として極めて低い水準にあり、男女間で大きな差がある。

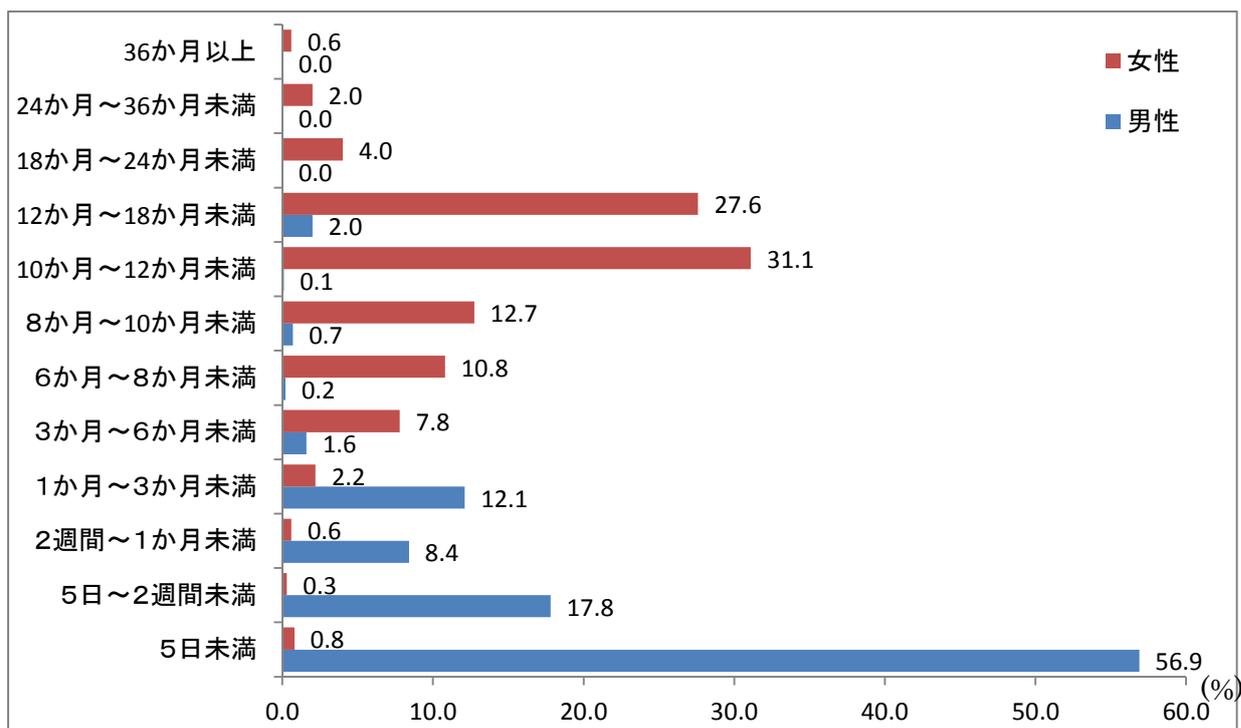
図表 50 男性の育児休業取得率の推移（全国）（厚生労働省：雇用均等基本調査）



（育児休業取得期間の状況）

育児休業取得者における取得期間別割合を見ると、女性は10か月以上が大多数であるのに対して、男性で同等の期間を取得する者はまれであり、女性に比して圧倒的に短期間の取得となっている。

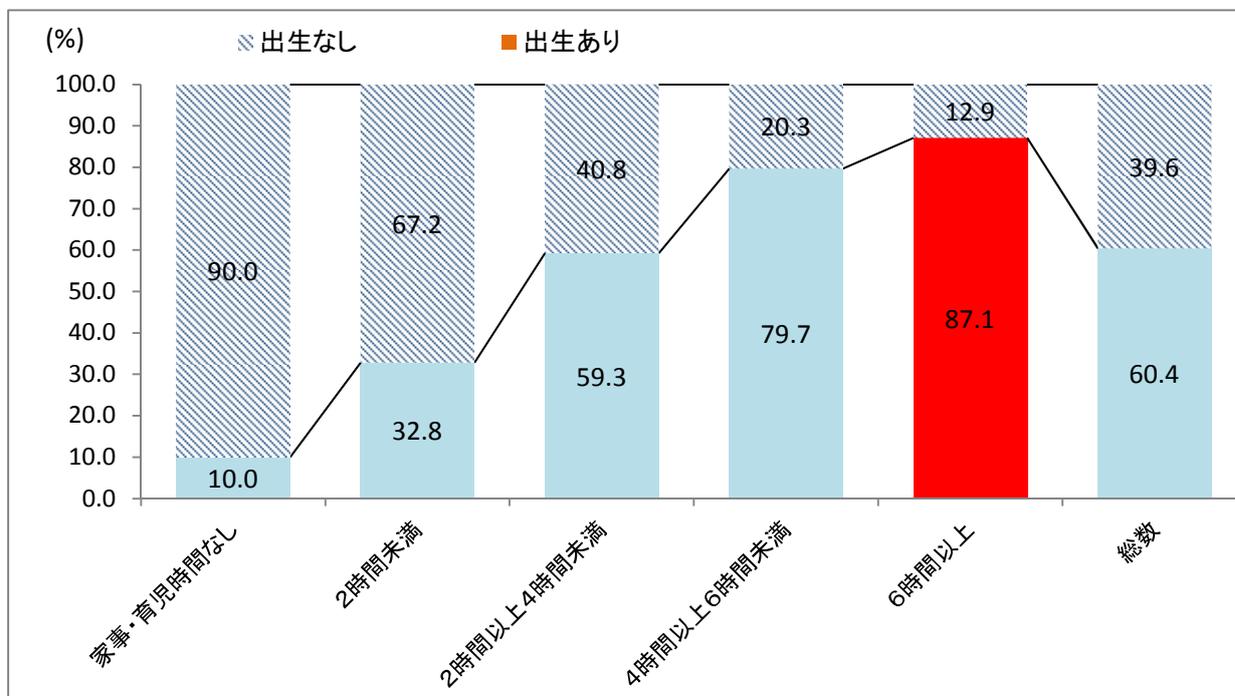
図表 51 育児休業取得期間別割合（民間企業）（全国）（厚生労働省：雇用均等基本調査）



(夫の休日の家事・育児時間別にみた第2子以降の出生状況)

夫の休日の家事・育児時間と第2子以降の出生状況をみると両者には正の関係性がみられ、6時間以上の家庭では、87.1%が第2子以降を出生している。

図表 52 夫の休日の家事・育児時間別にみた第2子以降の出生状況（全国）
(厚生労働省：第14回21世紀成年者縦断調査)



(10) 子どもの安全安心

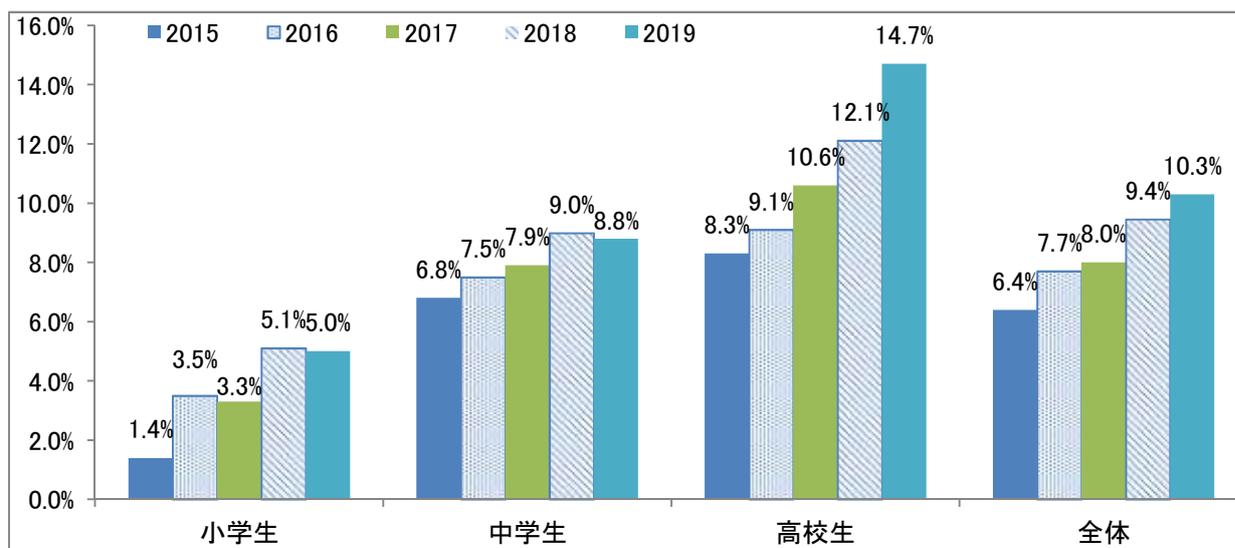
県内の小中高生のインターネット依存割合は増加基調に

2019年度の兵庫県調査によれば、小学生5.0%、中学生8.8%、高校生14.7%がインターネット依存傾向にあり、全体では10.3%の生徒が依存傾向にある。

インターネット依存傾向にある生徒の割合は2015年度から全体として増加基調にあり、校種が上がるほど依存の割合が高くなっている。

図表 53 子どものインターネット依存の割合（兵庫県）

（兵庫県：令和元年度「ケータイ・スマホアンケート」及び「インターネット夢中度調査」）

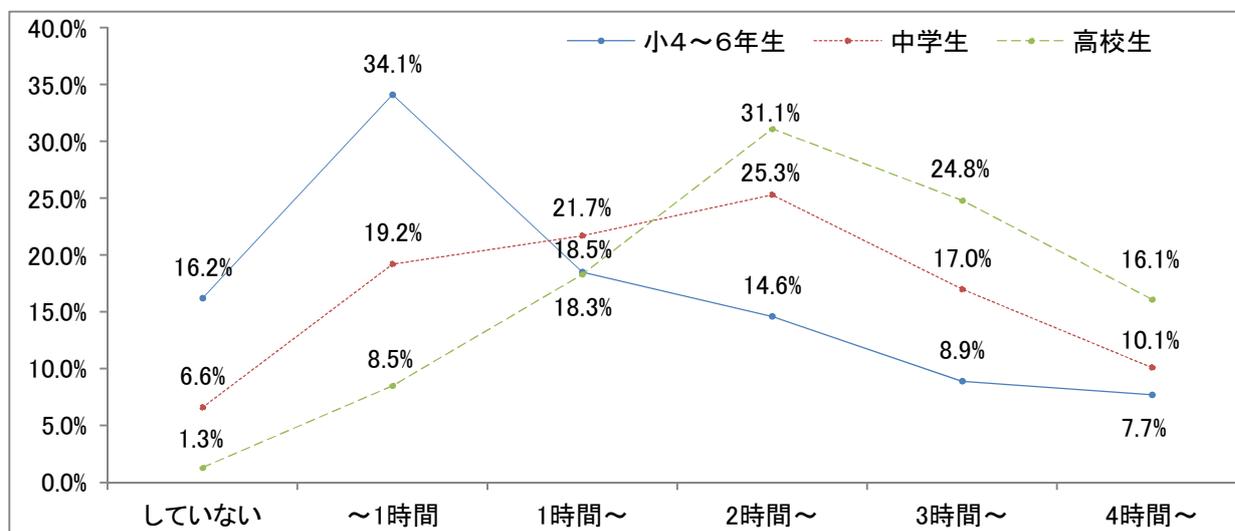


（1日にインターネットを利用する時間）

2019年に3時間以上利用している割合は、小学校4～6年生16.6%、中学生27.1%、高校生40.9%と校種が上がるほど長時間利用者の割合が高くなっている。

図表 54 1日にインターネットを利用する時間（兵庫県）

（兵庫県：令和元年度「ケータイ・スマホアンケート」及び「インターネット夢中度調査」）

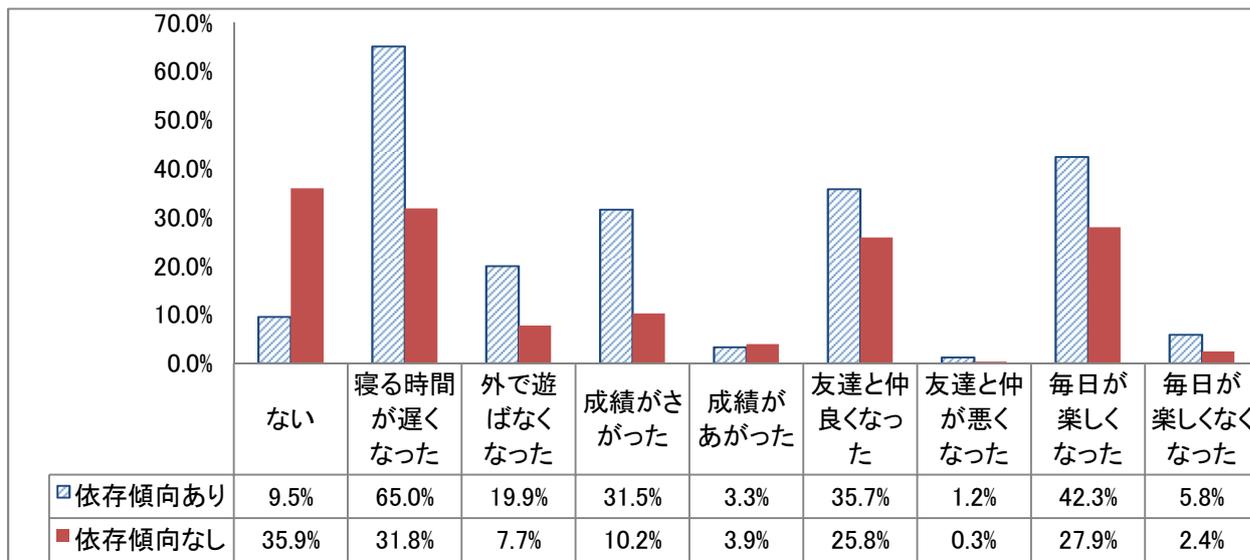


（依存傾向別日常生活の変化）

携帯電話を利用するようになってからの日常生活の変化について、依存傾向ありでは、「寝る時間が遅くなった」、「外で遊ばなくなった」、「成績がさがった」、など否定的な感想を持っている一方、「友達と仲良くなった」、「毎日が楽しくなった」等の回答が、依存傾向なしよりも高い割合となった。

図表 55 依存傾向別日常生活の変化（複数回答）（兵庫県）

（兵庫県：令和元年度「ケータイ・スマホアンケート」及び「インターネット夢中度調査」）

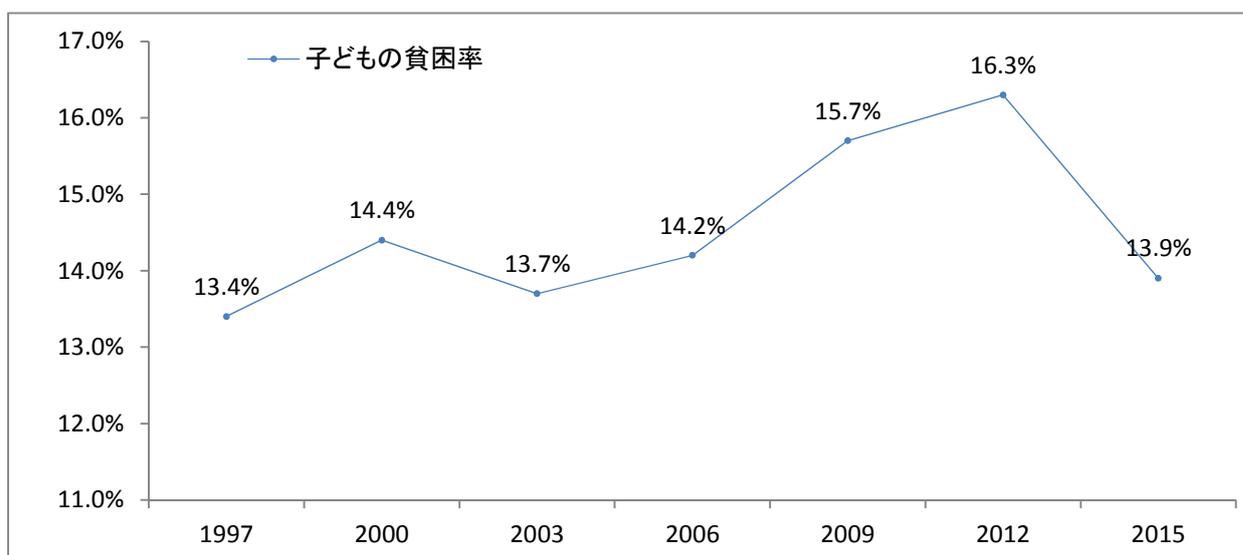


(11) 子どもの貧困

子どもの貧困率は 12 年ぶりに改善

子供の貧困率は、2015 年時点で 13.9%と 2012 年より 2.4 ポイント改善したものの、およそ 7 人に 1 人が「相対的な貧困（日本の平均的な世帯所得（所得中央値）の半分に満たない所得で暮らしている状態）」の状態にある。

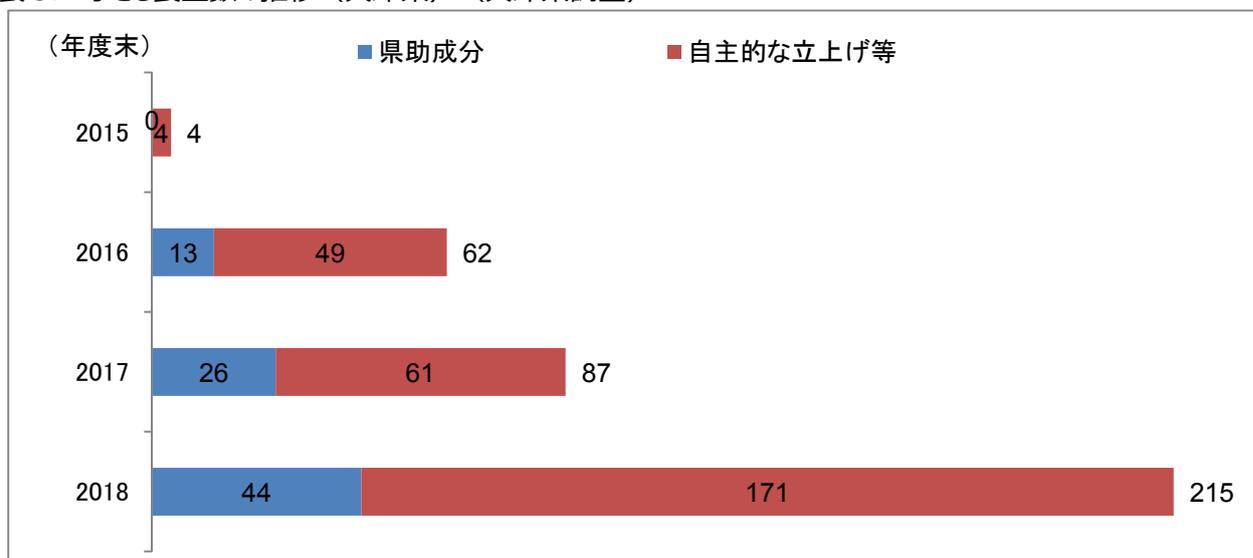
図表 56 子どもの貧困率（全国）（厚生労働省：国民生活基礎調査）



（子ども食堂数の推移）

無料か低額で食事を提供する子ども食堂数は、右肩上がりに増加し、2018 年度末時点で 215 か所となった。内訳は、県が立ち上げ経費を助成する「子ども食堂」応援プロジェクト（2016 年度～）によるものが 44 か所、自主的な立ち上げによるものが 171 か所となった。

図表 57 子ども食堂数の推移（兵庫県）（兵庫県調査）

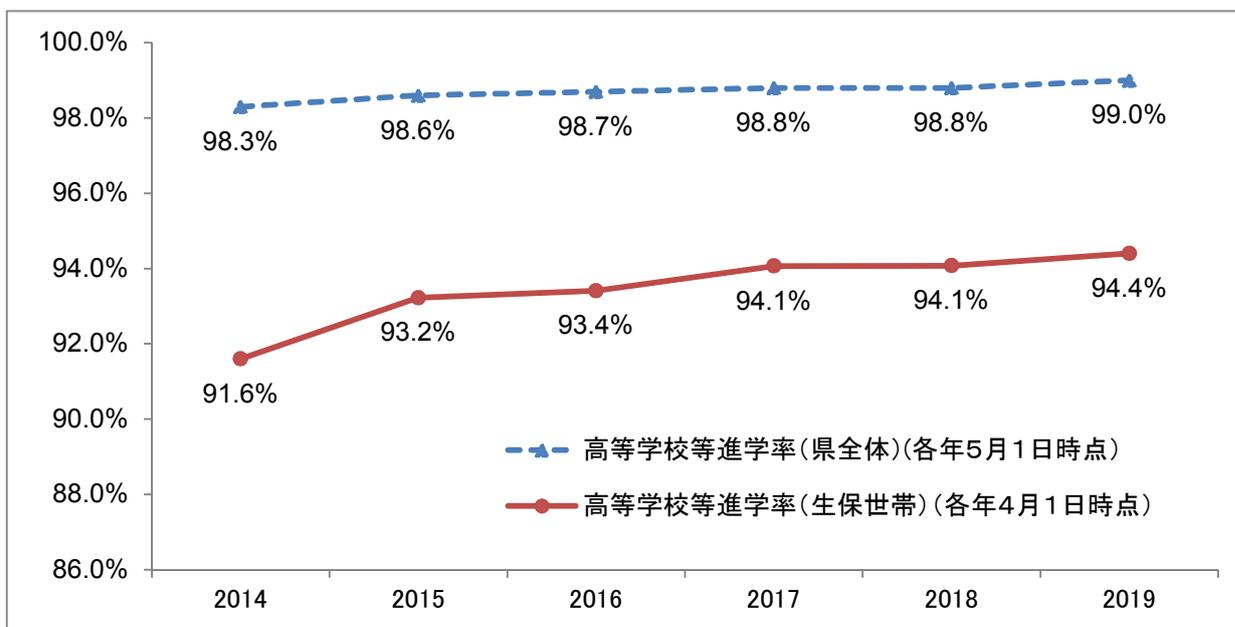


(生活保護世帯の進学率)

兵庫県の生活保護世帯の高等学校等進学率は2019年4月1日時点で94.4%と県平均99.0%と比較し4.6ポイント下回った。また、大学等(大学・短期大学・専修学校・各種学校等)進学率は43.0%と県平均79.7%を大きく下回った。

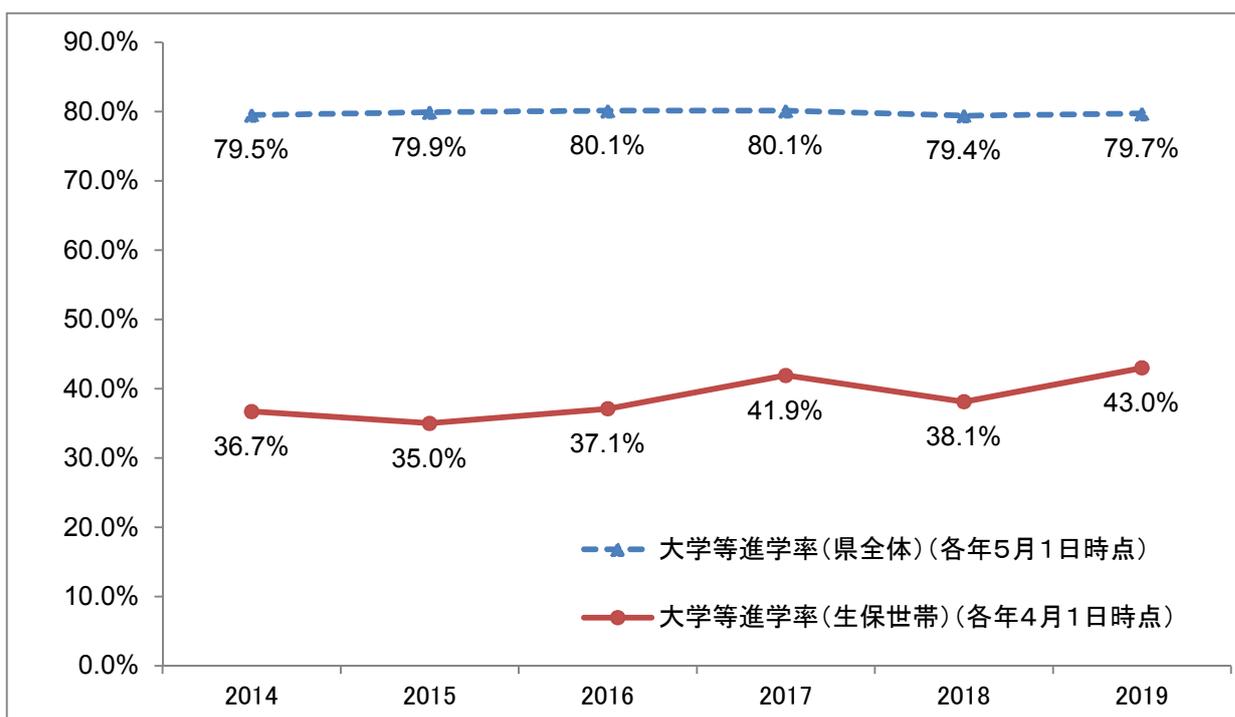
図表 58 生活保護世帯の高等学校等進学率の推移(兵庫県)(厚生労働省調査)

高等学校等進学率(兵庫県) (文部科学省 学校基本調査)



図表 59 生活保護世帯の大学等進学率の推移(兵庫県)(厚生労働省調査)

大学等進学率(兵庫県) (文部科学省 学校基本調査)

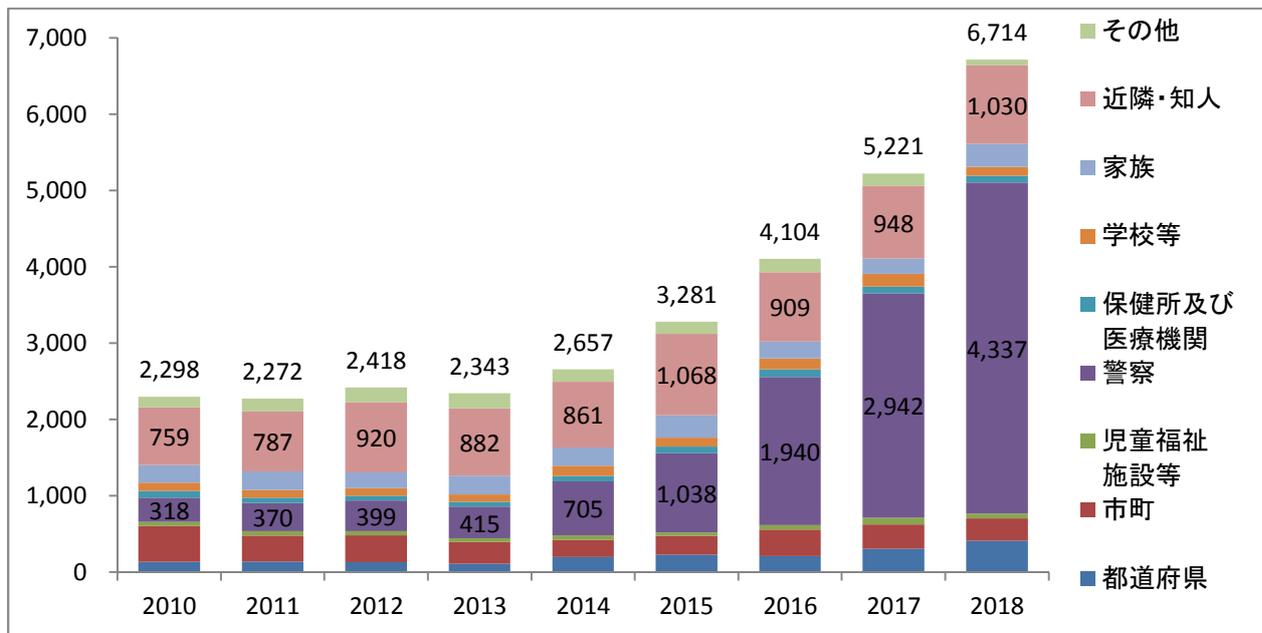


(12) 特別な支援が必要な子ども

児童虐待の相談受付件数は過去最高に

2018年度の児童虐待の相談受付件数は、6,714件と過去最高になった。特に警察を通じた相談件数が4,337件と全体の6割以上を占め、2010年度（318件）比で約14倍に増加した。

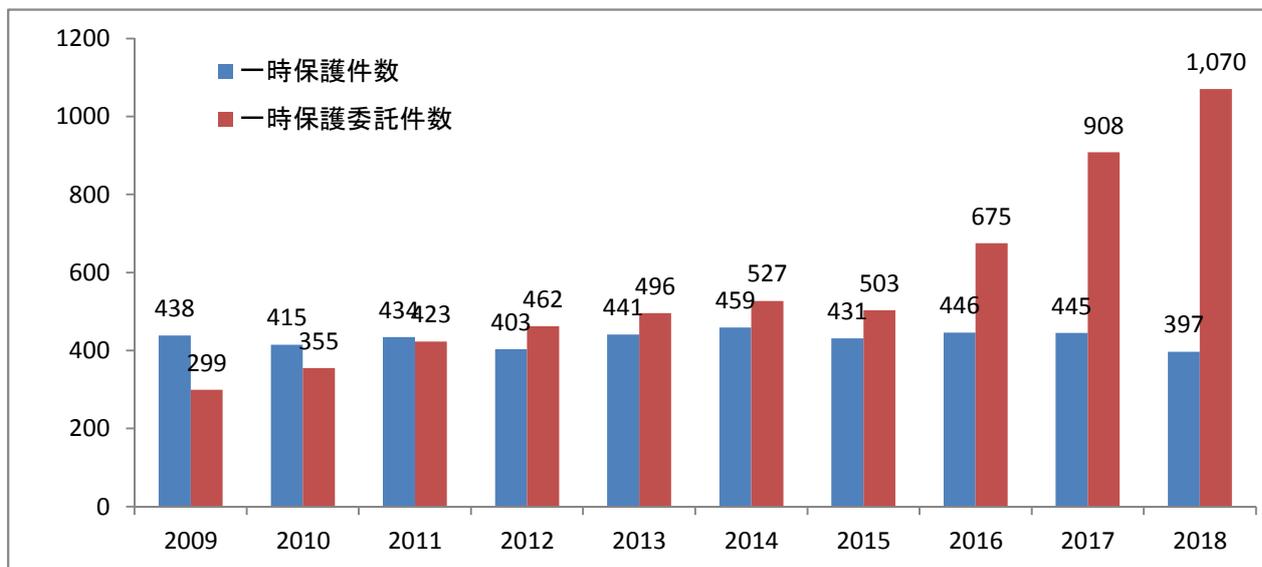
図表 60 相談経路別児童虐待相談受付件数（兵庫県）（兵庫県調査）



（一時保護件数）

一時保護件数（中央こども家庭センター一時保護所への一時保護件数）は横ばいで推移しているが、一時保護委託件数（児童養護施設等への一時保護委託）は近年増加し、2018年度では1,070件と2009年度と比べると3.5倍以上増加している。

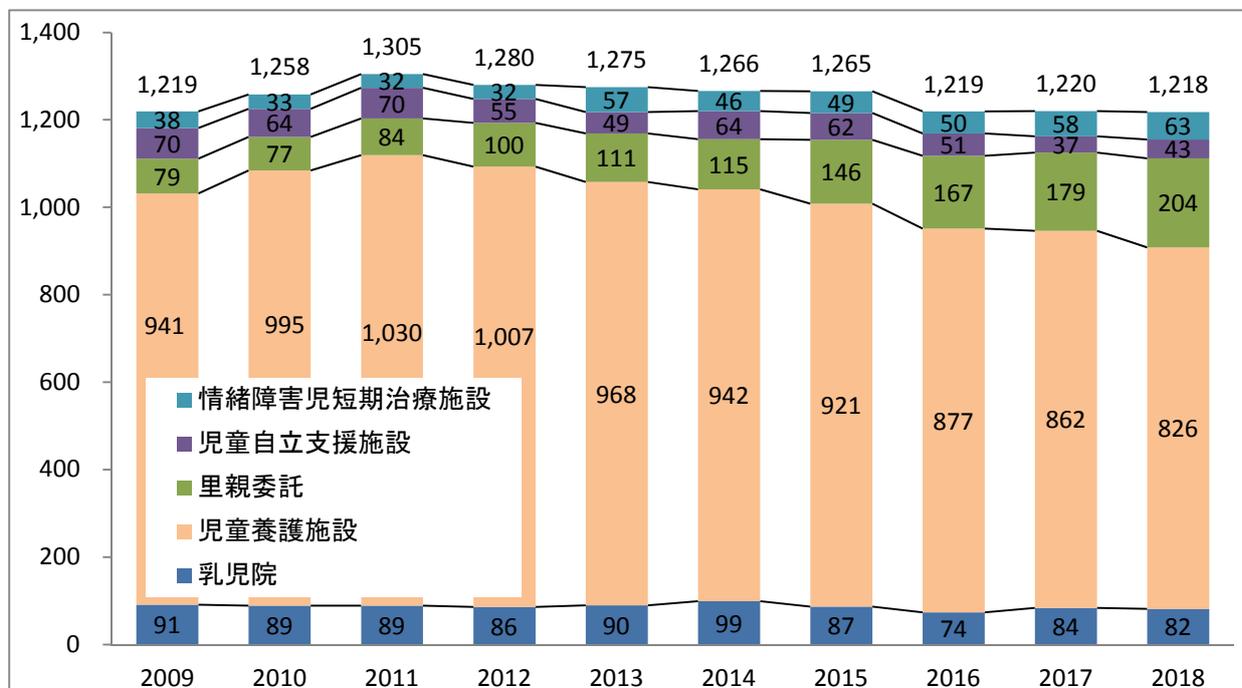
図表 61 児童虐待に係る一時保護件数（兵庫県）（兵庫県調査）



(児童在籍数・里親委託児童数の推移)

児童虐待に伴い、施設等に在籍している児童数、里親委託児童数等の合計は毎年 1,200 件程度と高い水準で推移している。近年は、家庭的養育を推進する観点から施設の小規模化や里親委託を進めており、里親委託の件数は年々増加している(2018年度:204件)。

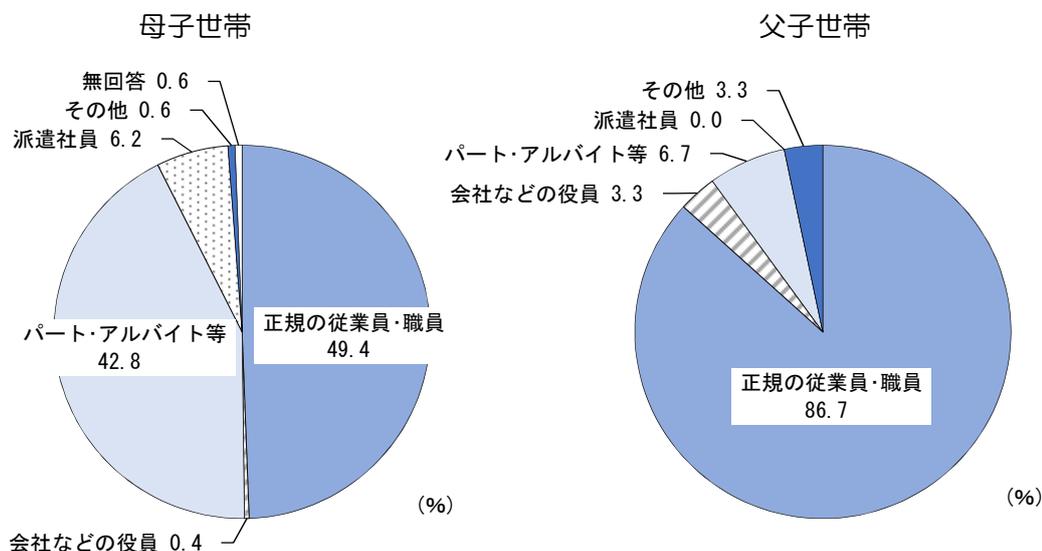
図表 62 児童在籍数・里親委託児童数の推移(兵庫県) (兵庫県調査)



(ひとり親世帯の雇用形態)

ひとり親世帯の雇用形態としては、母子・父子ともに「正規の従業員・職員」が最も高くなっているものの、父子世帯で 86.7%、母子世帯では約半数(49.4%)と差がみられる。また、母子世帯では「パート・アルバイト等」が 42.8%と高くなっている。

図表 63 ひとり親世帯被雇用者の雇用形態(兵庫県) (兵庫県: H30 ひとり親家庭実態調査)

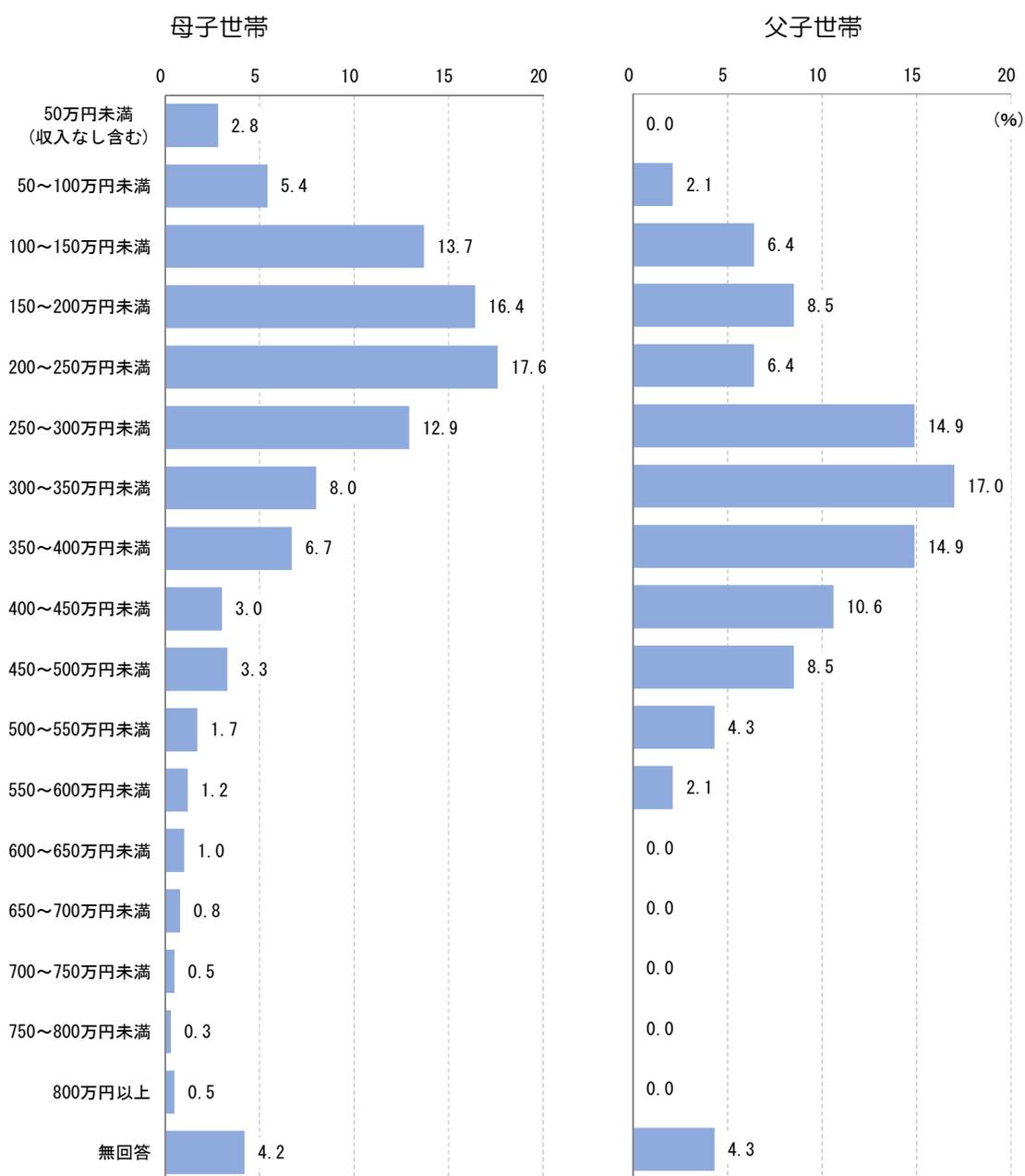


(ひとり親世帯の収入)

世帯収入（年額）は、母子世帯では「200～250万円未満」が17.6%と最も多く、250万円未満の割合が過半数（55.9%）を占める。

これに対し、父子世帯では「300～350万円未満」が17.0%と最も多く、次いで「250～300万円未満」、「350～400万円未満」がともに14.9%となっている。

図表 64 ひとり親世帯の収入（兵庫県）（兵庫県：H30 ひとり親家庭実態調査）



5 これまでの兵庫県と国の取り組み

(1) 兵庫県の取り組み

1998年（平成10年）3月

“すこやかひょうご” 子ども未来プラン（1998～2004年度）

兵庫県における少子化対策を総合的に推進するための行政計画として作成。

福祉、保険・医療、教育、労働、住宅等の各関連分野における基本的な方向や考え方、行政、県民、地域団体、企業等がそれぞれの果たすべき責任や役割、連携などを盛り込んだ少子化対策の総合的な指針となる「理念編」と各分野における具体的な施策の方向や年次別の目標量を明記した「行動計画編」で構成。

2001年（平成13年）6月

“すこやかひょうご” 子ども未来プラン（1998～2004年度）改定

本プランの中間年である2001（平成13）年度に次の3点に基づき見直し、積極的に総合的な少子・子育て対策を展開。

- ① 現「行動計画編」の取り組みを検証するとともに、1999（平成11）年度に実施した「少子化に係る県民意識調査に関する調査研究」結果や、市町など地域における課題を踏まえたものとするとともに、実績を考慮し、新たな目標を設定。
- ② 「21世紀兵庫長期ビジョン」の取り組みを踏まえる。
- ③ 「新エンゼルプラン」、「男女共同参画基本法」、「児童虐待の防止等に関する法律」、「すこやか親子21」など新たに策定・制定された計画・法令や「ひょうご青少年憲章」、「兵庫県男女共同参画計画」など県の計画等との整合を図る。

2005年（平成17年）8月

兵庫県少子対策本部（現兵庫県子ども・子育て支援推進本部）設置

少子化対策及び子ども・子育て支援に係る施策について、関係部局間の連絡調整を図り、施策の総合的、効果的な推進を図るために知事を本部長とした本部を設置。

2006年（平成18年）3月

ひょうご子ども未来プラン（2005～2009年度）

「一人ひとりが生命の大切さ、家庭や子育ての大切さを考え、だれもが安心して子どもを産み育てることができる地域社会を実現する」ことを目標に、4本柱（①未来の親づくりへの支援、②子どもを産み育てることへの支援、③子どものすこやかな育ちへの支援、④社会システムの再構築）とそれに基づくアクション10を定め、それぞれに沿って少子化対策に取り組むこととした。

2010年（平成22年）3月

新ひょうご子ども未来プラン（2010～2014年度）

新プランでは、3つの理念目標と出生数目標、めざす社会像を掲げ少子対策・子育て支援の取り組みを推進することとした。

○理念目標

- ・子育て支援制度の充実や働き方の見直しにより、子育て支援環境を整備すること
- ・家庭・地域・職場で共感をもって子どもたちを包む、安心と喜びの子育てを進めること
- ・家族や地域の大切さ、失ってはならないかけがえのないものを次世代につなぐこと

○出生数目標

平成23年～27年までの5年間で24万人（年間4.8万人）

2013年（平成25年）6月

兵庫県子ども・子育て会議設置

子ども・子育て支援法に基づき、県の少子対策・子育て支援に関する取り組みを総合的かつ計画的に推進するために必要な事項及び当該施策の実施状況等を調査審議するために設置。

2015年（平成27年）3月

ひょうご子ども・子育て未来プラン（2015～2019年度）

「誰もが安心して子育てできる兵庫の実現」を基本理念に、3つの目標と数値目標を設定し、本県の少子対策・子育て支援に関する取組を総合的かつ体系的に推進するための基本計画として策定。

また、子ども・子育て支援法に基づく「就学前の教育・保育と地域子ども・子育て支援事業等の需給計画」を策定し、2019年度末に待機児童を解消することとした。

○目標

- ・豊かな人間性を育み、安定した生活を築く未来の親づくり
- ・すべての子どもと子育て家庭への切れ目のない支援による、子育てしやすい環境づくり
- ・仕事と生活が調和し、職場・地域が子どもと子育て家庭を支える社会づくり

○数値目標

- ・出生数 2016～2020年までの5年で22万人
- ・合計特殊出生率 1.57（2020年）

2018年（平成30年）3月

ひょうご子ども・子育て未来プラン（2015～2019年度）中間年の見直し

ひょうご子ども・子育て未来プラン策定後の人口の自然増減や社会増減の動態、保育需要の喚起、女性就業率の上昇など当初見込めなかった直近の動向を反映させ、「就学前の教育・保育と地域子ども・子育て支援事業等の需給計画」を見直し、待機児童解消等に向けて適切な基盤整備を進めていくこととした。

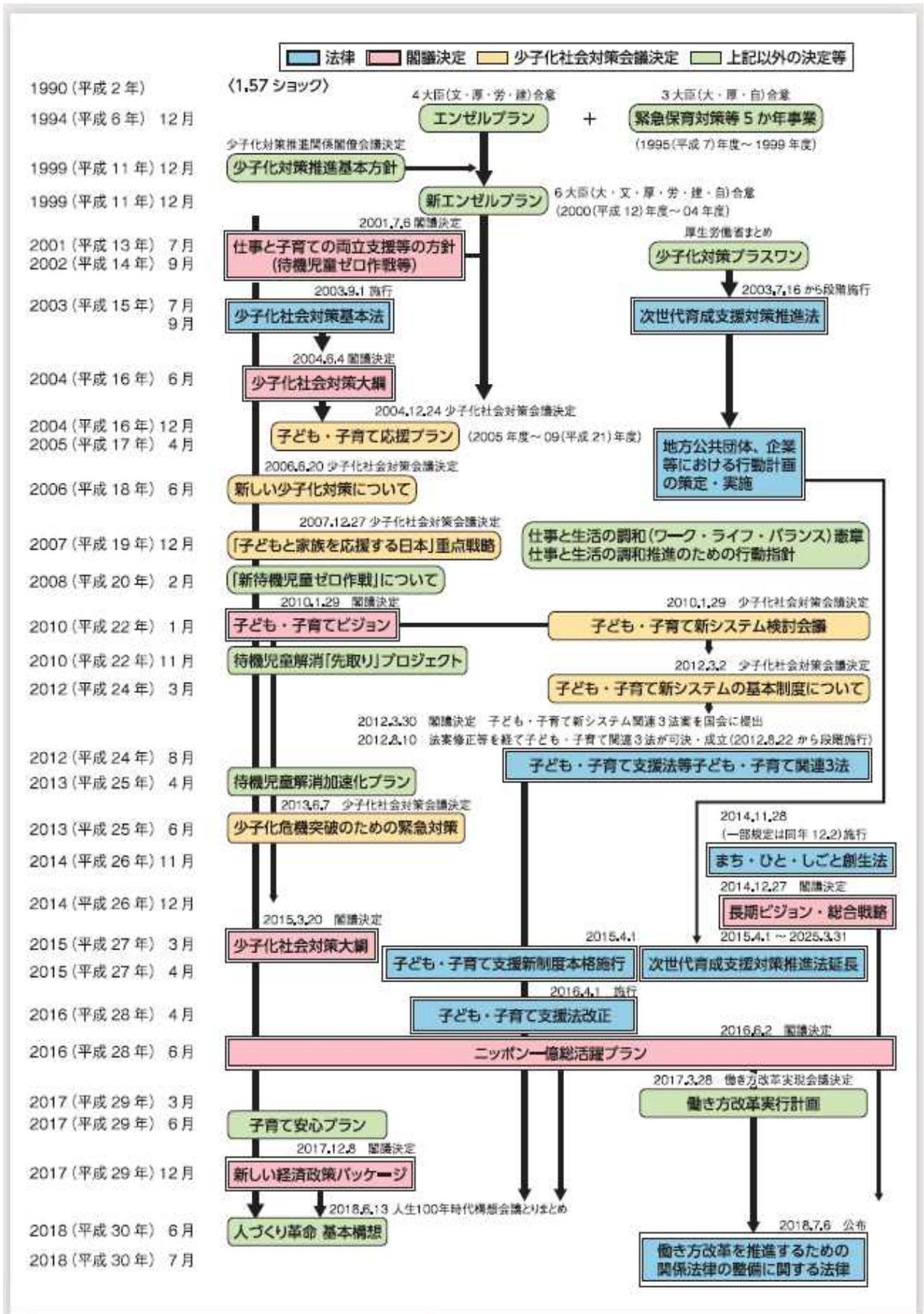
2019年（令和元年）10月

幼児教育・保育の無償化の実施

急速な少子化に正面から取り組むため、消費税の引き上げによる財源を活用し、全ての3～5歳児、住民税非課税世帯の0～2歳児を対象に幼稚園・保育所・認定こども園・認可外保育施設等の費用を無償化し、子育てに係る経済的負担の軽減を図るもの。

あわせて、幼児期の教育及び保育が子どもの能力開発、人格形成等に与える役割の重要性に鑑み、良質かつ適切な保育を提供し、子どもの健やかな成長に資するよう、子どもを生み育てやすい環境整備をすすめていく。

(2) 国の取り組み



資料：内閣府資料

6 「ひょうご子ども・子育て未来プラン（2015～2019）」の検証

I 若者の自立支援による未来の親づくり

1 若者の経済的自立と社会参画の促進

【これまでの主な取組】

- 若年求職者等に対し、アドバイザーによる職業相談・カウンセリングや就職までのきめ細かな支援をワンストップで提供するとともに、兵庫県で就職を目指す若者と企業等とのマッチングの機会を提供。
- ふるさとへの関心や地域貢献の意識を持ち地域の活性化や課題解決に取り組む「ふるさとづくり青年隊」の活動などを通じ、地域の核となる人材や国際性を備えた人材を育成。

【指標でみる取組の成果】

- 若年求職者等に対する様々な就職支援プログラムにより、若者しごと倶楽部を通じた就職者数が、2015年度の3,777人から2018年度の8,937人へ5,000人以上増加するなど、若者の自立を促進するための就職支援について成果を得た。

指標の評価方法

- ◎：達成率 90%以上 ○：達成率 80%以上
 △：達成率 70%以上 ▲：達成率 70%未満

施策・事業、指標		年 度				
		2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)
・青年洋上大学海外養成塾修了者数(累計) ※隔年実施	計画	240人	240人	320人	320人	400人
	実績	212人	212人	254人	254人	—
	評価	88.3% 【○】	88.3% 【○】	79.4% 【△】	79.4% 【△】	— 【—】
・ふるさとづくり青年隊への参加青年数(累計) 【KPI】	計画	200人	300人	400人	500人	600人
	実績	318人	467人	593人	689人	—
	評価	159.0% 【◎】	155.7% 【◎】	148.3% 【◎】	137.8% 【◎】	— 【—】
・若者しごと倶楽部を通じた就職者数(累計)	計画	4,500人	6,000人	7,500人	9,000人	10,500人
	実績	3,777人	5,672人	6,796人	8,937人	—
	評価	83.9% 【○】	94.5% 【◎】	90.6% 【◎】	99.3% 【◎】	— 【—】
・地元企業、中小企業への新卒者就職面接実施者数(累計)	計画	6,000人	8,000人	10,000人	12,000人	14,000人
	実績	5,400人	7,329人	8,848人	10,513人	—
	評価	90.0% 【○】	91.6% 【◎】	88.5% 【○】	87.6% 【○】	— 【—】
・若者の就業体験者数(短期職場体験、大学生インターンシップ等)(累計)	計画	1,500人	2,000人	2,500人	3,000人	3,500人
	実績	1,370人	2,268人	3,043人	3,979人	—
	評価	91.3% 【◎】	113.4% 【◎】	121.7% 【◎】	132.6% 【◎】	— 【—】

施策・事業、指標	年 度					
	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	
・委託訓練による就職者数 (実習・座学連携養成事業含む)(累計)【KPI】	計画	2,300人	4,600人	6,900人	9,200人	11,500人
	実績	4,745人	6,509人	7,180人	8,780人	—
	評価	206.3% 【◎】	141.5% 【◎】	104.1% 【◎】	95.4% 【◎】	— 【—】
・ひょうご社会貢献活動認定制度の参加者数(累計)	計画	600人	700人	800人	900人	1,000人
	実績	591人	638人	656人	810人	—
	評価	98.5% 【◎】	91.1% 【◎】	82.0% 【○】	90.0% 【○】	— 【—】

2 ライフプラン教育の実施

【これまでの主な取組】

- 高校生や大学生を中心とした若い世代を対象として、子育て体験やキャリアプランに関するフォーラムの開催・学校教育などを通じ、ポジティブな結婚観・育児観を形成するとともに、ライフプランについて考える機会を提供。

【指標でみる取組の成果】

- 「高校生キャリアノート」を活用したキャリア教育を実施する県立高校の割合が、2015年度の49.7%から2018年度には100%に増加し、県内全公立高校での実施を達成した。

施策・事業、指標	年 度					
	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	
・「高校生キャリアノート」を活用したキャリア教育を実施する県立高校の割合【KPI】	計画	100.0%	70.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	実績	49.7%	68.5%	87.7%	100.0%	—
	評価	49.7% 【▲】	97.9% 【◎】	87.7% 【○】	100.0% 【◎】	— 【—】

3 学童期・思春期からの成人期に向けた保健対策の推進

【これまでの主な取組】

- 学校における教育活動を通じた食育の推進により、健全な食生活を実践できる児童・生徒を育成。
- 思春期保健関係者によるネットワーク会議などを実施し、思春期保健における支援体制を強化するほか、女性がライフステージ毎に抱える心身の悩みに関する普及啓発や総合相談を実施するなど、学童期から成人期を通じた保健対策を推進。

【指標でみる取組の成果】

- 関係機関が連携して思春期保健対策を講じた結果、10代の人工妊娠中絶率(年齢階級別女子人口千対)が2015年度から毎年度目標を達成するなど、心身の健康に対する若者の意識啓発について成果を得た。

施策・事業、指標	年 度					
	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	
・思春期保健対策に取り組んでいる市町数	計画	24市町	28市町	32市町	36市町	41市町
	実績	27市町	28市町	28市町	28市町	—
	評価	112.5% 【◎】	100.0% 【◎】	87.5% 【○】	77.8% 【△】	— 【—】
・10代の人工妊娠中絶率(年齢階級別女子人口千対)	計画	5.2%	5.1%	5.0%	4.9%	4.8%
	実績	3.7%	3.6%	3.6%	4.0%	—
	評価	128.8% 【◎】	129.4% 【◎】	128.0% 【◎】	118.4% 【◎】	— 【—】
・十代の性感染症患者数(性器クラミジア:定点1カ所あたりの年間報告)	計画	—	2.30人	2.29人	2.28人	2.27人
	実績	2.00人	1.57人	1.93人	1.70人	—
	評価	— 【—】	131.7% 【◎】	115.7% 【◎】	125.4% 【◎】	— 【—】

4 子どもの生きる力の育成

【これまでの主な取組】

- 学校教育活動全体を通じた道徳教育、命の大切さや共生の心を育む人権教育のほか、ふるさとひょうごへの誇りや愛着を高めるため、身近な地域で人や豊かな自然とふれあう体験・社会貢献活動を実施。
- 学校におけるいじめ、不登校、ひきこもり等の未然防止や早期発見・早期対応等を図るため、相談支援センターやSNSによる相談窓口を設置するほか、子どもの体力向上意識を高める環境整備を行うなど、心と体の両面から子どもの健やかな育成を支援。

【指標でみる取組の成果】

- 少子化や核家族化が進むなか、子どもが自然や人・社会と関わる活動を推進した結果、「子どもの冒険ひろば」の開設箇所数を着実に増やすなど、様々な体験活動の機会を提供することができた。
- その一方で、小・中・高生の新体力テストにおける1985(昭和60)年頃の子どもの体力水準に達している項目の割合が、2015年度の22.7%からほぼ横ばいで推移し、目標の50.0%を下回っている。

施策・事業、指標	年 度					
	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	
・保護者・地域住民に対する兵庫版道徳教育副読本等を用いた授業公開を全学級で実施した割合	計画	80.0%	90.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	実績	77.2%	78.8%	84.1%	92.3%	—
	評価	96.5% 【◎】	87.6% 【○】	84.1% 【○】	92.3% 【◎】	— 【—】

施策・事業、指標	年 度					
	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	
・休日を利用した地域貢献「トライやる・アクション」実施市町割合	計画	90.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	実績	100.0%	97.7%	100.0%	100.0%	—
	評価	111.1% 【◎】	97.7% 【◎】	100.0% 【◎】	100.0% 【◎】	— 【—】
・地域と協働してふるさとの自然の良さに気づく学習プログラムを実施した学校の割合(環境体験事業)	計画	90.0%	95.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	実績	83.9%	84.8%	95.2%	98.0%	—
	評価	93.2% 【◎】	89.3% 【○】	95.2% 【◎】	98.0% 【◎】	— 【—】
・子どもの冒険ひろばの開設箇所数(累計)【KPI】	計画	547箇所	600箇所	610箇所	620箇所	630箇所
	実績	590箇所	612箇所	621箇所	647箇所	—
	評価	107.9% 【◎】	102.0% 【◎】	101.8% 【◎】	104.4% 【◎】	— 【—】
・ひょうごっ子・ふるさと塾事業体験活動、体験学習実施数【KPI】	計画	100箇所	100箇所	100箇所	100箇所	100箇所
	実績	75箇所	59箇所	168箇所	149箇所	—
	評価	75.0% 【△】	59.0% 【▲】	168.0% 【◎】	149.0% 【◎】	— 【—】
・兵庫ひきこもり相談支援センター相談件数	計画	1,000件	1,125件	1,250件	1,375件	1,500件
	実績	1,371件	1,293件	1,189件	927件	—
	評価	137.1% 【◎】	114.9% 【◎】	95.1% 【◎】	67.4% 【▲】	— 【—】
・新体カテストにおける昭和60年頃の子どもの体力水準に達している項目の割合(小・中・高)	計画	27.3%	50.0%	50.0%	50.0%	—
	実績	22.7%	27.3%	31.8%	22.7%	—
	評価	83.2% 【○】	54.6% 【▲】	63.6% 【▲】	45.4% 【▲】	— 【—】

5 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

【これまでの主な取組】

- 少年非行への対応等について協議するなど、地域、学校、行政、保護者等が一体となり、青少年の健全育成に対する県民意識の高揚を図るための県民スクラム運動を実施。
- インターネットや薬物による被害から子どもを守るため、冊子の作成や啓発活動を実施。

【指標でみる取組の成果】

- 関係機関が連携して、青少年の非行防止や社会環境の浄化につながる取り組みを進めた結果、青少年を守り育てる県民スクラム運動年間参加者数が、2015

年度の24,580人から2018年度の27,520人へ約3,000人増加するなど、青少年の健全育成に対する県民意識の高揚につながった。

施策・事業、指標	年 度					
	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	
・青少年を守り育てる県民スクラム運動年間参加者数	計画	22,000人	22,000人	22,000人	22,000人	22,000人
	実績	24,580人	25,863人	20,973人	27,520人	—
	評価	111.7% 【◎】	117.6% 【◎】	95.3% 【◎】	125.1% 【◎】	— 【—】
・携帯電話、スマートフォンのフィルタリング利用率	計画	54.0%	58.0%	62.0%	67.5%	70.0%
	実績	61.6%	57.6%	59.1%	56.3%	—
	評価	114.1% 【◎】	99.3% 【◎】	95.3% 【◎】	83.4% 【○】	— 【—】
・薬物乱用防止教室の開催実施率	計画	85.0%	90.0%	95.0%	100.0%	100.0%
	実績	78.9%	94.7%	94.9%	95.7%	—
	評価	92.8% 【◎】	105.2% 【◎】	99.9% 【◎】	95.7% 【◎】	— 【—】

II 結婚・妊娠・出産への切れ目のない支援

1 出会い・結婚支援

【これまでの主な取組】

- 進行する未婚化・晩婚化に対して、県内及び東京の出会いサポートセンターにおいて、出会いイベント・個別お見合い紹介等を実施することにより独身男女の出会い・結婚を支援するとともに、結婚に伴う新生活の経済的支援を推進。

【指標でみる取組の成果】

- ひょうご出会い・結婚支援事業成婚数が、2015年度の1,139組から2018年度の1,590組へ450組程度増加するなど、出会い・結婚支援事業により、多くの独身男女が成婚に至った。

施策・事業、指標	年 度					
	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	
・ひょうご出会い・結婚支援事業成婚数(累計)【KPI】	計画	1,222組	1,386組	1,586組	1,701組	1,901組
	実績	1,139組	1,301組	1,457組	1,590組	—
	評価	93.2% 【◎】	93.9% 【◎】	91.9% 【◎】	93.5% 【◎】	— 【—】

2 不妊に悩む方への支援の充実

【これまでの主な取組】

- 不妊治療に要する経済的負担の軽減を図るため、医療保険が適用されない特定不妊治療に要する費用の一部を助成するとともに、相対的に所得が低い若い世代からの早期治療開始につなげるため、県単独の追加助成を実施。

【指標でみる取組の成果】

- 特定不妊治療(体外受精・顕微授精)の助成件数が、2015年度から2018年度にかけて毎年度2,500件を超える助成を行っており、不妊治療に取り組む夫婦への経済的支援を実施した。

施策・事業、指標	年 度					
	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	
・特定不妊治療(体外受精・顕微授精)の助成件数	計画	3,562件	2,837件	2,913件	2,700件	2,700件
	実績	3,233件	2,939件	2,780件	2,507件	—
	評価	90.8% 【◎】	103.6% 【◎】	95.4% 【◎】	92.9% 【◎】	— 【—】

3 妊産婦・乳幼児に関する保健・医療体制の充実

【これまでの主な取組】

- 医療機関に対する財政支援により、診療機能の充実や医師・看護師等の処遇改善等を行い、周産期医療体制を維持・強化。
- 妊娠・出産・育児に悩む妊産婦に対する相談体制を強化するほか、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる家庭に対し、相談・指導・助言等を

行うなど、妊娠期から子育て期の各ステージを通じて、地域の関係機関が連携して切れ目のない支援を実施。

【指標でみる取組の成果】

- 周産期母子医療センターの設置数や兵庫県周産期医療協力病院の認定数が、2015年度から2018年度まで軒並み達成率100%を維持するなど、県民が安心して子どもを産み育てられる医療体制の基盤整備が進んだ。

施策・事業、指標		年 度				
		2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)
・乳幼児健康診査の未受診率3～5か月児	計画	2.8%	2.6%	2.4%	2.2%	2.0%
	実績	2.9%	2.2%	2.1%	1.7%	—
	評価	96.4% 【◎】	115.4% 【◎】	112.5% 【◎】	122.7% 【◎】	— 【—】
・産後1か月までの産婦に対するEPDS(エジンバラ産後うつ病自己調査票)の実施、及びフォロー体制がある市町数	計画	12市町	15市町	17市町	19市町	21市町
	実績	24市町	20市町	28市町	28市町	—
	評価	200.0% 【◎】	133.3% 【◎】	164.7% 【◎】	147.4% 【◎】	— 【—】
・育児不安の親のグループ活動を支援する体制がある市町数	計画	17市町	18市町	19市町	20市町	21市町
	実績	28市町	16市町	10市町	15市町	—
	評価	164.7% 【◎】	88.9% 【○】	52.6% 【▲】	75.0% 【△】	— 【—】
・5歳児発達相談事業を実施している市町数	計画	25市町	29市町	33市町	37市町	41市町
	実績	29市町	29市町	29市町	30市町	—
	評価	116.0% 【◎】	100.0% 【◎】	87.9% 【○】	81.1% 【○】	— 【—】
・周産期母子医療センターの設置数(累計) 【KPI】	計画	6箇所	11箇所	12箇所	12箇所	12箇所
	実績	11箇所	11箇所	12箇所	12箇所	—
	評価	183.3% 【◎】	100.0% 【◎】	100.0% 【◎】	100.0% 【◎】	— 【—】
・兵庫県周産期医療協力病院の認定数(累計)	計画	14箇所	15箇所	16箇所	16箇所	16箇所
	実績	15箇所	16箇所	17箇所	19箇所	—
	評価	107.1% 【◎】	106.7% 【◎】	106.3% 【◎】	118.8% 【◎】	— 【—】

施策・事業、指標	年 度					
	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	
・小児科救急対応病院群輪番制の空白日がない2次小児救急圏域	計画	8圏域	8圏域	10圏域	10圏域	10圏域
	実績	8圏域	8圏域	8圏域	8圏域	—
	評価	100.0% 【◎】	100.0% 【◎】	80.0% 【○】	80.0% 【○】	— 【—】
・むし歯のない3歳児の割合	計画	86.7%	87.5%	88.3%	89.1%	89.9%
	実績	85.0%	84.0%	87.2%	88.3%	—
	評価	98.0% 【◎】	96.0% 【◎】	98.8% 【◎】	99.1% 【◎】	— 【—】
・育児期間中の父親の喫煙率	計画	—	33.0%	31.0%	29.0%	27.0%
	実績	35.9%	35.6%	33.7%	32.9%	—
	評価	— 【—】	92.1% 【◎】	91.3% 【◎】	86.6% 【○】	— 【—】
・育児期間中の母親の喫煙率	計画	—	5.4%	5.1%	4.8%	4.5%
	実績	5.8%	6.2%	5.2%	5.3%	—
	評価	— 【—】	85.2% 【○】	98.0% 【◎】	89.6% 【○】	— 【—】
・要保護児童対策地域協議会を設置する市町数	計画	41市町	41市町	41市町	41市町	41市町
	実績	41市町	41市町	41市町	41市町	—
	評価	100.0% 【◎】	100.0% 【◎】	100.0% 【◎】	100.0% 【◎】	— 【—】

Ⅲ 就学前の教育・保育と子育て支援

1 認定こども園、幼稚園、保育所の充実

【これまでの主な取組】

- 待機児童解消のための保育所・認定こども園の施設整備に要する費用や、保育の質を確保するための保育士等の研修費用を支援することにより、量及び質の両面から地域のニーズに応じた教育・保育の提供を支援。また、従業員の多様な働き方に対応した保育サービスを提供する企業主導型保育事業の整備・運営の充実を図るとともに、地域枠の設定を促進。

【指標でみる取組の成果】

- 保育所等の定員は、2015年度から2018年度にかけて13,570人分拡大したものの、女性の就労意欲の高まりなどにより、待機児童数の目標は未達成となった。

施策・事業、指標		年 度				
		2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)
・待機児童数 【KPI】	計画	—	100人	1,137人	1,325人	663人
	実績	1,050人	1,572人	1,988人	1,569人	—
	評価	— 【－】	0.0% 【▲】	25.2% 【▲】	81.6% 【○】	— 【－】
・保育所等定員	計画	—	97,000人	99,000人	111,000人	114,000人
	実績	96,851人	101,658人	105,764人	110,421人	—
	評価	— 【－】	104.8% 【◎】	106.8% 【◎】	99.5% 【◎】	— 【－】
・認定こども園の設置数(累計) 【KPI】	計画	231園	338園	444園	490園	520園
	実績	322園	400園	463園	509園	—
	評価	139.4% 【◎】	118.3% 【◎】	104.3% 【◎】	103.9% 【◎】	— 【－】

2 小規模保育事業等の推進

【これまでの主な取組】

- 待機児童の解消や子どもの数が少ない地域での保育の維持・確保のため、市町の認可を受けた地域型保育事業に対して改修経費や運営費を支援。

【指標でみる取組の成果】

- 就学前の教育・保育の提供体制(特定地域型保育事業)について、2015年度から2018年度まで概ね目標を達成しているものの、女性の就業意欲の高まりにより0～2歳児の保育ニーズは未だ高い。

施策・事業、指標		年 度				
		2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)
・就学前の教育・保育の提供体制(特定地域型保育事業) ※3号認定子ども内数	計画	2,070人	2,807人	3,332人	4,368人	5,462人
	実績	2,001人	2,622人	3,643人	4,228人	—
	評価	96.7% 【◎】	93.4% 【◎】	109.3% 【◎】	96.8% 【◎】	— 【－】

3 セーフティーネットとしての保育サービスの提供

【これまでの主な取組】

- 市町が実施する延長保育事業や一時預かり事業等を支援することにより、子育てにおける負担の軽減や仕事と子育ての両立支援など、安心して子育てできる環境づくりを推進。
- 病児・病後児保育については、国庫補助要件を緩和した県独自の病児保育施設の整備を推進することにより国制度と合わせて県下全市町での展開を目指す。

【指標でみる取組の成果】

- 病児・病後児保育事業の実施箇所数が、2015年度の51箇所から2018年度の84箇所へと30箇所以上増加しているほか、私立幼稚園預かり保育実施園数も2015年度以降軒並み目標を達成するなど、きめ細かな保育サービスを実施した。

施策・事業、指標		年 度				
		2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)
・私立幼稚園預かり保育実施園数 【KPI】	計画	223園	224園	225園	226園	227園
	実績	224園	225園	227園	227園	—
	評価	100.4% 【◎】	100.4% 【◎】	100.9% 【◎】	100.4% 【◎】	— 【—】
・病児・病後児保育の実施箇所数(累計)	計画	60箇所	66箇所	74箇所	92箇所	121箇所
	実績	51箇所	54箇所	65箇所	84箇所	—
	評価	85.0% 【○】	81.8% 【○】	87.8% 【○】	91.3% 【◎】	— 【—】
・病児保育事業の提供回数 【KPI】	計画	47,093回	48,915回	51,564回	52,500回	61,120回
	実績	46,583回	48,280回	55,528回	58,649回	—
	評価	98.9% 【◎】	98.7% 【◎】	107.7% 【◎】	111.7% 【◎】	— 【—】

4 すべての子育て家庭を対象とした支援の充実

【これまでの主な取組】

- 市町がすべての子育て家庭を対象に実施する地域子育て支援拠点事業や一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター事業など多種多様な子育て支援サービスの提供を支援。
- 幼稚園、保育所等に入所していない在宅児童とその保護者を対象に認定こども園、幼稚園、保育所が実施する子育て支援事業を支援。

【指標でみる取組の成果】

- 地域子育て支援拠点事業実施箇所数が、2015年度の303箇所から2018年度の337箇所へと30箇所以上増加したほか、乳幼児子育て応援事業実施保育

所数も 30 箇所近く増加するなど、子育ての負担や不安、孤立感を軽減するための多様な子育て支援サービスを実施した。

施策・事業、指標	年 度					
	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	
・利用者支援事業開設箇所数(累計) 【KPI】	計画	67箇所	70箇所	73箇所	124箇所	126箇所
	実績	35箇所	70箇所	87箇所	106箇所	—
	評価	52.2% 【▲】	100.0% 【◎】	119.2% 【◎】	85.5% 【○】	— 【—】
・地域子育て支援拠点事業設置箇所数(累計) 【KPI】	計画	309箇所	309箇所	314箇所	331箇所	332箇所
	実績	303箇所	303箇所	331箇所	337箇所	—
	評価	98.1% 【◎】	98.1% 【◎】	105.4% 【◎】	101.8% 【◎】	— 【—】
・ファミリー・サポート・センター事業会員数	計画	27,280人	28,940人	30,600人	32,260人	33,920人
	実績	30,417人	23,209人	31,068人	33,067人	—
	評価	111.5% 【◎】	80.2% 【○】	101.5% 【◎】	102.5% 【◎】	— 【—】
・ファミリー・サポート・センター事業の提供回数 【KPI】	計画	131,909回	134,386回	136,088回	101,788回	102,909回
	実績	69,781回	71,975回	71,511回	69,202回	—
	評価	52.9% 【▲】	53.6% 【▲】	52.5% 【▲】	68.0% 【▲】	— 【—】
・乳幼児子育て応援事業実施幼稚園数(累計) 【KPI】	計画	233園	233園	233園	233園	233園
	実績	207園	209園	211園	213園	—
	評価	88.8% 【○】	89.7% 【○】	90.6% 【◎】	91.4% 【◎】	— 【—】
・乳幼児子育て応援事業実施保育所数(累計) 【KPI】	計画	475園	490園	500園	510園	520園
	実績	478園	489園	495園	505園	—
	評価	100.6% 【◎】	99.8% 【◎】	99.0% 【◎】	99.0% 【◎】	— 【—】
・わくわく幼稚園実施園数 【KPI】	計画	202園	202園	202園	202園	202園
	実績	152園	146園	144園	140園	—
	評価	75.2% 【△】	72.3% 【△】	71.3% 【△】	69.3% 【▲】	— 【—】
・わくわく保育所実施園数 【KPI】	計画	87園	87園	87園	87園	87園
	実績	87園	87園	87園	87園	—
	評価	100.0% 【◎】	100.0% 【◎】	100.0% 【◎】	100.0% 【◎】	— 【—】

5 保育人材の確保

【これまでの主な取組】

- 保育人材の確保と離職防止により保育の質の向上を図るため、保育士等キャリアアップ研修を実施するほか、公定価格の対象外の職員も処遇改善を受けられるよう支援。
- 潜在保育士を対象として復職支援研修を行うほか、潜在保育士の就職や活用支援等を行う保育士・保育所支援センターを開設・運営。

【指標でみる取組の成果】

- 保育士等の給与改善や幼保連携型認定こども園の保育教諭を確保するための資格・免許取得支援等を行った結果、保育士・保育教諭数は2015年度の14,760人から2017年度の17,130人へと2,370人増加した。

施策・事業、指標		年 度				
		2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)
・保育教諭数(累計) 【KPI】	計画	2,765人	2,505人	2,942人	5,637人	6,855人
	実績	2,217人	3,530人	5,038人	未公表	—
	評価	80.2% 【○】	140.9% 【◎】	171.2% 【◎】	— 【—】	— 【—】
・保育士(累計) 【KPI】	計画	14,588人	12,683人	12,610人	12,606人	12,793人
	実績	12,543人	12,093人	12,092人	未公表	—
	評価	86.0% 【○】	95.3% 【◎】	95.9% 【◎】	— 【—】	— 【—】
・保育士・保育教諭(累計) 【KPI】	計画	17,353人	15,188人	15,552人	18,243人	19,648人
	実績	14,760人	15,623人	17,130人	未公表	—
	評価	85.1% 【○】	102.9% 【◎】	110.1% 【◎】	— 【—】	— 【—】

※2019年12月27日時点で未公表

IV 子育てと両立できる働き方の実現

1 ワーク・ライフ・バランス（WLB）の推進

【これまでの主な取組】

- 子育て応援協定の締結を推進するとともに、ワーク・ライフ・バランス（WLB）のさらなる普及を図るため、ひょうご仕事と生活センターにおいて、普及啓発・情報発信、相談事業、研修企画・実施を行い、企業の積極的取組を促進。

【指標でみる取組の成果】

- 仕事と生活の調和推進企業宣言登録企業数が、2015年度の1,138社から2018年度の1,937社へと約800社増加したほか、子育て応援協定の締結企業数が、1,199社から1,329社へと130社増加するなど、子育てと仕事を両立できる環境整備が進んだ。

施策・事業、指標		年 度				
		2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)
・仕事と生活の調和推進企業宣言登録企業数（累計）	計画	700社	1,300社	1,500社	1,600社	1,700社
	実績	1,138社	1,424社	1,669社	1,937社	—
	評価	162.6% 【◎】	109.5% 【◎】	111.3% 【◎】	121.1% 【◎】	— 【—】
・ひょうご仕事と生活センター相談対応件数	計画	750件	750件	750件	750件	750件
	実績	1,307件	1,225件	1,208件	1,604件	—
	評価	174.3% 【◎】	163.3% 【◎】	161.1% 【◎】	213.9% 【◎】	— 【—】
・ひょうご仕事と生活センター研修実施企業数【KPI】	計画	200社	200社	200社	200社	200社
	実績	216社	219社	185社	198社	—
	評価	108.0% 【◎】	109.5% 【◎】	92.5% 【◎】	99.0% 【◎】	— 【—】
・子育て応援協定の締結企業数（累計）	計画	1,100社	1,120社	1,240社	1,260社	1,280社
	実績	1,199社	1,246社	1,297社	1,329社	—
	評価	109.0% 【◎】	111.3% 【◎】	104.6% 【◎】	105.5% 【◎】	— 【—】

2 女性の多様な働き方支援

【これまでの主な取組】

- 県立男女共同参画センターを中心に、再就業等を希望する女性を支援するための個別相談や職業紹介等を実施。
- 出産、育児などの理由で離職した女性の多様な働き方を支援するため、再就職・

起業のためのカリキュラムを提供するとともに、育児、介護等を理由とする離職者が、再就職に必要な知識・スキルを得るために受講した教育訓練経費の一部を補助。

【指標でみる取組の成果】

- 男女共同参画センター女性就業相談室の支援による就職者数や男女共同参画社会づくり協定の締結事業所数など、各施策が概ね目標を達成しており、女性の多様で柔軟な働き方への支援が充実した。

施策・事業、指標	年 度					
	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	
・女性就業いきいき応援事業におけるセミナー参加者数(累計)	計画	600人	1,212人	1,812人	2,412人	3,012人
	実績	612人	1,158人	1,684人	2,186人	—
	評価	102.0% 【◎】	95.5% 【◎】	92.9% 【◎】	90.6% 【◎】	— 【—】
・女性起業家による起業・第二創業への補助件数(累計)	計画	70件	100件	150件	200件	255件
	実績	71件	121件	166件	224件	—
	評価	101.4% 【◎】	121.0% 【◎】	110.7% 【◎】	112.0% 【◎】	— 【—】
・男女共同参画センター女性就業相談室の支援による就職者数(累計)【KPI】	計画	500人	700人	900人	1,100人	1,300人
	実績	475人	654人	847人	1,049人	—
	評価	95.0% 【◎】	93.4% 【◎】	94.1% 【◎】	95.4% 【◎】	— 【—】
・男女共同参画社会づくり協定の締結事業所数	計画	1,100社	1,120社	1,140社	1,160社	1,180社
	実績	1,172社	1,232社	1,292社	1,322社	—
	評価	106.5% 【◎】	110.0% 【◎】	113.3% 【◎】	114.0% 【◎】	— 【—】

3 男性の家事・育児参画の推進

【これまでの主な取組】

- 男性の家事・育児への参画を促進するフォーラムを開催するなど、男性労働者が育児休業を取得しやすい職場環境づくりを推進するほか、男性の子育てや地域活動参加のきっかけづくりを支援。

【指標でみる取組の成果】

- お父さん応援フォーラム等への参加者数が、2015年度の295人から2018年度の1,069人へと4倍近く増加し、男性の家事・育児への参画を促進する機運醸成につながった。

施策・事業、指標	年 度					
	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	
・お父さん応援フォーラム等への参加者数(累計)	計画	250人	350人	450人	550人	650人
	実績	295人	584人	663人	1,069人	—
	評価	118.0% 【◎】	166.9% 【◎】	147.3% 【◎】	194.4% 【◎】	— 【—】

V 子育て家庭を支える地域社会づくり

1 放課後の居場所づくり

【これまでの主な取組】

- 放課後児童クラブの施設整備等に要する経費を助成するとともに、長期休暇期間中の児童の受け入れを支援するなど、放課後の子どもの安全・安心な活動のための放課後児童クラブ、放課後子ども教室等の取組を推進。
- 保育士等の資格を有する者が必要な知識・技能を習得し、放課後児童支援員として勤務するための認定資格研修および資質向上研修を実施。

【指標でみる取組の成果】

- 放課後児童クラブ開設数が、2015年度の990箇所から2018年度の1,351箇所へと360箇所以上増加したほか、放課後児童クラブ利用児童数も、40,745人から50,433人へと約1万人増加するなど、児童の放課後等の居場所づくりに取り組んだ。

施策・事業、指標		年 度				
		2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)
・放課後児童クラブ開設数(累計)	計画	945箇所	1,107箇所	1,155箇所	1,350箇所	1,425箇所
	実績	990箇所	1,195箇所	1,278箇所	1,351箇所	—
	評価	104.8% 【◎】	107.9% 【◎】	110.6% 【◎】	100.1% 【◎】	— 【—】
・放課後児童クラブ利用児童数【KPI】	計画	42,540人	44,311人	46,220人	49,318人	51,192人
	実績	40,745人	44,412人	47,621人	50,433人	—
	評価	95.8% 【◎】	100.2% 【◎】	103.0% 【◎】	102.3% 【◎】	— 【—】
・放課後子ども教室開設校区数	計画	422教室	447教室	456教室	454教室	—
	実績	422教室	447教室	456教室	454教室	—
	評価	100.0% 【◎】	100.0% 【◎】	100.0% 【◎】	100.0% 【◎】	— 【—】
・放課後児童支援員の認定者数(累計)	計画	1,000人	1,800人	2,900人	4,000人	5,000人
	実績	660人	1,633人	2,723人	3,687人	—
	評価	66.0% 【▲】	90.7% 【◎】	93.9% 【◎】	92.2% 【◎】	— 【—】

2 地域ぐるみの子育て支援の充実

【これまでの主な取組】

- 子育て中の親子が気軽に買い物に出かけやすい環境を整備するため、空き家・商店街の空き店舗等を活用した「子育てほっとステーション」で子育てを支援

するなど、地域全体で子育て家庭を応援する取組を促進。

【指標でみる取組の成果】

- 子育てほっとステーション開設箇所数が、2015年度の44箇所から2018年度の52箇所に増加するなど、子育て中の親子の居場所づくりに寄与した。

施策・事業、指標		年 度				
		2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)
・まちの子育てひろば事業実施箇所数(累計) 【KPI】	計画	2,170箇所	2,190箇所	2,119箇所	2,139箇所	2,159箇所
	実績	2,147箇所	2,099箇所	2,046箇所	1,964箇所	—
	評価	98.9% 【◎】	95.8% 【◎】	96.6% 【◎】	91.8% 【◎】	— 【-】
・子育てほっとステーション開設箇所数(累計)	計画	48箇所	54箇所	60箇所	64箇所	68箇所
	実績	44箇所	45箇所	51箇所	52箇所	—
	評価	91.7% 【◎】	83.3% 【○】	85.0% 【○】	81.3% 【○】	— 【-】

3 家族の役割やきずなを深めることの大切さの機運醸成

【これまでの主な取組】

- それぞれの家族にとってふさわしい日を家族の日として定めることを提案する「家族の日」運動や、県民一人ひとりが家族・家庭の大切さを考え、きずなを深めるとともに、地域で家庭を支える「ひょうご家庭応援県民運動」の展開支援など、地域全体で家庭を応援する取り組みの普及啓発を推進。

【指標でみる取組の成果】

- 「ひょうご家庭応援県民大会」参加者数が、毎年度計画値の200人を上回るなど、家族の果たす役割やきずなを深めることの大切さについて県民意識の向上が図られた。

施策・事業、指標		年 度				
		2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)
・「家族の日」写真コンクールへの応募作品数	計画	350点	450件	400件	400件	400点
	実績	314点	395点	327点	226点	—
	評価	89.7% 【○】	87.8% 【○】	81.8% 【○】	56.5% 【▲】	— 【-】
・「ひょうご家庭応援県民大会」参加者数(累計)	計画	400人	600人	800人	1,000人	1,200人
	実績	400人	768人	1,048人	1,298人	—
	評価	100.0% 【◎】	128.0% 【◎】	131.0% 【◎】	129.8% 【◎】	— 【-】

4 安心・安全な子育て環境の整備

【これまでの主な取組】

- まちづくり防犯グループ等が設置する防犯カメラの設置経費の補助や、子育て家庭応援推進員による登下校時の見守り、声かけ等を実施することにより、地域ぐるみの見守り活動を推進。
- 誰もが安心して生活できるユニバーサル社会にふさわしい福祉のまちづくりを実現するため、鉄道駅舎エレベーター等の設置やノンステップバス等の購入を支援。

【指標でみる取組の成果】

- 1日の平均乗降客数3千人以上5千人未満の駅のバリアフリー化率や、乗合バスに対するノンステップバス導入率が軒並み90%を上回る達成率を維持するなど、誰もが安心して暮らし、元気に活動できる社会の実現に向けた基盤の整備が進んだ。

施策・事業、指標		年 度				
		2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)
・1日の平均乗降客数3千人以上5千人未満の駅のバリアフリー化率 【KPI】	計画	65.1%	72.1%	79.1%	86.0%	93.0%
	実績	70.5%	71.4%	72.9%	78.3%	—
	評価	108.3% 【◎】	99.0% 【◎】	92.2% 【◎】	91.0% 【◎】	— 【—】
・乗合バスに対するノンステップバス導入率 【KPI】	計画	59.9%	61.9%	64.0%	66.0%	68.0%
	実績	58.2%	59.7%	61.0%	62.4%	—
	評価	97.2% 【◎】	96.4% 【◎】	95.3% 【◎】	94.5% 【◎】	— 【—】

VI 特別な支援が必要な子どもや家庭への支援

1 児童虐待防止対策の充実

【これまでの主な取組】

- 市町の要保護児童対策地域協議会の連携強化を図るため、市町職員等に対して児童福祉司任用資格取得講習等を実施し、市町の対応力の向上を推進。

【指標でみる取組の成果】

- 児童福祉司任用資格者の配置市町数が、2015年度の29市町から2018年度の39市町に増加し、児童虐待等の困難ケースに対する市町の対応力向上が図られた。

施策・事業、指標		年 度				
		2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)
・児童福祉司任用資格者の配置市町数(累計) 【KPI】	計画	38市町	41市町	41市町	41市町	41市町
	実績	29市町	33市町	39市町	39市町	—
	評価	76.3% 【△】	80.5% 【○】	95.1% 【◎】	95.1% 【◎】	— 【—】

2 社会的養護体制の充実

【これまでの主な取組】

- 児童養護施設において、小規模グループケア（ユニットケア）等を実施するための施設整備費を補助。
- 里親研修や里親里子交流事業等を実施するとともに、里親やファミリーホームの新たな担い手の開拓につなげるため、各市町単位で里親制度の普及啓発を実施。

【指標でみる取組の成果】

- 里親登録者数が、2015年度の323人から2018年度の419人へと100人近く増加したほか、小規模グループケア定員数が402人から516人に増加するなど、家庭的養育に加え、小規模施設による児童養護を推進した。

施策・事業、指標		年 度				
		2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)
・里親登録者数(累計) 【KPI】	計画	281人	337人	351人	365人	379人
	実績	323人	357人	372人	419人	—
	評価	114.9% 【◎】	105.9% 【◎】	106.0% 【◎】	114.8% 【◎】	— 【—】
・里親等委託率	計画	11.7%	12.7%	13.7%	14.7%	15.8%
	実績	14.9%	15.9%	18.3%	19.3%	—
	評価	127.4% 【◎】	125.2% 【◎】	133.6% 【◎】	131.3% 【◎】	— 【—】
・ファミリーホーム事業者数	計画	3者	3者	4者	5者	6者
	実績	4者	5者	7者	8者	—
	評価	133.3% 【◎】	166.7% 【◎】	175.0% 【◎】	160.0% 【◎】	— 【—】

施策・事業、指標	年 度					
	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	
・小規模グループケア定員数(累計)	計画	402人	460人	494人	507人	523人
	実績	402人	438人	450人	516人	—
	評価	100.0% 【◎】	95.2% 【◎】	91.1% 【◎】	101.8% 【◎】	— 【—】
・グループホーム定員数	計画	44人	50人	86人	104人	116人
	実績	36人	36人	36人	36人	—
	評価	81.8% 【○】	72.0% 【△】	41.9% 【▲】	34.6% 【▲】	— 【—】

3 配偶者等からの暴力（DV）対策

【これまでの主な取組】

- 市町相談員への指導や講習等を行うDV相談アドバイザーを県女性家庭センターに配置するほか、民間シェルターの新規開設支援やDV被害者の支援活動を行う民間支援団体への活動助成など、市町、NPO等と連携してDV防止対策を実施。

【指標でみる取組の成果】

- 関係機関で構成される庁内 DV 対策連携会議の設置市町数が、2015 年度の16市町から2018年度にかけて4市町増加するにとどまり、県下35市町での設置には至っていない。

施策・事業、指標	年 度					
	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	
・庁内DV対策連携会議の設置市町数(累計)	計画	24市町	23市町	29市町	35市町	41市町
	実績	16市町	17市町	18市町	20市町	—
	評価	66.7% 【▲】	73.9% 【△】	62.1% 【▲】	57.1% 【▲】	— 【—】

4 子どもの貧困対策

【これまでの主な取組】

- 生活困窮者や生活保護受給者への就労支援、暮らし再建に向けた支援など、保護者の就労・生活支援を推進。
- 就学の経済的負担を軽減するため、高等学校等就学支援金、高校生等奨学給付金、私立学校等の生徒に対する入学資金貸付等を実施。

【指標でみる取組の成果】

- 生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率および大学等（大学・短期大学・専修学校・各種学校等）進学率について、概ね目標は達成しているが、大学等進学率は40%前後で推移しており、2019年4月1日時点の県全体平均（79.7%）を大きく下回っている。

施策・事業、指標	年 度					
	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	
・生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率【KPI】 (指標は翌年度4月1日時点)	計画	92.0%	93.6%	93.8%	94.0%	94.2%
	実績	93.4%	94.1%	94.1%	94.4%	—
	評価	101.5% 【◎】	100.5% 【◎】	100.3% 【◎】	100.4% 【◎】	— 【—】
・生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率 (指標は翌年度4月1日時点)	計画	36.9%	37.1%	37.3%	37.5%	37.7%
	実績	37.1%	41.9%	38.1%	43.0%	—
	評価	100.5% 【◎】	112.9% 【◎】	102.1% 【◎】	114.7% 【◎】	— 【—】

5 ひとり親家庭等の自立促進

【これまでの主な取組】

- ひとり親家庭の親に対し、高等職業訓練促進給付金や自立支援教育訓練給付金等を支給し、生活の負担軽減を図るとともに、就職に有利な資格や技能の習得を支援することで、ひとり親家庭の経済的自立を促進。

【指標でみる取組の成果】

- 高等職業訓練促進給付金事業による資格取得者数(累計)が、2015年度の107人から2018年度の282人と約2.6倍増加し、ひとり親家庭の親に対する就業支援が進んだ。

施策・事業、指標	年 度					
	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	
・高等職業訓練促進給付金事業による資格取得者数(累計)【KPI】	計画	105人	160人	215人	270人	325人
	実績	107人	158人	226人	282人	—
	評価	101.9% 【◎】	98.8% 【◎】	105.1% 【◎】	104.4% 【◎】	— 【—】

6 障害児施策の充実

【これまでの主な取組】

- 重症心身障害児(者)の適切な治療と保護を図るため、重症心身障害児(者)が入所している民間施設に対し運営費を助成するほか、医療的ケアを必要とする重症心身障害児が、身近な地域で支援を受けられる環境を整備するため、重症心身障害児通所支援事業所や居宅訪問型児童発達支援事業所未設置市町において、その整備を促進。

【指標でみる取組の成果】

- 特別支援学校の整備や障害児通所支援事業開設市町数について概ね目標を達成し、障害のある子どもに対する支援サービスの充実が図られた。

施策・事業、指標		年 度				
		2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)
・特別支援学校の整備	計画	25校	25校	26校	26校	26校
	実績	25校	25校	26校	26校	—
	評価	100.0% 【◎】	100.0% 【◎】	100.0% 【◎】	100.0% 【◎】	— 【—】
・高等学校との交流及び共同学習を実施する特別支援学校数	計画	14校	15校	16校	17校	18校
	実績	14校	15校	16校	17校	—
	評価	100.0% 【◎】	100.0% 【◎】	100.0% 【◎】	100.0% 【◎】	— 【—】
・障害児通所支援事業開設市町数(累計)	計画	28市町	35市町	38市町	41市町	41市町
	実績	34市町	35市町	38市町	38市町	—
	評価	121.4% 【◎】	100.0% 【◎】	100.0% 【◎】	92.7% 【◎】	— 【—】

7 外国人児童生徒への支援

【これまでの主な取組】

- 日本語指導が必要な外国人児童生徒に対し、学校生活への早期適応を促進するため、母国語を話すことができる子ども多文化共生サポーターを派遣。
- ボランティア団体等が実施する外国人児童生徒を対象とした日本語・母国語教室等の開催支援や、日本語指導支援員の育成等により、外国人児童生徒が安心して地域社会で成長するための居場所づくりを促進。

【指標でみる取組の成果】

- 外国人児童生徒の居場所づくり事業講座数が、2015年度の45講座から2018年度の51講座へ6講座増加するなど、外国人児童生徒の不安や悩みに対応する環境づくりが進んだ。

施策・事業、指標		年 度				
		2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)
・外国人児童生徒の居場所づくり事業講座数(日本語、母語、進学用) 【KPI】	計画	45講座	45講座	45講座	45講座	45講座
	実績	45講座	46講座	46講座	51講座	—
	評価	100.0% 【◎】	102.2% 【◎】	102.2% 【◎】	113.3% 【◎】	— 【—】
・子ども多文化共生サポーターの派遣(日本語指導が必要な外国人児童生徒が在籍する全ての公立学校を対象) 【KPI】	計画	100%	100%	100%	100%	100%
	実績	100%	100%	100%	100%	—
	評価	100.0% 【◎】	100.0% 【◎】	100.0% 【◎】	100.0% 【◎】	— 【—】

基本理念

安心して子育てできる兵庫の実現

重点テーマ

～若者が就業・結婚・子育てに夢を持てる兵庫～

目 標

豊かな人間性を育み、若者が就業や家族形成に明るい展望を持てる社会づくり

未来の親となる子どもたちの豊かな人間性を育み、次代を担う若者が、仕事キャリアだけでなく、結婚・子育てといった家族キャリアについても明るいライフデザインを描けるよう経済的基盤の安定、出会いの機会創出を支援

結婚、妊娠・出産、子育ての希望が叶う環境づくり

希望する時期に結婚でき、希望する子どもの数をもてるよう結婚・妊娠・出産から子育てまで、家族のライフステージや、子どもや家庭がおかれた環境に応じた切れ目のないきめ細かな支援を実施

仕事と生活が調和し、男女がともに職場や家庭で活躍できる社会づくり

働き方改革やワーク・ライフ・バランスを推進し、男性の家事・育児参画を進めるとともに、女性が安心して働きながら子どもを生み育てられる社会づくりを推進

子どもが健やかに育つ安全・安心な社会づくり

子どもや子育てを支える温かい社会、子どもを育む寛容性をもった地域社会を実現するとともに、児童虐待、子どもの貧困などの課題に正面から取り組み、誰一人取り残さない包摂性のある社会づくりを推進

数値目標

1 合計特殊出生率 : 1.41 (計画期間中 1.41 を維持)

2 出生数 : 18万人 (2020~2024 年計)

3 待機児童数 : 0 (2021~2024 年)

4 20~30 代女性の社会移動数: 転出・転入均衡 (2024 年)

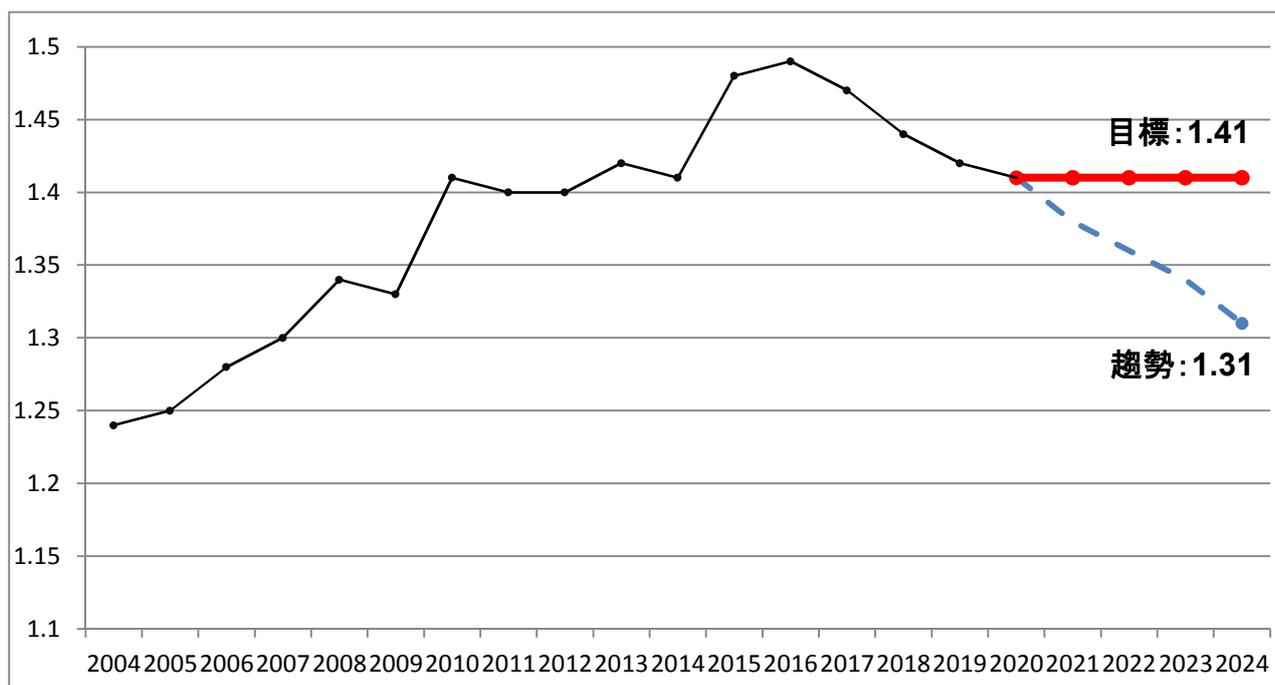
5 婚姻数 : 27,000 件 (2024 年)

○ 目標とする合計特殊出生率及び出生数

現在の女性人口、若年層の社会移動状況、有配偶率、有配偶出生率等の水準を踏まえ、計画期間中の合計特殊出生率を推計した。この結果、2020 年から 2024 年にかけて合計特殊出生率は逡減し、2024 年には 1.31 まで低下することが見込まれる。

そこで、本計画においては、兵庫の活力を将来にわたり維持していくため、2020 年の推計値 1.41 を計画期間中堅持していくことを目指すとともに、それを達成するために必要な出生数の確保に向けて、少子対策・子育て支援に全力で取り組んでいく。

(合計特殊出生率の推移)



第3章 推進方策

I 子ども・若者の自立支援と
ライフデザイン構築

- 1 若者の経済的自立と若者に選ばれる地域づくり
- 2 ライフデザイン構築のための支援
- 3 子どもたちの生活と学びを支える環境の充実
- 4 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

II 結婚・妊娠・出産の希望が
実現できる切れ目のない支援

- 1 出会い・結婚支援
- 2 結婚を応援する経済的支援策の充実
- 3 不妊に悩む方への支援の充実
- 4 妊産婦・乳幼児に関する医療体制の充実
- 5 妊産期から寄り添う子育て支援の充実

III 幼児教育・保育と
子育て支援

- 1 保育の受け皿の拡大
- 2 保育人材の確保
- 3 保育の質の確保
- 4 多様なニーズに対応した子育て支援の実施
- 5 幼稚園における取り組みの充実
- 6 子育てや教育に係る経済的負担の軽減

IV 男女ともに子育てと
両立できる働き方の実現

- 1 ワーク・ライフ・バランス(WLB)の推進
- 2 女性の能力発揮と就業機会拡大
- 3 継続的な男性の家事・育児参画の促進

V 子どもと子育てに温かい
地域社会づくり

- 1 放課後等の居場所づくり
- 2 地域で支える子育て支援の充実
- 3 地域における子育てや家族のきずなを深める機運の醸成
- 4 安全・安心な子育て環境の整備

VI 特別な支援が必要な
子どもや家庭への支援

- 1 児童虐待防止対策の充実
- 2 社会的養育体制の充実
- 3 配偶者等からの暴力(DV)防止対策
- 4 ひとり親家庭等の自立促進
- 5 子どもの貧困対策
- 6 ひきこもり支援
- 7 障害児支援施策の充実
- 8 外国人児童生徒への支援

I 子ども・若者の自立支援とライフデザイン構築

1 若者の経済的自立と若者に選ばれる地域づくり

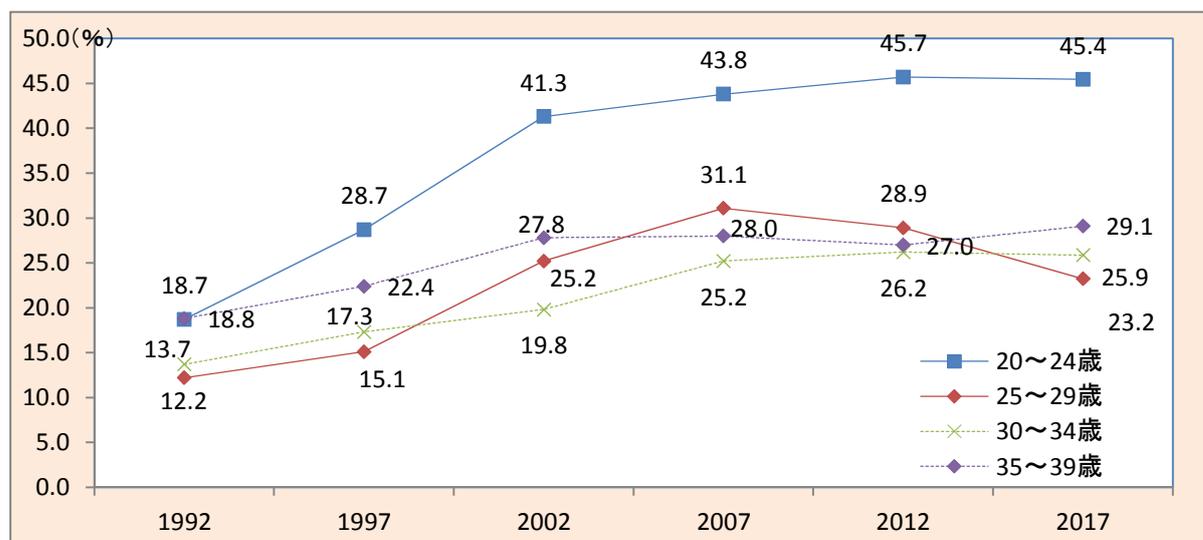
【現状と課題】

若年世代における未婚率や初婚年齢、出産年齢は上昇している。この最大の要因は、若者が望んだ時期に安心して結婚し、希望する子ども数を持つことができないような不安定な就労環境に置かれていることにある。

実際、社会人としての基盤を築く大切な時期である25～29歳の23.2%が非正規雇用となっており、統計的にもこれら非正規雇用や低収入の者の有配偶率は低い。このため、若者の経済的自立を支援する取り組みが必要である。

また、本県の大学数は全国4位、大学生数は全国6位であるが、専門・技術的職業や、企画、広報といった業種が東京圏や大阪府に集中していることから、県内大学卒業者の約7割が就職時に県外転出している。このため、大卒者のニーズにあった雇用の場の確保や、県内企業の情報発信の強化など、県内で働きたいと思える就労環境づくりが必要である。

○ 年齢階層別の非正規雇用者の割合（兵庫県）（厚生労働省：就業構造基本調査）



【取組の方向性】

若い世代が魅力的に感じるような仕事の創出・拡大に取り組むとともに、若者が安定し、将来を見通せるような仕事に就き、経済的に自立できるよう就労環境の整備や能力開発等を支援していく。あわせて、就職準備段階から、就職活動段階、就職後の定着やキャリア形成に至るまでの総合的な若者雇用対策を推進する。

また、若者や女性にとって魅力的な地方の仕事の創出を行うとともに、高校や大学在学時から地元企業とつながる機会を創出し、地元で働く意識を醸成していく。

【主な取組】

① 多様な就業選択肢の確保

兵庫で就職を目指す若者の就労を促進するため、県内の多種多様な仕事に出会う機会として合同説明会を開催し、若者を積極的に採用したい企業等とのマッチングを行う。

また、インターンシップ等により、学生の就業体験実習や企業研究を推進するとともに、セミナー、ガイドブック等を活用し、高校生、大学生等に対して県内企業の魅力を発信する。

② 若者の雇用の安定・定着

就職氷河期世代など若者の雇用の安定・定着に向け、就職支援の拠点を運営し、アドバイザーによる職業相談・カウンセリングや、就職までのきめ細かな支援をワンストップで提供する。また、雇用・収入が不安定な就労者に対し、セミナーや就労体験等の支援を行い、正規雇用につなげる。

③ 若者の労働環境の改善

これから社会人となる高校生、大学生等に対して、働く上で必要なワークルールや働き方改革への理解を深めてもらうため、啓発用資料を作成し、周知・啓発を行う。

また、ブラック企業や過労死についても、労働局と連携し、具体的かつ分かりやすい事例を示し、根絶に向けて普及啓発や周知を実施する。

④ 若者に選ばれる地域づくり

若者が望む働き方や暮らしの実現を目指し、大都市部における本社機能・事務所の誘致や、多自然地域でのコワーキング機能の集積など働く場の確保、都会と多自然地域が隣接する強みを活かした二地域居住など、兵庫五国が持つ特性や強みを活かした地域づくりを推進する。

⑤ 若者のふるさと意識の醸成

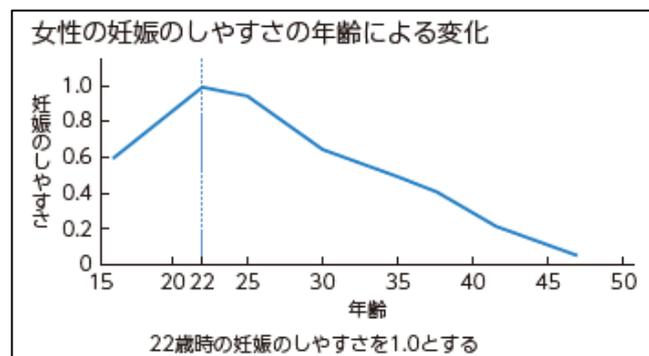
ふるさとへの関心や地域貢献の意識を持ち、地域課題に取り組む「ふるさとづくり青年隊」などの活動を通じ、若者のふるさと意識を高めることで、若者が積極的に地域社会へ参画・貢献することを支援するとともに、将来の地域づくりの核となる人材を育成する。

2 ライフデザイン構築のための支援

【現状と課題】

大学進学率の上昇、職業選択の多様化が進む中で、若者は、進学・就職といった目の前の目標に向かって取り組み、自らが結婚し、子どもを育てるといった長期的な展望について考える余裕や機会を十分に持てていない。このため、自らの「医学的に妊娠しやすいタイミング」を踏まえた結婚・出産・子育てといった人生のビジョンを描かないままキャリア形成を始めてしまう。

○健康な生活を送るために（高校生用）（文部科学省資料）



また、若者は、待機児童や児童虐待といった報道を目にすることで、子育てへの漠然とした不安が高まっている。本県調査⁵においても独身者は子育てについて「親としての責任が大きく不安」、「育児がうまくできるか不安」といった意見が多く、子育てに明るく前向きなイメージを持てるような取り組みが必要である。

【取組の方向性】

将来の展望を形成する時期である思春期・青年期の若者が、結婚、家族形成、子育てを人生にとって明るく楽しいものとして前向きに捉え、ライフデザインを豊かに形成していきけるよう支援していく。

そのために、若者自らが希望する生き方を描き、実現できるようライフプラン教育や正しい医学的知識、保健対策などの教育・普及啓発の支援に取り組んでいく。

【主な取組】

① 兵庫型「キャリア教育」の推進

子どもたちが、将来、社会的・職業的に自立し、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現するためには、キャリアプランニング能力をはじめ、人間関係形成・社会形成能力、自己理解・自己管理能力、課題対応能力を養い、社会的・職業的自立の基盤となる基礎的・汎用的能力を育成することが重要である。このため、体系的・系統的なキャリア教育の推進、社会に触れる機会の充実に取り組む。

② ライフプラン教育の推進

兵庫の経済・地域・家庭を担う人材を育成するため、地域創生包括連携協定を締結している6大学等を対象に、就職・結婚・子育ての3大ライフイベントを中心に生涯設計能力を育むライフプランニング教育を実施する。

また、大学生が、子育て体験を通して明るい家庭形成のイメージや実感を持てるよう、

⁵ 兵庫県 「平成30年度 少子対策・子育て支援に関する県民意識調査」

子育て体験活動を実施する。

③ 妊娠・出産に関する正しい医学的知識の普及・啓発

女性のからだ、ライフプラン等についての普及啓発、健康教室やグループ学習会の実施を継続する。また、思いがけない妊娠などにより、妊娠や出産に悩む方が、気軽に専門職に相談できる電話・メール相談の充実を図り、ホームページや啓発媒体を活用した周知を強化する。

④ 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の推進

中高生が、性や生の意識・行動について自ら考え、自己決定することを支援するため、気軽に相談できる場として、地域や学校において「ピアサポートルーム」を設置する。また、思春期保健の関係者が課題の共有や、地域の実情に応じた取り組みの検討を行うネットワーク会議を実施し、効果的な思春期保健対策と支援体制の強化を図る。

3 子どもたちの生活と学びを支える環境の充実

【現状と課題】

子どもたちの豊かな学びを実現するために、学習環境を整備するとともに、家庭や対人関係の中で社会性や豊かな人間性を育むこと、地域における体験・交流活動の機会の充実による地域の教育力の底上げが求められている。

また、新学習指導要領では、学校教育と家庭および社会との連携・協働がより一層求められており、学校を核とした地域全体で子どもたちの成長を支えていくための体制構築・強化が不可欠である。

【取組の方向性】

いじめや不登校等の課題に学校全体で取り組むとともに、子どもたちが安心して学校生活を送れるよう、安全で質の高い修学環境の整備を図る。また、家庭環境の多様化に伴う家庭における教育上の課題に地域ぐるみで取り組む仕組みづくりを支援することにより、学校・家庭・地域が連携・協働した社会総がかりの教育を推進していく。

【主な取組】

① 地域・家庭と連携したいじめ等問題行動・不登校への対応

兵庫県いじめ防止基本方針及びいじめ対応マニュアルに基づき、県民総がかりで、いじめの未然防止、早期発見・早期対応を図る全県的、地域的な連携体制を強化する。

また、不登校等対策については、県立但馬やまびこの郷を中核に、学校や関係機関等とネットワークを構築し、学校復帰に向けたプログラムの充実等を図る。あわせて、不登校等の課題を抱える青少年の社会的自立を支援するため、県立神出学園・県立山の学

校において共同生活のもと、自己理解や進路発見につながる体験プログラムを実施する。

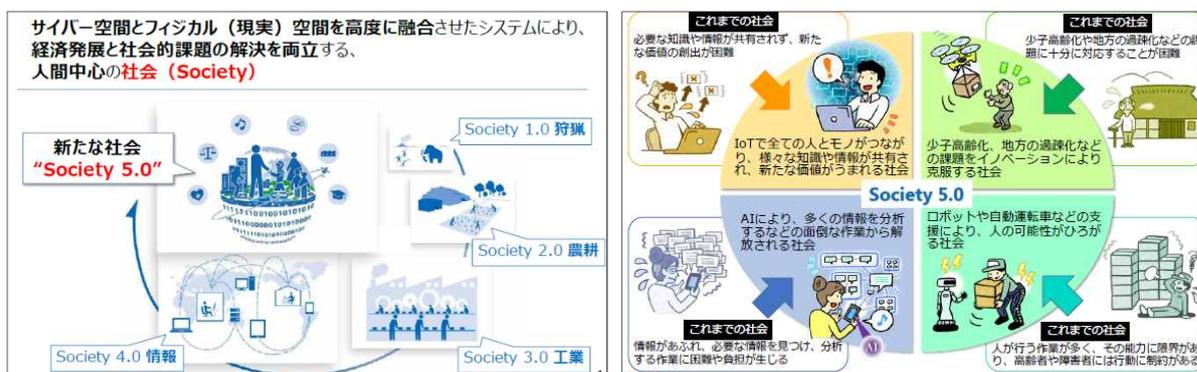
② 安全・安心な教育環境整備の推進

子どもたちが安全・安心かつ快適に学ぶため、学校施設の老朽化に対応する長寿命化改修やトイレ改修の計画的な推進を図るとともに、空調設備を設置する等学習環境の整備を進める。

③ ICT等の先進的な学習基盤の整備

「平成30年度以降の学校におけるICT環境の整備方針」や「Society 5.0に向けた人材育成」等の国が示す方針を踏まえ、大型提示装置、実物投影装置、学習者用コンピュータ、無線LAN等の学習活動を支えるICT機器等とともに、EdTechの活用も見据えたICT環境の整備に取り組み、児童生徒の情報活用能力の育成を図る。

○ Society 5.0で実現する社会（内閣府資料）



④ 教育費負担の軽減に向けた経済的支援

子どもたちの学習機会を保障するため、経済的理由によって就学が困難な高校生等に対して奨学資金の貸与等を行うなど、様々な困難や課題を抱える子どもたちに対する就学支援等を実施する。

また、低所得世帯の私立高等学校等生徒を対象に、国の就学支援金に県単独加算を行い、授業料を軽減し、あわせて奨学給付金制度や入学資金貸付制度により、授業料以外の教育費負担についても支援を実施する。

⑤ 地域の教育力の向上

地域における子育て家庭への支援、放課後等における子どもの居場所の確保、登下校時の見守り活動等を継続的に実施するなど、地域ぐるみで子どもを育てる体制づくりや、学校からの積極的な情報発信を踏まえた地域と学校の緊密な連携等を図る。

また、地域において子どもが安全・安心で自由に遊べる場として「子どもの冒険ひろば」を設置するほか、「県立こどもの館」で、親子の体験活動や創作活動など多彩な事業を展開し、子どもの健やかな成長を支援する。

4 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

【現状と課題】

インターネットの急速な普及により、違法・有害情報の拡散や、SNSに起因する犯罪被害児童の増加等の問題も起こっている。特に最近では、スマートフォンやタブレットを所有する子どもたちが増え、インターネット利用を通じて有害情報に触れる危険性がますます高まっているとともに、インターネット依存の割合も年々増加⁶している。

また、インターネットを通じて比較的容易に違法薬物を入手することができるため、薬物乱用の危険性に対する誤解や罪悪感の希薄化が進み、薬物乱用の低年齢化が深刻さを増している。

○ インターネット依存の割合



【取組の方向性】

インターネットを通じた有害情報から子どもを守り、安全・安心にインターネットを利用するため、家庭、学校、地域社会を巻き込んだ環境整備に取り組むとともに、子どもたちが「安全に使うための知識」や「自分たちでルールを決めて適切に使用する心」を身につける取り組みを支援していく。

また、違法薬物についても、周囲の影響を受けやすい子どもに対して、正しい理解を深め、薬物の危険から身を守るよう教育環境を整備する。

【主な取組】

① 県民意識の高揚

事業者、関係機関等の参画のもと、子どもの健全育成方策や非行・被害防止等について協議を行うとともに、ポスターやリーフレット等を活用したルールづくりの推進やフィルタリング利用の徹底に取り組む。

② インターネット等の利用対策の推進

子どものインターネット利用に関する基準づくりへの支援の努力義務や、子どもが使用する携帯電話の原則フィルタリング利用を定める青少年愛護条例の趣旨を踏まえ、産官学民言の協働により、ネット依存の防止や有害情報等への対策を図り、良好な環境づくりを推進する。

③ 大麻等違法薬物対策の実施

警察総合力の発揮による徹底した取締りを強化するほか、サイバーパトロールなど、イ

⁶ 兵庫県 「令和元年度『ケータイ・スマホアンケート』及び『インターネット夢中度調査』」

インターネット上の違法情報に係る情報等を基に事件化を図るなど、適切な措置を講じる。

また、学校等と連携した薬物乱用防止教室の開催等を通じて、子どもに大麻等の危険性・有害性に関する正しい理解や乱用の勧誘への対応方法を身につけるための広報啓発活動を実施するほか、病院と連携し、治療費の一部を公費負担するなど、子どもを適切な治療につなげることで、早期の立ち直りを図る。

Ⅱ 結婚・妊娠・出産の希望が実現できる切れ目のない支援

1 出会い・結婚支援

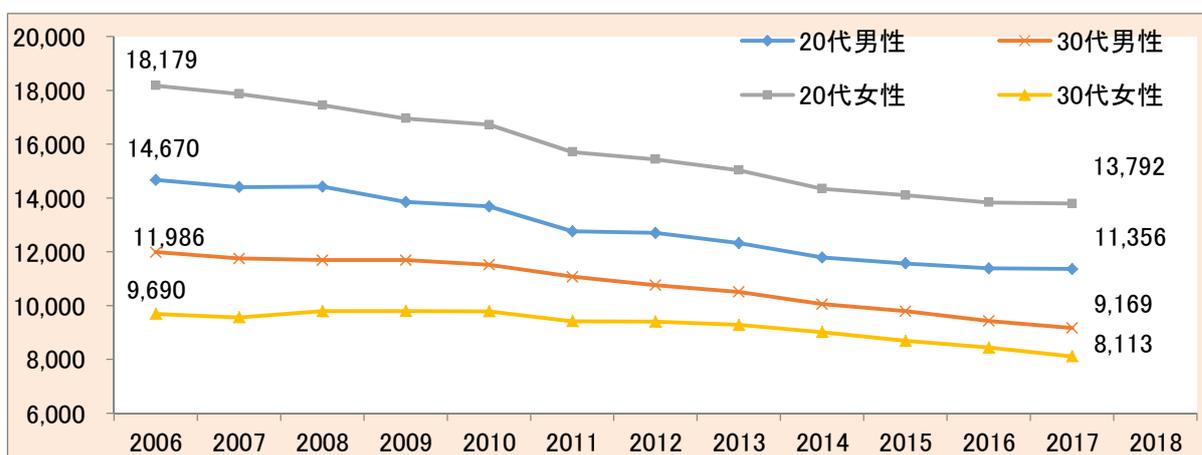
【現状と課題】

少子高齢化が深刻化し、出生率低下の主要因が未婚化とされている今日、結婚を希望する若者が、希望する年齢で結婚できるよう支援することが重要である。

本県の婚姻件数の状況は、2018年で24,532件⁷と統計開始以来最少となったが、県民意識調査⁸では、未婚の20代・30代男女の約7割（「わからない」と回答したものを除く）が、結婚願望を持っており、若者の結婚意欲は非常に高い水準にある。

しかし、それでも結婚に踏み切れない理由としては、前回調査に引き続き「いい相手が見つからない」が約4割と最も高く、出会いの機会創出に対するさらなる支援が必要な状況である。

○ 20代、30代の婚姻件数の年次推移（兵庫県）（厚生労働省）



【取組の方向性】

出会い・結婚に対する支援は、少子化対策のみならず、若者の自立支援という観点からも重要な課題である。県では、1999年度の「このとりの会」発足以来、県内各地域で出会いイベントを実施しているほか、2010年度には県内10地域に「地域出会いサポートセンター」を設置（2015年度には「ひょうご出会いサポート東京センター」を設置）し、お見合いを開始するなど、長年にわたり独身男女の出会いの場を提供している。引き続き、きめ細かな出会い・結婚支援に取り組む。

○ 成婚数の推移（兵庫県調査）

（単位：件）

区分	～2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	計
個別お見合い紹介	38	112	133	120	105	115	94	78	795
出会いイベント等	394	78	60	51	48	47	62	55	795
計	432	190	193	171	153	162	156	133	1,590

⁷ 厚生労働省 「人口動態調査」

⁸ 兵庫県 「平成30年度 少子対策・子育て支援に関する県民意識調査」

【主な取組】

① 出会いの機会の創出

県内在住者のみならず、兵庫県に移住することに興味がある者等も対象として個別お見合いの機会を提供するほか、職場での出会いの機会が少ない専門職の者等を対象とした出会い支援、スマートフォンを活用した出会い支援の充実、地域に密着した「このとり大使」による相談事業・イベント紹介など、ニーズに応じた多彩な事業を展開する。

② 企業・団体・大学等の取組支援

ホテル、レストラン、旅行代理店等の協賛団体が開催する多彩な交流イベントを案内し、独身男女の出会いの場を提供する。また、大学生等を対象に、未婚化・晩婚化の現状、出産適齢期、結婚して家庭を持つことのすばらしさ等への理解を深める取り組みを推進する。

③ 結婚の希望を応援する機運の醸成

SNSを通じた情報発信による結婚支援や、若者へ結婚することの魅力伝える取り組みを実施するなど、地域や社会全体で結婚を温かく応援する社会づくりに向けた取り組みを広げ、結婚機運の醸成を図る。

2 結婚を応援する経済的支援策の充実

【現状と課題】

非正規雇用の者や収入が低い者ほど有配偶率が低くなっているだけでなく、若者の雇用が不安定で将来の見通しが立たなければ、結婚する意欲そのものが低くなる。

終身雇用が見込みにくい現在、男女ともに結婚相手に安定した経済的基盤を求めるようになっており⁹、結婚を応援するためには、若者の経済的基盤確立への支援が不可欠である。特に、雇用も経済状況も安定していない若い男女にとっては、「出会いの機会」以前に安定した仕事に就けないことが結婚の最大の障壁となっており、その支援が重要である。

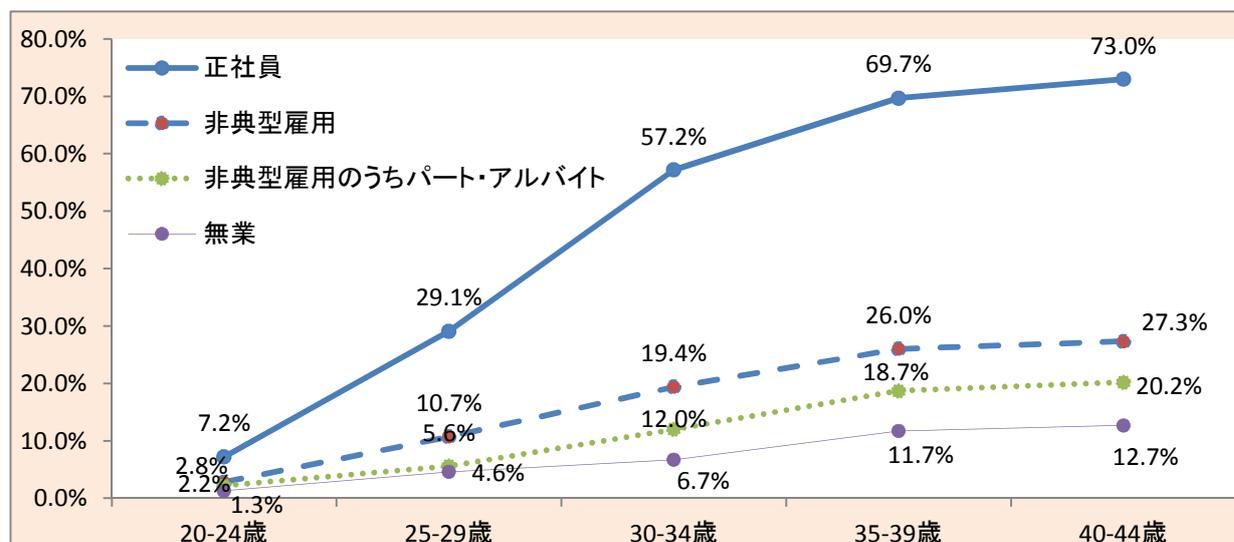
【取組の方向性】

男女ともに、収入が低く雇用が安定しない者は結婚しにくい状況にあることから、第一に、安定した仕事を、たとえ収入が高くなくても結婚して二人で働けば、出産・子育てが見通せるような基盤を築けるよう支援し、結婚を望む男女が希望を叶えられる社会の実現を目指す。

⁹ 国立社会保障・人口問題研究所 「第15回出生動向基本調査」

○ 男性年齢階級・就業形態別にみた有配偶率（全国）

（労働政策研究・研修機構：若年者の就業状況・キャリア・職業能力開発の現状③）



【主な取組】

① 結婚が見通せる経済的基盤づくり支援

結婚には、その展望が描ける安定した経済的基盤が重要であることから、就職支援の拠点であるひょうご・しごと情報広場を運営し、アドバイザーによる職業相談・カウンセリングや、就職までのきめ細かな支援をワンストップで提供する。また、雇用・収入が不安定な就労者に対し、セミナーや就労体験等の支援を行い、正規雇用につなげる。

② 新婚世帯への住宅・定住支援

結婚に伴う経済的負担を軽減するため、新婚世帯に対して新生活のスタートアップに係る新居の家賃、引越費用等を支援する。また、県営住宅への入居に関し、新婚世帯・子育て世帯への優先入居枠の設定や入居収入基準の緩和を実施する。

③ 奨学金等返済への支援

大学進学率の上昇に伴い、奨学金を借りる若者が増えているが、この返済負担は社会人になった後も重くのしかかり、結婚にも影響している。県では、奨学金返済支援制度を構築した県内中小企業等と連携し、若者の奨学金の返済を支援する。

3 不妊に悩む方への支援の充実

【現状と課題】

生き方の多様化が進む中で、結婚はいくつになってもできるものという認識が広まったが、妊娠はそのようにはいかず、女性の妊娠する力は20代中頃から落ち始め、その後年

齡を重ねるにつれて妊娠しにくくなることが医学的データで立証されている。

本県の平均初産年齢は、1975年は25.8歳¹⁰であったが、2010年に30.0歳と初めて30歳を超え、2018年は30.7歳と晩婚による晩産化は進んでいる。さらに近年、夫婦が互いのキャリア形成のため、出産の意思決定を先延ばしする傾向にあり、不妊のリスクも高まっていることから、不妊に悩む者への支援の充実が求められている。

【取組の方向性】

不妊に悩む男女に対して、母胎や子どもへの健康面のリスクを低減しつつ、費用面においても心配せずに済むよう適切なサポートを実施する。また、男女問わず、不妊治療や不育症治療に関する情報提供や相談体制を強化し、医学的な相談や心の悩みの相談等を受け体制を強化するとともに、不妊治療について企業や社会への理解を深めていく。

【主な取組】

① 不妊治療等への支援

不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、医療保険が適用されない特定不妊治療に要する費用の一部を助成する。また、相対的に所得が低い若い世代から早期治療開始につなげるため、県単独助成を行う。

② 専門相談窓口の整備・充実

不妊治療や不育症治療に関する情報提供や相談体制を整備し、治療中の不安などに関する相談に加え、性感染症による不妊の予防等、医師や助産師による電話や面接による相談を行い、不妊に悩む方への支援体制の充実を図る。

4 妊産婦・乳幼児に関する医療体制の充実

【現状と課題】

県内どの地域に住んでいても安心して子どもを産み育てられる医療体制が求められるが、全県的な産科医や小児科医不足により分娩取扱施設や小児医療機関が減少し、産科・周産期・小児医療機関の地域偏在が生じている。

また、晩婚化の影響による高齢妊娠や各種合併症妊娠等のリスクの高い出産が増加傾向にあるなど、ハイリスク妊産婦やハイリスク新生児に対する医療需要も増えている。

加えて、乳幼児の健康水準を向上させるための母子感染予防対策や、小児慢性特定疾病対策等の充実による児童の自立支援など、全ての子どもが健やかに育つ環境づくりが求められている。

¹⁰ 厚生労働省 「人口動態調査」

【取組の方向性】

医師不足に対しては産科医の処遇改善、キャリア形成支援や女性産科医の復職促進に取り組むとともに、助産師の活用を進めるなど限られた医療資源を最大限に活用していく。

また、ハイリスク妊婦等への医療提供については、周産期母子医療センターや協力病院との連携・強化を図り、体制強化を図っていく。

あわせて、母子感染予防のための保健指導等の支援体制の整備、小児慢性特定疾病に対する医療費助成や患者の自立支援対策を充実させる。

【主な取組】

① 周産期医療体制の整備

周産期母子医療センター及び協力病院の機能を強化するとともに、連携をさらに深め、正常分娩からハイリスク妊産婦・新生児まで対応可能な周産期医療体制の充実を図り、県民が安心して子どもを産み育てられる医療体制を整備する。

また、産科医を目指す県養成医師のためのキャリア形成を支援する県養成医師制度において、「特定診療科育成コース」を設置し、産科医の養成を進めるとともに、産科における医師確保計画を2019年度中に策定し、実効性のある産科医確保を図る。

② 小児医療の確保・充実

子どもの急患時の患者家族の不安を解消するため、「全国统一電話番号#8000」によるこども医療電話相談を実施し、あわせて、地域におけるこども医療電話相談を県内全圏域で実施する。

加えて、小児科医を目指す県養成医師のためのキャリア形成を支援する県養成医師制度において、「特定診療科育成コース」を設置し、小児科医の養成を進めるとともに、小児科における医師確保計画を2019年度に策定し、実効性のある小児科医確保を図る。

③ 小児慢性特定疾病対策の推進

小児慢性特定疾病児童で、当該疾病の程度が一定程度以上ある児童の保護者に対して、医療に要する費用を支給する。また、小児慢性特定疾病児童等の成人期医療への移行及び児童の自律（自立）を促進するため、当該児童及び家族に対する支援の充実を図る。

④ 母子感染予防対策

HIV 母子感染の防止について、適切な感染防御策を講じることにより、HIV 感染率を約2%にまで抑えることが可能であることから、正しい知識の普及を図る。また、健康福祉事務所をはじめ、エイズ拠点病院・エイズ診療協力病院及び兵庫県医師会を通じて各医療機関へ「HIV 母子感染予防対策マニュアル」の周知を図る。

5 妊娠期から寄り添う子育て支援の充実

【現状と課題】

近年は晩婚化、晩産化、核家族化、子どもの貧困など、母子保健を取り巻く環境は大きく変化し、全出生中の低出生体重児の割合が増える¹¹など、その環境は厳しくなっている。

まず、食育では、子どもの食習慣や食行動は改善されつつあるが、子どもを産み育てる親世代である 20～30 代の若い世代では、朝食の欠食率が高い¹²など食習慣や生活習慣の課題が見られる。次に、歯科保健では、妊婦を対象とした歯科健診は 34 市町、歯科保健相談等は 26 市町（2016 年度）と全市町で実施されていないなど地域間での格差が大きい。

さらに、たばこの煙には多くの有害物質が含まれ、様々ながんや心筋梗塞等の循環器疾患、ぜんそく、慢性閉塞性肺疾患（COPD）などの病気を引き起こすことが明らかになっている。子どもの体は有害物質の影響を受けやすいため、特に受動喫煙から守る対策を強化する必要がある。

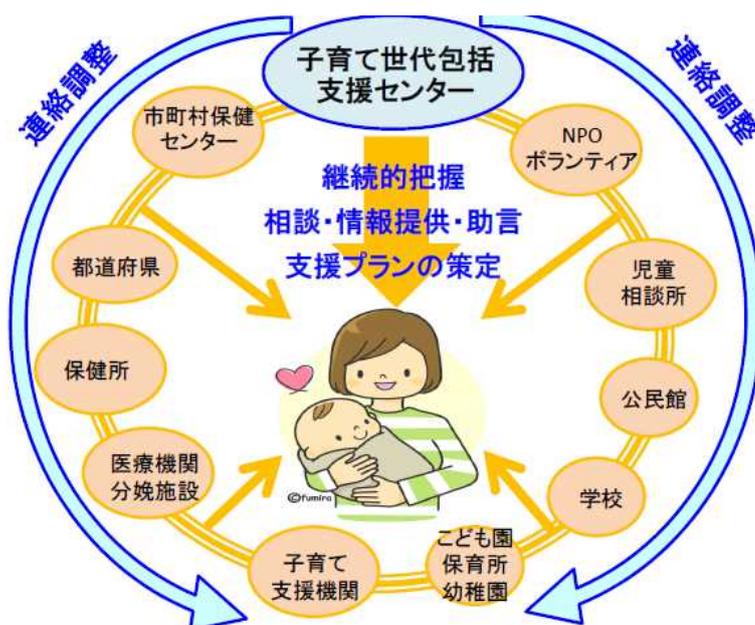
【取組の方向性】

妊娠期から子育て期にわたる様々なニーズに対して総合的に相談支援を提供し、切れ目のない支援を行う「子育て世代包括支援センター」の展開と、関係機関と連携した支援体制の構築・強化に向け、体制整備を図る。

食育では、未来を担う世代への食育力の強化に努めるとともに、子どもの健やかな成長に欠かせない早寝早起きやバランスのとれた食事、遊びなど、基本的な生活習慣づくりを推進する。歯科保健では、妊産婦や生まれてくる子どもに対して、歯科保健指導によるむし歯や歯周病予防のための正しい生活習慣の定着に向けた普及啓発等を実施。

また、大人に比べてたばこの有害物質の影響を受けやすい子どもや、妊婦の受動喫煙による健康被害を防止するため、多数の人が利用する施設での禁煙を推進し、20 歳未満の者や妊婦が喫煙場所に立ち入らないよう県民意識の向上を図る。

○ 子育て世代包括支援センターのイメージ（厚生労働省資料）



¹¹ 厚生労働省 「人口動態調査」

¹² 兵庫県 「ひょうごの食生活実態調査（平成 28 年度）」

【主な取組】

① 悩みを抱える妊産婦等の孤立防止支援

若い世代から妊娠・出産に関する正しい知識を身につけられるよう、同世代の若者に気軽に相談できるピアサポートルームを開設し、女性のライフプランニングを促す。

また、妊娠に悩む人が助産師等の専門職に気軽に相談できる窓口を設置すること等により、中絶を回避し、安心して妊娠期間を過ごし、安全な出産ができるよう支援する。

② 妊娠期からの子育て支援の充実

乳児家庭全戸訪問や養育支援訪問等、これまでの取り組みに加え、産後間もない時期の産婦に「産婦健康診査」を行うことにより、支援を必要とする産婦を早期に把握し、産後うつや新生児への虐待予防等を図る。また、家庭や地域での孤立感解消を図るために相談支援を行う「産前・産後サポート事業」や、退院直後の母子への心身のケアや育児のサポート等を行う「産後ケア事業」などを実施し、より身近な場で妊産婦等を支えるための支援体制の構築を図る。

③ 妊娠・出産等に関するハラスメントの防止

マタニティハラスメントやパタニティハラスメントをはじめとした妊娠・出産・育児等を理由とする不利益取り扱いが起ることの無いよう、労働局と連携し、具体的かつ分かりやすい事例を示し、あらゆるハラスメントを予防するための普及啓発や周知を実施する。

また、妊婦健康診査費の一部助成や受診勧奨、出産後の母性健康管理の体制を整備するなど、妊娠中及び出産後の女性の安心安全な出産の確保と健康の保持に努める。

④ 健康な体づくり（食育の推進、歯と口腔の健康づくり）

若い世代の食に関する知識や実践力の向上を図るためのリーフレットを作成・配布するなど、地域において子どもや若い世代を対象とした食育活動を推進する。

また、妊婦歯科健診マニュアルを活用した市町における歯科健診、歯科保健相談の実施を推進するとともに、受診率向上に向けた普及啓発を行う。あわせて、市町、保育所・幼稚園等が実施する歯科健診等のデータを集積・分析し、各関係機関に情報提供を行う。

⑤ 受動喫煙対策等の推進

受動喫煙による健康被害の防止について広く周知を図るとともに、子どもとその保護者を対象とする喫煙防止教室の開催や、大学生等への喫煙防止に向けた啓発を行うなど、未成年がたばこの悪影響を具体的に認識し、自ら健康のために行動できる力を育む取り組みを強化する。

また、中小事業者向けの低利融資制度を創設し、民間商業施設の建物内禁煙化や喫煙室の整備など受動喫煙対策に向けた取り組みを支援する。

Ⅲ 幼児教育・保育と子育て支援

1 保育の受け皿の拡大

【現状と課題】

2019年4月の保育所等への申込者数は、女性の就労意欲の高まりや保育料軽減・無償化、保育所整備等の保育施策の充実による保育需要の喚起などにより、昨年より3,244人増加し、111,955人となった。

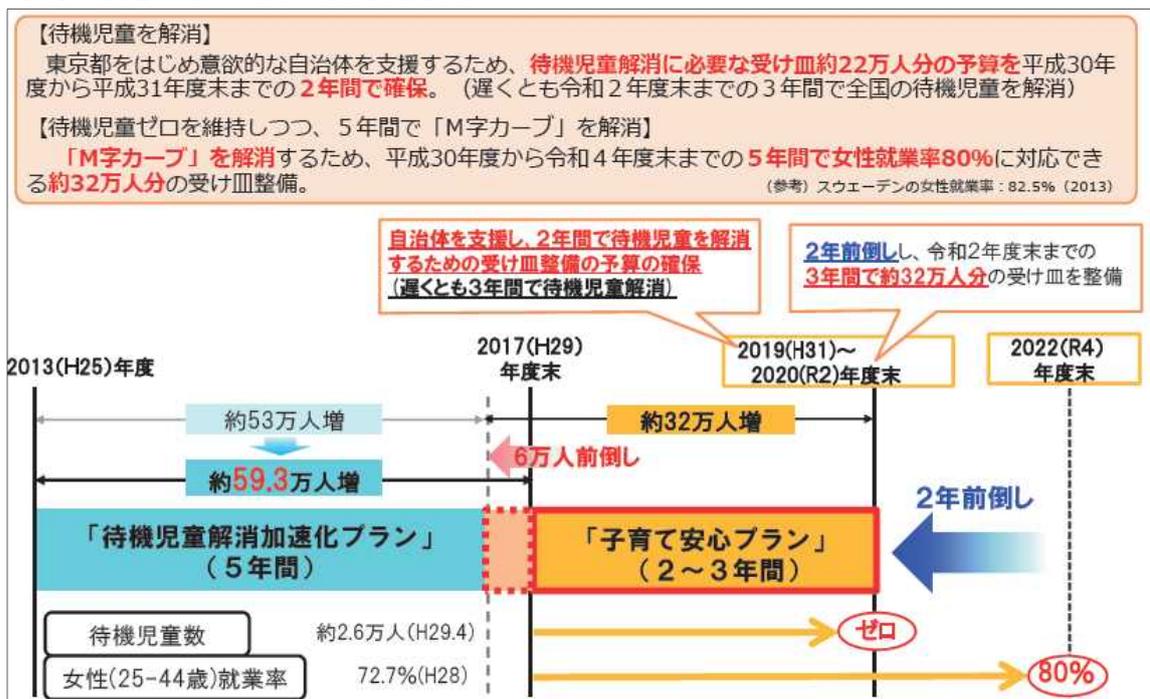
他方、保育の受け皿は4,657人拡大し、110,421人分を確保した。この結果、2019年4月現在の保育所等への待機児童数は1,569人と前年度と比較して419人減少したが、全国的には東京都、沖縄県に次いで3番目に多い水準¹³である。依然として多くの児童の保育所等への入所を実現できておらず、働く女性の希望の全てに答え切れていないことから、更なる保育の受け皿の拡大が必要である。

【取組の方向性】

待機児童について、国の「子育て安心プラン」に基づき、保育所、認定こども園の整備や都市部で開設が容易な小規模保育事業など地域の実情に合わせた多様な受け皿整備を進めるとともに、企業主導型保育事業の地域枠の活用や質を確保した上での保育定員の弾力化による保育定員の上乗せなど、あらゆる手法を用いて、保育の受け皿の拡大を図り、2020年度末までに解消を目指す。

また、今後、保育需要の減少が見込まれる地域においては、市町と連携して適正な保育の定員管理を図る。

○ 子育て安心プラン（厚生労働省資料）



¹³ 厚生労働省 「保育所等関連状況取りまとめ（平成31年4月1日）」

【主な取組】

① 保育所、認定こども園の整備

近年の女性の就業希望状況、地域の実情、政策動向等を踏まえた地域の教育・保育の量の見込みとその提供体制の確保を取りまとめた「子ども・子育て支援事業計画」に基づく保育所、認定こども園による保育の受け皿整備を支援する。

認定こども園については、引き続きシンポジウムの開催等広報に努めるとともに、幼稚園や保育所からの移行に係る費用を支援するなど、さらなる普及を図る。

② 多様な受け皿の確保

新たな用地の確保が難しく、保育所、認定こども園の整備が困難な駅前等でも比較的設置が容易な小規模保育事業や家庭的保育事業、地域の子どもを受け入れる事業所内保育事業などの保育の多様な受け皿確保を支援する。

③ 既存の保育資源を活用した受入支援

定員の充足率が6～7割（全国平均）¹⁴である企業主導型保育事業の空き定員の活用や保育所、認定こども園における定員弾力化措置による保育の受け皿確保など既存の保育資源を活用した受け入れを支援する。

2 保育人材の確保

【現状と課題】

保育の受け皿の拡大に伴い、保育士の有効求人倍率は、年々上昇している。2019年1月の県内の全職種の有効求人倍率 1.45 に対して、保育士の有効求人倍率は 3.78¹⁵となるなど、保育の担い手の確保は急務である。

また、2019年10月から導入された幼児教育・保育の無償化の影響により、就労を希望する女性のさらなる増加も想定されることから、子育てしながら働きたい女性の期待に応え、安心して子どもを預けられる環境を実現するには、保育の受け皿拡大とともに、保育人材の確保が不可欠である。

【取組の方向性】

保育人材を確保するため、新規資格取得を支援するとともに、全職種の平均勤続年数が12.4年¹⁶であることに対し、保育士は8.1年と短いことから、保育所の勤務環境改善や給与等の処遇改善を図り、就業継続を支援する。加えて、保育士資格を持ちながら、他職種で就業している者等保育に従事していない者の保育現場への復職を支援する。

¹⁴ 内閣府 「企業主導型保育事業の検証について」

¹⁵ 厚生労働省 「職業安定業務統計」

¹⁶ 厚生労働省 「賃金構造基本統計調査（2018）」

【主な取組】

① 新規資格取得支援の実施

保育士になるための機会の充実を図るため、保育士試験を年2回実施するほか、保育士資格の取得や保育士としての就業を返済免除要件とした貸付を実施する。また、保育士になる学生を増やすため、学生が初めて保育現場を知る機会となる保育実習の充実を図るため保育実習を担う指導者育成研修等を実施する。

② 就業継続支援の実施

中堅保育士を対象とした保育士等キャリアアップ研修の受講等を要件とする技能や経験に応じた処遇改善等加算の実施や、保育士を配置基準以上に配置している保育所等に対して運営を支援する。また、保育支援者の配置支援による保育士の業務負担軽減を実施する。

③ 離職者の再就職支援の実施

保育士資格を持ちながら保育に従事していない者の保育現場への復職を促進するため、保育士・保育所支援センターによる職業紹介や復職に伴う不安を解消するための実践的な研修の実施、さらには、復職時に必要となる就職準備金の貸付等を実施する。

3 保育の質の確保

【現状と課題】

保育ニーズの高まりによる保育の受け皿の拡大とともに、その両輪として、子どもの健やかな育ちを保障し、子どもの安全・安心を第一に守っていけるよう保育の質を確保することが必要である。あわせて、乳幼児期の保育や教育は子どもの生涯にわたる人格形成や教育の基礎を培う重要なものであることから、その質の向上も図っていく。

また、2019年10月から始まった幼児教育・保育の無償化では、制度開始から5年間是指導監督基準を満たさない認可外保育施設もその対象とされている。認可外保育施設では保育中の重大事故が多い傾向にあることから、これらの施設における「保育の質」を確保するための指導・監査を確実に実施していく必要がある。

○ 死亡事故の報告件数（厚生労働省調査）

（単位：件）

区分	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018
認可施設等	6	4	5	4	6	4	3
認可外保育施設	12	15	12	10	7	4	6
合計	18	19	17	14	13	8	9

【取組の方向性】

全ての子どもが安全で安心な保育を受けることができる環境を整えるため、保育所等が国や県で定める基準を満たすことはもとより、経験豊富な保育士等の育成や専門性の向上、保育士等の処遇や配置の改善、効果的な指導監査の実施により保育の質の確保・向上を図っていく。

【主な取組】

① 保育士等の資質・専門性の向上

保育士等の処遇改善の要件であり職務内容に応じた専門性の向上を図るための保育士等キャリアアップ研修の実施、本県独自で実施する認定こども園園長等研修、主幹保育教諭等研修等、質の高い保育を安定的に供給するための各種研修を実施する。

② 保育に専念するための支援の実施

清掃業務や給食配膳等の保育に係る周辺業務を行う保育支援者の配置支援を行うなど、保育士等の負担軽減を図り、保育士等が子どもに関わる業務に専念できるような環境整備を目指す。

③ 適切な指導監査の実施

認定こども園、保育所、認可外保育施設等に対し、チェックリストの提出による定期監査等を実施するとともに施設に立ち入ったの实地調査や抜き打ち調査を実施する等子どもの安全・安心を確保するため、継続的かつ効果的な指導監査を行う。

4 多様なニーズに対応した子育て支援の実施

【現状と課題】

女性の社会進出が進み、保育需要が高まっていく中で、通常の保育時間に迎えに行けない、子どもが病気だが仕事を休めないなど急な保育へのニーズが高まっている。全ての子育て家庭が安心して無理なく仕事と子育ての両立ができるよう、個別の保育ニーズに応じた多彩で切れ目の無いサービス提供が必要である。

また、共働き世帯が増加する一方で、家庭で育児を行う世帯も多数いることから、いずれを選択しても希望の子育てを実現できるよう、在宅育児世帯に対する支援制度も充実させていく。

【取組の方向性】

子育ての希望が叶う環境づくりに向けて、延長保育、病児・病後児保育をはじめとしたきめ細かな支援を充実させる。また、地域や家庭環境、共働き・在宅育児などにかかわら

ず全ての子育て世帯が、希望する支援を享受できるよう、子育て支援施策を手厚く、多様な選択肢を内包するものとする。

【主な取組】

① 緊急時等における子育て支援の充実

保護者の急用や休息に対応できる一時預かり事業や、就労の状況等から病気や病後の子どもを看ることができない保護者を支援する病児・病後児保育事業など、市町が実施する子育て家庭のセーフティネット事業を支援する。

特に、病児・病後児保育事業については、計画期間中に全市町での実施を目指し、医療機関や保育所での病児・病後児の預かりに加え、保育所等での保育中に体調不良となった児童を預かる体調不良児型事業の展開を推進する等、各地域のニーズに応じたきめ細かな提供を支援する。

② 家庭の事情に応じた柔軟な支援

市町の専門相談員が子育てに関する相談等に対応し事業紹介や情報提供を行う利用者支援事業や、保健師等専門職が妊娠期から子育て期まで切れ目なく支援する子育て世代包括支援センター事業、地域の子育てボランティアと保護者をつなぎ送迎や短時間の預かりにも対応するファミリー・サポート・センター事業など、子育て世帯の多様な事情に応じた適切なサービスを柔軟に結び付けられるよう、その実施を支援する。

③ 在宅育児世帯等への支援の実施

親子の居場所づくりや相談ができる地域子育て支援拠点事業、急用や休息に対応できる一時預かり事業の実施等、在宅育児を行う保護者が孤立しないよう、すべての子育て家庭を対象に子育て支援サービスの提供を支援する。

また、子育て中の親子が気軽に集い、仲間づくりを通して子育ての悩みの解消や情報交換などができる地域活動を支援するとともに、幼稚園、保育所等に入所していない在宅児童とその保護者を対象に保育所等で子育て支援事業を実施する。

5 幼稚園における取り組みの充実

【現状と課題】

共働き世帯の増加・女性の社会参画の推進、幼児教育・保育の無償化等の社会情勢の変化に対応するため、幼稚園での預かり保育の実施や幼稚園から認定こども園への移行が進むなど幼稚園へのニーズも変化してきている。あわせて、認定こども園で働く保育教諭や預かり保育を実施する幼稚園教諭の人材確保が急務となっている。

また、核家族化や地域における人間関係の希薄化などにより、日々の子育てに対する助言、支援や協力を得ることが困難な状況になっている中、在園児はもちろん地域の子育て

家庭での負担や不安解消についても幼稚園での対応が期待されている。

【取組の方向性】

幼稚園に対する多様なニーズに対応するため、幼稚園における預かり保育事業や乳幼児子育て応援事業等による地域に密着した子育て支援の取り組みを推進していく。あわせて、これらの事業の中で、家庭教育の重要性についても啓発していく。

また、多様なニーズに対応するため幼稚園教諭の人材確保や、幼稚園教諭等の処遇改善や働き方改革を支援するとともに、幼児教育の質の確保・向上を図る。

【主な取組】

① 幼児期の教育の充実

生活や遊びといった直接的・具体的な体験を通して、主体的な生活態度などの基礎を培うとともに、心身ともに健やかに成長することができるよう、幼稚園が持つ特色や地域環境を生かした創意あるカリキュラム編成や、遊具・教具などの環境整備を支援するなど教育の質の維持・向上に取り組む。

② 幼稚園教諭の人材確保

私立幼稚園就職フェアの開催や潜在幼稚園教諭の復職支援を行う人材登録センターの設置・運営を支援するほか、専任教員の処遇改善を支援する。さらに、園業務をサポートするシステムの導入等を支援し、職員の業務負担軽減を図る。

③ 幼児教育の質の確保・向上

私立幼稚園に対するニーズや社会情勢等の変化に対応するため、幼稚園教員として必要な新たな知識・技術の習得を図る子育て支援研修を支援する。また、幼児教育・保育を担う幼稚園・認定こども園・保育所の各機関が連携し、各施設の情報交換や研修を実施する。

④ 社会ニーズを踏まえた子育て支援の実施

女性の社会進出の増加や保護者ニーズに対応するため、私立幼稚園における預かり保育や乳幼児の体験幼児教育を支援する。また、地域の幼児教育センター的機能の充実に向け、私立幼稚園における親子学級の開設や子育て支援カウンセラーによるカウンセリングを支援するとともに、保護者向け幼児教育資料を作成し、家庭での幼児教育への理解促進を図る。

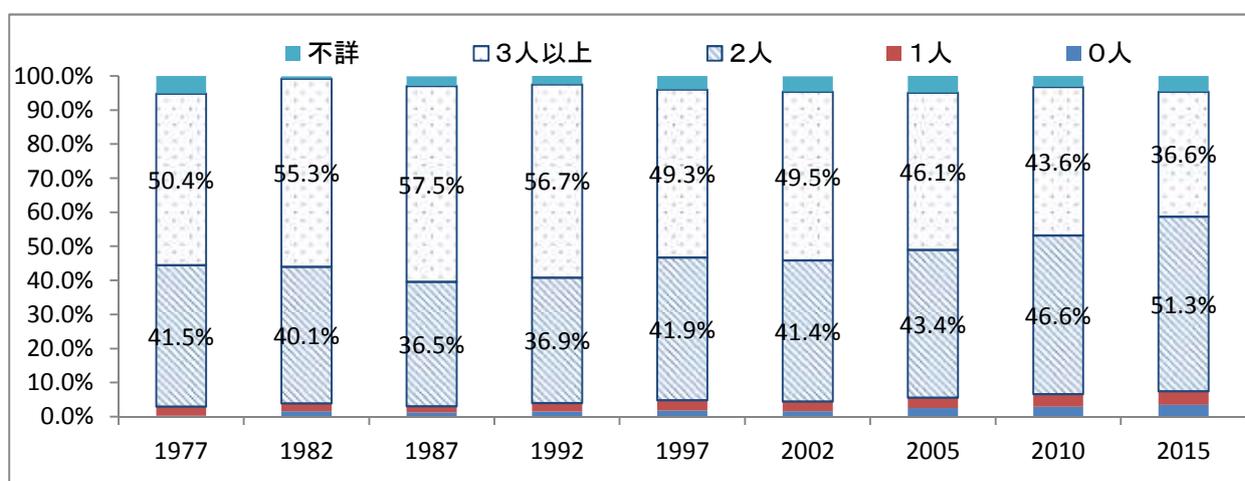
6 子育てや教育に係る経済的負担の軽減

【現状と課題】

「第15回出生動向基本調査」によれば、夫婦が希望する子ども数は2人が5割を超え、3人以上は約4割となっているものの、夫婦の完結出生児数は1.94に止まっている。

この理由として最も多いのは「子育てや教育にお金がかかりすぎる」であり、妻の年齢が35歳未満の若い層では約8割が選択している。実際、3人以上の子どもを持つことは、子育て、教育、子ども部屋の確保など様々な面での経済的負担が大きくなっており、支援を求める声は多くなっている。

○ 夫婦の理想子ども数（第15回出生動向基本調査）



【取組の方向性】

本県実施の「平成30年度 少子対策・子育て支援に関する県民意識調査」において、子育て支援に求めるものとして、経済的負担の軽減を求める意見が多かったことから、子育てに係る経済的な支援を様々な角度から行っていく。

特に、人格形成の基礎を培う幼児教育や知の基盤となる高等教育の重要性に鑑み、世帯の所得にかかわらず公平にその機会を持てるよう子育て費用、教育費用の負担軽減を図る取り組みを推進する。

○ 子どもを産み育てやすい社会に向けて充実して欲しい支援策（上位5つ）

（兵庫県：H30 県民意識調査、複数回答）



【主な取組】

① 幼児教育・保育の無償化の推進

2019年10月から「幼児教育・保育の無償化」を実施し、全ての3～5歳児、住民税非課税世帯の0～2歳児を対象に、幼稚園・保育所・認定こども園等に係る保育料を無償化する。

○ 幼児教育・保育の無償化概要

・概要

区分	無償化の内容
幼稚園（新制度）、保育所、認定こども園等	無償
幼稚園（未移行）	月2.57万円を上限に無償
幼稚園の預かり保育	月1.13万円を上限に無償
企業主導型保育事業	無償
就学前の障害児の発達支援（+幼稚園、保育所等）	無償
認可外保育施設	保育の必要性がある児童に限り月3.7万円を上限に無償（0～2歳は月4.2万円上限）
一時預かり事業、病児保育事業、ファミサポ	

・実施時期

2019年10月1日

② 高校等における教育費の負担軽減

子どもたちの学習機会を保障するため、経済的理由によって就学が困難な高校生等に対して奨学資金の給付や貸与を行うなど、様々な困難や課題を抱える子どもたちに対する就学支援等を実施する。

また、低所得世帯の私立高等学校等生徒を対象に、国の就学支援金に県単独加算を行い、授業料を軽減し、あわせて奨学給付金制度や入学資金貸付制度により、授業料以外の教育費負担についても支援を実施する。

③ 高等教育における教育費の負担軽減

「高等教育の無償化」の対象機関としての要件を満たした大学・専門学校などの高等教育機関に通学する低所得者世帯の学生のうち、学修意欲があると認められる者に対して、国や県が入学金・授業料の減免を実施する。

○ 高等教育無償化の制度概要

【支援対象となる学校種】 大学・短期大学・高等専門学校・専門学校

【支援内容】 ① **授業料等減免制度の創設** ② **給付型奨学金の支給の拡充**

【支援対象となる学生】 住民税非課税世帯 及び それに準ずる世帯の学生
 (令和2年度の在學生(既入学者も含む)から対象)

【財源】 少子化に対処するための施策として、消費税率引上げによる財源を活用
 国負担分は社会保障関係費として内閣府に予算計上、文科省で執行

当面のスケジュール

令和元年 7月頃 予約採用の手続開始
 夏以降 対象大学等の公表
 令和2年 4月以降 学生への支援開始

授業料等減免

○ 各大学等が、以下の上限額まで授業料等の減免を実施。減免に要する費用を公費から支出

(授業料等減免の上限額(年額)(住民税非課税世帯))

	国公立		私立	
	入学金	授業料	入学金	授業料
大学	約28万円	約54万円	約26万円	約70万円
短期大学	約17万円	約39万円	約25万円	約62万円
高等専門学校	約8万円	約23万円	約13万円	約70万円
専門学校	約7万円	約17万円	約16万円	約59万円

給付型奨学金

○ 日本学生支援機構が各学生に支給

○ 学生が学業に専念するため、学生生活を送るのに必要な学生生活費を賄えるよう措置

(給付型奨学金の給付額(年額)(住民税非課税世帯))

国公立 大学・短期大学・専門学校	自宅生 約35万円、自宅外生 約80万円
国公立 高等専門学校	自宅生 約21万円、自宅外生 約41万円
私立 大学・短期大学・専門学校	自宅生 約46万円、自宅外生 約91万円
私立 高等専門学校	自宅生 約32万円、自宅外生 約52万円

支援対象者の要件

- 進学前は成績だけで否定的な判断をせず、レポート等で本人の学習意欲を確認
- 大学等への進学後の学習状況に厳しい要件

大学等の要件: 国又は自治体による要件確認を受けた大学等が対象

- 学問追究と実践的教育のバランスが取れた大学等
- 経営に課題のある法人の設置する大学等は対象外

給付型奨学金

住民税非課税世帯に準ずる世帯の学生
 住民税非課税世帯の学生の2/3又は1/3を支援し、支援額の段差を滑らかに

年収目安 約270万円 [非課税] 約300万円 約380万円

(両親・本人・中学生の家族4人世帯の場合の目安。基準を満たす世帯年収は家族構成により異なる)

④ 子育てに係る経済的負担の緩和

子育て世帯が安心して子育てできるよう、子どもや乳幼児の疾病又は負傷について医療保険による給付が行われた場合に、その自己負担額の一部を助成するほか、保育所等を利用する0～2歳児の保育料の一部を助成する。

また、次代の社会を担う児童の健やかな育ちを支援するため、中学校修了前の子どもに児童手当を支給する。

⑤ 良質な住宅の確保

県営住宅への入居に関し、新婚世帯・子育て世帯・多子世帯等への優先入居枠の設定や入居収入基準の緩和を行うとともに、三世代が世代間で支え合い助け合って住むことを推進するため、三世代が隣居・近居できる住宅を募集する三世代優先入居を実施する。

また、子育て世帯等の入居を断らない民間賃貸住宅を「セーフティネット住宅」や「ひょうごあんしん賃貸住宅」として登録するとともに、母子世帯など住宅確保要配慮者の円滑な入居と入居後の生活安定に向け、居住支援法人等の活動支援や、市町、不動産関係団体と連携するなど住宅の確保に向けた支援を実施する。

IV 男女ともに子育てと両立できる働き方の実現

1 ワーク・ライフ・バランス（WLB）の推進

【現状と課題】

女性正社員の末子妊娠判明当時の仕事を辞めた理由は、「仕事を続けたかったが、仕事と育児の両立の難しさで辞めた」が最も多くなっており¹⁷、両立支援を求める声は依然として多い。

このような中、2020年度には働き方改革関連法が完全施行される。長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現などに向けて、働き方の見直しに関する取り組みやその支援が進みつつあるが、企業における仕事と子育ての両立に資する制度の導入率は、テレワークが19.1%¹⁸、フレックスタイム制が5.6%¹⁹に過ぎない。

仕事と子育ての両立に資する短時間勤務、テレワークなどの制度構築と復職のための職場環境づくりには、①組織の意識改革、②多様な制度の構築、③取り組みの推進を担う人材育成が必要である。

○ 末子妊娠判明当時の仕事を辞めた理由

家事・育児により時間を割くために辞めた	23.3%
仕事を続けたかったが、仕事と育児の両立の難しさで辞めた	30.2%
妊娠・出産に伴う体調の問題で仕事を辞めた	14.0%
勤務地や転勤の問題で仕事を続けるのが難しかった	24.4%
妊娠・出産や育児を機に不利益な取り扱いを受けた	18.6%
出産や育児等に直接関係ない理由で辞めた	10.5%
その他	11.6%

【取組の方向性】

多様な働き方を実現するには、①働き方・休み方改革の推進、②企業風土の改善、③労働者の意識改革、④社会全体の育児に対する意識改革などを基本に、新たな切り口で取り組みを強化する必要がある。新たな働き方を子育て世代に定着させるために、子育て世代、企業双方への普及啓発と意識醸成、企業側の多様な制度の構築と柔軟な運用に向けた取り組みを進める。

【主な取組】

① 両立支援のための環境整備

仕事と家庭の両立支援に向け、育児休暇制度、短時間勤務制度、フレックスタイム制度等の導入・活用促進を図るとともに、制度利用者の代替要員の確保、離職者の再雇用

¹⁷ 厚生労働省 「平成30年度 仕事と育児等の両立に関する実態把握のための調査研究事業報告書」

¹⁸ 総務省 「平成30年度 通信利用動向調査」

¹⁹ 厚生労働省 「平成30年度 就労条件総合調査」

制度の導入や企業においてワーク・ライフ・バランスを実践するリーダーの養成等の取り組みを推進する。

② 多様な働き方の導入

テレワーク、在宅勤務、短時間勤務等の多様な働き方に資する勤務形態の導入・活用促進を図り、職住近接（全国転勤の廃止、勤務地限定採用）の制度の普及に向けた取り組みを推進する。

③ 働きやすい職場風土の醸成

男女が十分に能力を発揮しながら、出産・子育てができる職場環境の整備や企業文化の醸成に向け、管理職、男性社員の意識改革と社員間の相互理解・協力体制の構築に向けた企業の取り組みを推進する。

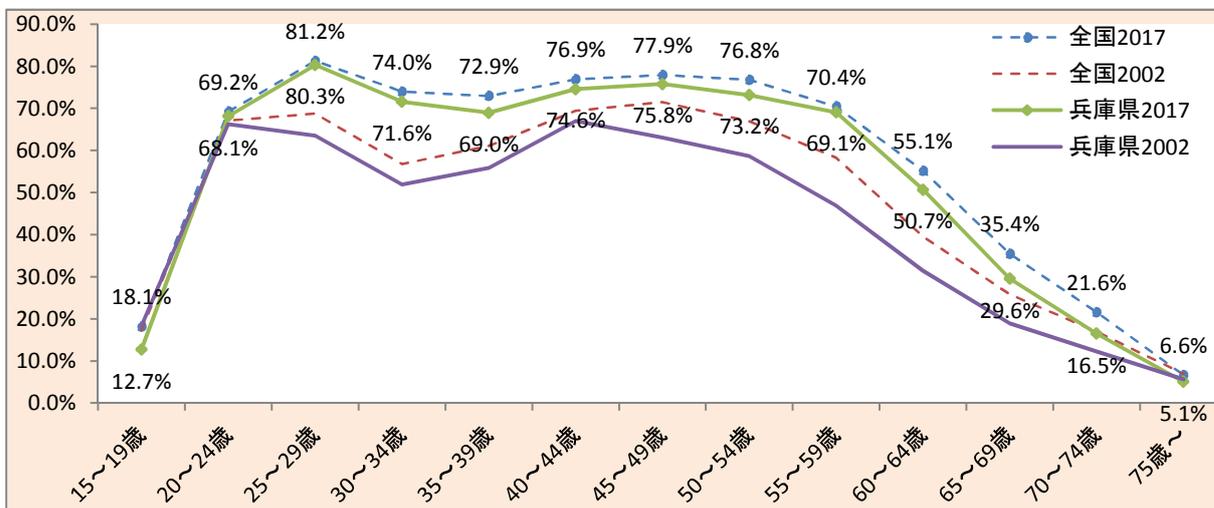
2 女性の能力発揮と就業機会拡大

【現状と課題】

2015年に成立した「女性活躍推進法」のもと、国を挙げて女性の社会進出を応援している。本県では、女性はその希望に基づき、結婚、出産しても就業継続できる、あるいは一度離職しても再就職し、十分に能力を発揮できる雇用環境を整備する取り組みを推進しており、女性有業率の上昇、女性就業者の増加につながっている。また、M字カーブも全国と同様に改善し、M字の谷が浅くなってきている。

しかし、政治・企業・社会における様々な分野において政策・方針決定過程への女性の参画がまだまだ少ないこと、男女間の収入格差が依然としてあること、女性雇用者の半数以上は非正規であり男性に比べて正規雇用率が低いこと、仕事と子育て・介護との両立の難しさなど取り組むべき課題も残っている。

○ 女性の有業率（兵庫県と全国）（総務省：就業構造基本調査）



【取組の方向性】

女性の活躍の推進は、地域社会や経済のさらなる発展のために欠かせないものであり、女性が職場・家庭・地域など生活の様々な場面で自らの選択に基づき、自信とやりがいをもって、その能力を発揮しながら活躍できることが肝要である。

そのため、就業機会や賃金・処遇をはじめとした労働環境の改善、長時間労働・片働き型社会を前提とした社会の意識や企業の労働慣行の見直し等を進め、女性に選ばれる地域づくりに取り組む必要がある。

【主な取組】

① 女性の採用や職域の拡大

若年女性の就職希望が多い事務系職種やサービス産業に加え、女性比率が低いものづくり産業等での雇用の場を創出するとともに、若年女性向けの情報提供・マッチング機能を強化する。このほか、県内企業における女性活躍の気運醸成・取組促進に向け、女性活躍推進センターに配置した女性活躍推進専門員が、女性の活躍のための相談・助言を行うほか、企業研修へ講師等の派遣を実施する。

また、出産・育児や介護などを理由に離職した女性の多様で柔軟な働き方を支援するため、起業や再就職に向けた個別相談やセミナー等を開催する。

② 女性のキャリア形成・継続支援

女性自身のキャリア形成に対する意識向上のため、女子大学生を対象にキャリアデザインの形成を支援するほか、企業の中堅女性社員を対象にキャリアを考え、ネットワークを拡げる研修を実施する等、年齢層に応じて女性の多様で柔軟な働き方を支援する。

また、妊娠・子育て等で離職した女性のキャリア支援に向け、県立男女共同参画センターを中心に、再就職、起業等に向けた個別相談から、各種セミナーの開催、ハローワーク相談窓口による職業相談・紹介までワンストップで支援する。

③ 能力に応じた人材登用

企業における女性活躍は、労働生産性、競争力及び社会的評価の向上、企業価値の上昇をもたらすといった好循環につながる。県では、女性活躍推進専門員による企業訪問や各種セミナーの実施等を通して、県内企業における女性人材の登用に関する気運醸成・取組促進を支援する。

④ 女性のU J I ターンの促進

就職等を契機として、主に首都圏に転出した女性が結婚や出産などライフプランの転機にU J I ターンが実現できるよう、カムバックひょうごセンターでの県内就業にかかる情報発信の強化を図る。

3 継続的な男性の家事・育児参画の促進

【現状と課題】

若年男性の雇用が不安定化する中、男性側も相手の女性の所得に期待する意識が生じ、女性の労働は「結婚生活を成り立たしめるもの」として捉えられるようになり、1997年以降は共働き世帯数が男性雇用者と無業の妻から成る世帯数を上回り²⁰、夫婦の共働き社会化が進んでいる。

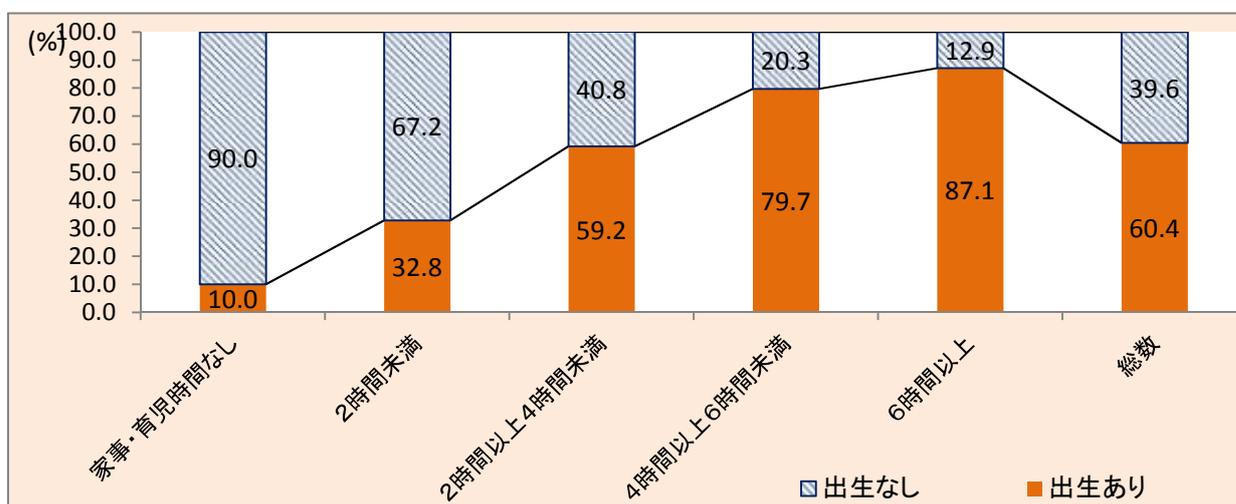
一方、夫の家事・育児参画は十分に進まず、家事・育児は2人で公平に分担するものという意識形成が社会、企業、個人で十分になされなかった。家事・育児の主担当は妻という旧態依然とした役割分担意識は転換しきれず、「孤育て」、「ワンオペ育児」という言葉が生まれるほど母親に負担がかかっている。

この結果、女性は仕事・家事・子育ての全てを求められるようになり、第2子、第3子への意欲を持ちにくくなってきていることから、これらを改善する取り組みが必要である。

【取組の方向性】

夫が家事・育児に参画するほど第2子以降の出生が増えているという調査結果が出ている²¹ことから、社会、企業、男性の意識改革や働く環境、労働慣行の改善を進め、男性が家事・育児を当然のように担い、男女ともに仕事と子育てを両立し活躍できるよう社会全体としての働きかけを推進していく。

○ 夫の休日の家事・育児時間別にみた第2子以降の出生状況（全国）



【主な取組】

① 男性の働き方の意識・行動改革

長時間労働などにより、男性の家事・育児への参画が少ないことが少子化の原因の一つであり、従来の働き方・暮らし方に関する意識変革が必要不可欠である。

²⁰ 総務省 「労働力調査、労働力調査特別調査」

²¹ 厚生労働省 「第14回21世紀成年者縦断調査」

このため、従来型の働き方の是正に加え、子育てに参画することへの理解と啓発を目的とした研修等を実施し、男性が家事・育児等を行う意義の理解促進・意識向上を図る。

② 男性の育児休業取得促進

育児休業の取得時期・期間や取得しづらい職場の雰囲気改善に向けて、企業・事業所等と協働し、父親が子育てに参画する事の必要性や、ワーク・ライフ・バランスに配慮した職場環境の整備等に係る支援を実施。そして、育休を希望する男性が躊躇すること無く取得できるような職場意識の醸成を支援する。

③ 男性の家事・育児参画支援

男女が協力して家事・育児を行い、男女が共同して社会に参画することの重要性や家庭の大切さについて意識形成を図るため、子育て中の夫婦等を対象にセミナーを開催する等、男性が家事・育児に積極的に参画したいと思える契機となるような支援を実施する。

V 子どもと子育てに温かい地域社会づくり

1 放課後等の居場所づくり

【現状と課題】

女性の社会進出が進み、小学生が放課後に安全・安心に過ごせる居場所である放課後児童クラブへのニーズが増大していることから、その整備を推進し、2019年5月1日時点でクラブ数は1,427、利用者数は53,685人となった。しかし、未だ954人の待機児童が発生しており「小1の壁」の打破に向けて、受け皿の確保、質の向上等さらなる取り組みが必要である。

また、子どもが、放課後に多様な体験や活動ができるよう、放課後児童クラブと放課後子ども教室との一体的又は連携した取り組みを一層推進し、子どもの自主性、社会性等のさらなる向上を図る必要がある

【取組の方向性】

「新・放課後子ども総合プラン」に基づき「小1の壁」を解消するとともに、次代を担う人材を育成するため、2021年度末までに待機児童解消を目指して受け皿を整備するとともに、放課後児童支援員の養成や質の向上に取り組む。

また、全ての小学校区で放課後児童クラブと放課後子ども教室を一体的に又は連携して実施することを目指し、計画的な整備・運営を推進する。

○新・放課後子ども総合プランの全体像（厚生労働省資料）

「新・放課後子ども総合プラン」に掲げる目標（2019～2023年）

- 放課後児童クラブについて、2021年度末までに約25万人分を整備し、待機児童解消を目指し、その後も女性就業率の上昇を踏まえ2023年度末までに計約30万人分の受け皿を整備（約122万人⇒約152万人）
- 全ての小学校区で、両事業を一体的に又は連携して実施し、うち小学校内で一体型として1万箇所以上で実施することを目指す。
- 両事業を新たに整備等する場合には、学校施設を徹底的に活用することとし、新たに開設する放課後児童クラブの約80%を小学校内で実施することを目指す。
- 子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図る放課後児童クラブの役割を徹底し、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図る。

【主な取組】

① 放課後児童クラブの整備による受け皿拡大

女性の社会進出に伴う放課後児童クラブのニーズ増加に対応した受け皿を確保するため、小学校の余裕教室だけでなく、施設の新設や民間施設も活用し、放課後児童クラブの量の拡大を図る市町を支援する。

② 放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携促進

放課後等（土曜日、夏休み等長期休暇を含む）に子どもが安心して活動できる場を確保するため、「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、放課後児童クラブと放課後子ども教室との一体的または連携した取り組みの推進を図る。

③ 放課後等の居場所づくりを担う人材確保

放課後児童クラブの受け皿拡大に対応した人材確保を計画的に実施するとともに、放課後児童クラブが、子どもの主体性を尊重し健全な育成を図る役割を担っていけるよう、また、特別な配慮を必要とする児童が安心して過ごせる場となるよう放課後児童支援員認定研修や放課後児童支援員の資質の向上研修等に取り組む。

2 地域で支える子育て支援の実施

【現状と課題】

故郷から離れた地域で結婚・子育てをしているいわゆる「アウェイ育児」家庭や、一人で生計の維持と家事・育児を担う「ひとり親家庭」等が増加しているが、地域社会における人間関係の希薄化が進んだことで、身近に心理的・身体的に頼れる者が少なく、育児の負担が極度に高くなり、産後うつ等のリスクも高くなっている。

子育ては一人で抱え込むものではなく、シニア、企業、地域コミュニティなど多様な主体の助けがあって初めてうまくいくという共通理解をもち、そのような風土を醸成し、地域における親子の居場所をつくっていくことが重要である。

【取組の方向性】

活力・意欲のあるシニア層などが子育ての支え手となるなど、子育て支援の裾野を広げていく。また、自治体のみならず企業、地域コミュニティ、様々な団体に属する人、一人一人がそれぞれの立場で、温かいまなざしで子育てを応援していく姿勢を持ち、官民挙げて子育てにやさしい社会を目指す機運の醸成に取り組む。

【主な取組】

① 親子の居場所づくり支援

子育て中の親子が気軽に集い、子育ての悩みなどの情報交換や相談ができる場を提供するため、保育所、児童館等で開設している「まちの子育てひろば」や「地域子育て支援拠点」を支援し、地域における子育て親子の交流等の促進、子育ての不安感の緩和に繋がるよう地域の子育て支援機能の充実を図る。

② シニアなど多様な担い手による地域の子育て支援の充実

地域における擬似的な多世代家族の育成を目指す「地域祖父母モデル事業」、シニア世代と子育て家庭が地域の伝統行事等を通じて交流と学びを深める「ふるさと伝承事業」など地域ぐるみの子育て支援事業に取り組み、シニア層がその経験や知識を活かし、子育て世代の支え手として活躍できるよう支援する。

また、老人クラブにおける子どもとの体験交流活動や子育て相談活動を支援し、シニア層が子育てに積極的に関わることができる環境づくりを推進する。

③ 企業、NPO、地域コミュニティ等との協働による子育て支援の推進

企業等による特色を生かした子育て支援を推進するため、県と子育て応援協定を締結した企業等の活動を支援するほか、商店街の空き店舗を活用した子育て活動を支援するなど、企業等が少子化対策等に積極的になるような取り組みを推進する。

また、NPO 法人が地縁団体等と連携し、地域や地域住民が抱える子育ての悩み等の相談・支援を行うような地域づくり活動についても支援を実施する。

3 地域における子育てや家族のきずなを深める機運の醸成

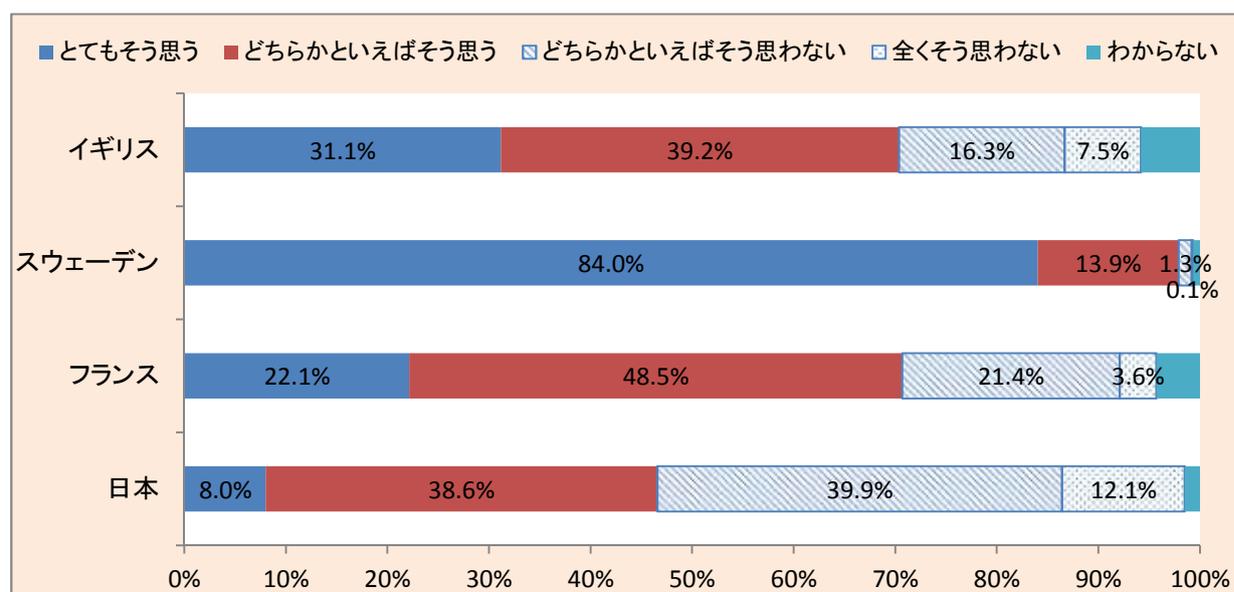
【現状と課題】

内閣府の調査²²では「日本が子どもを生み育てやすい国だと思うか」という質問に対して「そう思わない」との回答が半数を上回り、日本は子育てに厳しい国と認識されている。

実際、保育所建設に係る近隣住民による反対運動がおき、ベビーカーを押す母親は電車に乗るのをためらうなど、子育て家庭は、常に子どもが迷惑をかけないか心配しなければならず、社会には「子育ては自己責任であり他人事」という空気が一部にある。

子育てにおいてこの空気は非常に重要な要素であり、子育ての価値を家族や社会全体で認めながら、若い世代が妊娠・出産、子育てに対して前向きに考えられるような機運を創らなければならない。

○ 子どもを生み育てやすい国かどうか（内閣府）



²² 内閣府 「平成 27 年度少子化社会に関する国際意識調査報告書」

【取組の方向性】

安心して楽しく子育てをする上で、妊娠中の方や子ども連れで外出する際に生じる様々な支障を取り除き、子どもは社会で見守り、温かい眼差しを持って接するという機運の醸成が重要である。このため、周囲が親子連れに気軽に声をかけ、手を差し伸べる子育てに寛容性をもった社会を実現していく必要がある。

また、家族の果たす役割やきずなを深めることの大切さについて普及啓発を行っていく。

【主な取組】

① 結婚、妊娠、子ども・子育てに寛容な社会風土の醸成

安心して妊娠・出産、子育てをする上で、妊娠中の方や子ども連れの方が、外出しやすいバリアフリー環境を整備するほか、マタニティマーク、ベビーカーマーク、ヘルプマークやゆずりあい駐車場の普及・浸透などを通して、社会全体で子育て世帯をやさしく包み込み、応援していく機運を醸成する。

② 子育て世帯へ配慮した取組を実施する地域・企業・団体への支援

子育てと仕事の両立、子育て家庭への支援等の先導的な取り組みや地域性を活かした活動を実施している企業、団体等を顕彰し、これらの取り組みを盛り上げていく。

また、子育て世帯を社会全体で応援するため、店舗等が子育て世帯を対象に料金の割引、各種サービス等を行う「ひょうご子育て応援の店」を展開する。

③ 家族の果たす役割やきずなを深める取組の支援

県民一人ひとりが家族・家庭の大切さを考え、きずなを深めるとともに、地域で家庭を支える「ひょうご家庭応援県民運動」の展開支援や、誕生日や記念日等それぞれの家族にとってふさわしい日を家族の日として定めることを提案する「家族の日」運動など、地域全体で家庭を応援する取り組みの普及啓発を推進する。

4 安全・安心な子育て環境の整備

【現状と課題】

2019年5月、滋賀県大津市の交差点で散歩中の保育園児に車が突っ込み、児童が死傷した事故、また、同月神奈川県川崎市ではスクールバスを待っていた小学児童が殺傷される事件が相次いで発生し、園外保育時や登下校時等の安全確保の難しさが改めて浮き彫りとなった。

このように、大人が目が行き届かない場所や公道など一般に開かれた場所における安全対策の間隙を埋めるべく、安全な歩行空間の整備、見守り活動の強化等、地域や学校、警察等が連携・体制強化することによりさらなる対策を講じることが必要である。

【取組の方向性】

子どもや子育て世帯にとってより安全・安心な暮らしを実現するため、地域社会全体における、多くの目による見守り活動の実施・継続・強化を支援するとともに、学校や警察、地域の見守りボランティア等による連携システムの構築や防犯情報の共有体制整備などを推進していく。

また、安心して子育てができるよう、安全性を備え、子どもを犯罪から守る基盤の整備を推進することにより、子どもや子育て家庭にとって住みよい生活環境の確保を図っていく。

【主な取組】

① 地域での見守り活動の推進

地域の防犯情報の提供や先進事例の紹介等、地域での子どもの見守り活動に役立つ情報をまちづくり防犯グループ等に提供するとともに、効果的な見守り方法等について学ぶ講座を開催し、子どもの安全・安心確保のリーダーを養成する。

また、地域ぐるみの子育て支援活動を推進するため、県連合婦人会等の地域女性団体等を中心に、登下校時の見守り、声かけなどを行うとともに、子どもが発するSOSサインをキャッチし迅速に関係機関につなぐ活動を支援する。

② 子どもの交通安全の確保

通学路の危険箇所を取り上げた具体的な交通安全教育を、心身の発達に応じ、段階的かつ体系的に推進していくほか、「スケアード・ストレイト方式自転車交通安全教室」や各地区の交通安全協会と連携した交通安全教室を開催するなど、きめ細かな啓発活動に取り組む。

また、ゾーン 30 をはじめとする交通規制の実施、道路標識・道路標示の高輝度化、信号交差点の歩車分離化等の施策を推進するとともに、関係機関と連携した見守り活動や、メールを活用した「ひょうご児童等交通安全ネットワーク」による注意喚起を実施する。

③ 安心して外出できる基盤の整備

子どもの安全を確保するため、「キッズ・ゾーン」の設定、道路改良や交差点改良、歩道整備や路肩のカラー舗装、防護柵や注意喚起看板の設置などの交通安全対策や、波打ち歩道の解消等による歩道のバリアフリー化などを推進する。

また、「子どもを守る 110 番の家・店・車」の体制強化を図るとともに、防犯グループ等の地域団体や事業者等による子どもの見守り活動を市町と連携して支援する。

VI 特別な支援が必要な子どもや家庭への支援

1 児童虐待防止対策の充実

【現状と課題】

国は、度重なる児童虐待死事件を受けて、児童相談所の体制強化や関係機関との連携強化等の措置を講じ、児童虐待防止対策の強化を図るため、児童福祉法等の一部を改正する法律を2019年6月26日に公布した。

県では、これまで子どもの安全確保を最優先に、こども家庭センターの休日・夜間を含めた24時間の相談体制の確保や虐待事案の緊急度・危険度に関する確実なアセスメント、関係機関との連携強化に努めてきた。しかしながら、近年、児童虐待相談は増加し、それに比例して一時保護件数も急増しており、専門職員の人材確保や資質の向上、一時保護所の受入強化等、こども家庭センターの体制強化が急務となっている。

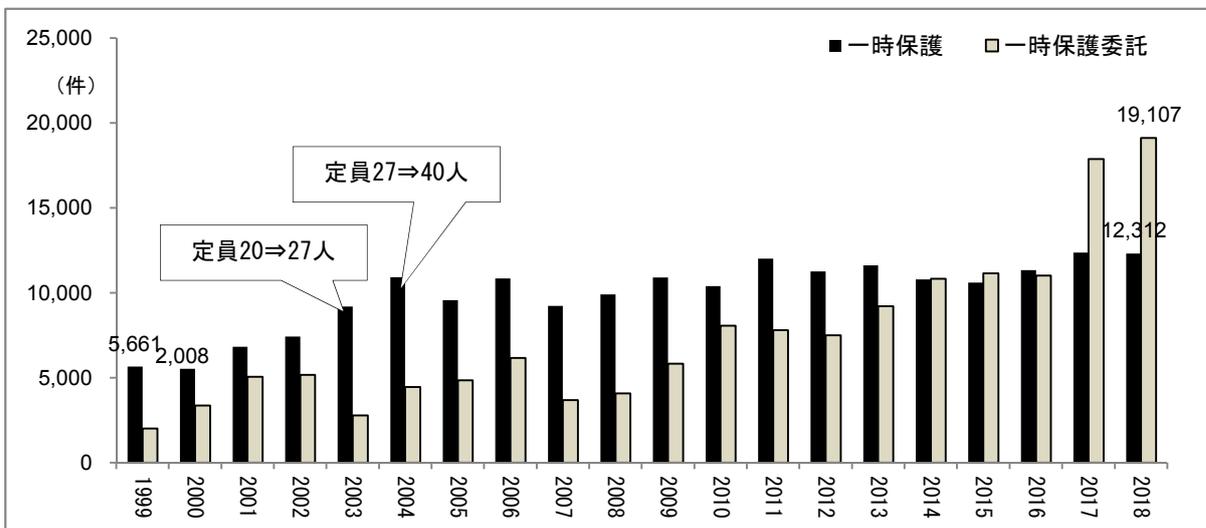
また、国の「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」において、子どもとその家庭、妊産婦等を対象として、地域の実情の把握、相談対応、調査、継続的支援等を行う「子ども家庭総合支援拠点」を2022年度までに全市町に設置することが示され、今後は本プランに基づく対応が必要である。

○ 児童虐待相談の受付状況（実件数）

区 分	2014	2015	2016	2017	2018	2018/2017※
こども家庭センター	2,657	3,281	4,104	5,221	6,714	128.6%
一時保護件数	489	446	589	694	873	125.8%
市 町	3,780	4,011	4,557	6,507	8,045	123.6%
合 計	6,437	7,292	8,661	11,728	14,759	125.8%

※神戸市こども家庭センターを含む

○ 県こども家庭センター 一時保護の年度別延件数



○ 要保護児童対策地域協議会の開催等状況

受付区分	2014	2015	2016	2017	2018
代表者会議	39 市町 (42 回)	39 市町 (41 回)	40 市町 (41 回)	40 市町 (41 回)	41 市町 (43 回)
実務者会議	36 市町 (192 回)	39 市町 (229 回)	40 市町 (228 回)	41 市町 (248 回)	41 市町 (247 回)
個別ケース検討会議	41 市町 (1,413 回)	41 市町 (1,602 回)	41 市町 (1,704 回)	41 市町 (1,793 回)	41 市町 (1,851 回)

※ 上段実施市町数、下段開催合計数

【取組の方向性】

児童福祉法の改正や国が示す児童虐待防止対策等に沿って、こども家庭センターの機動力や専門性強化に努め、適切なアセスメントや虐待リスクの評価を行うため、児童福祉司等の専門職員の人材確保や資質向上を図る。

また、研修の実施などにより市町や関係機関職員の資質向上、体制強化を支援するとともに、要保護児童対策地域協議会において、関係機関の有する情報の集約・共有化と援助方針の一致を図りながら、それぞれの役割に応じたケース対応ができるように支援する。

さらに、児童虐待の発生予防の観点から要支援児童や特定妊婦のいる家庭についても継続的な状況把握や支援を行う必要があるため、妊娠や出産、子育てに悩む保護者が適切に相談・支援機関につながるような体制の整備を図る。

【主な取組】

① こども家庭センターの機動力・専門性の充実強化

児童福祉法の改正等を踏まえ、児童福祉司等専門職員の増員や専門性向上・関係機関との連携強化のための研修を行うほか、北播磨・阪神地域におけるこども家庭センターの新設や一時保護所の受入強化に向けた準備・検討を実施する。

また、司法的介入等を要する対応困難なケースについては、こども家庭センターが委嘱する弁護士、医師、学識経験者等の専門アドバイザーの助言指導を得るとともに、施設退所や一時保護の解除にあたっては、各こども家庭センターに設置する第三者機関の意見を聴取し、適切な援助を実施する。

② 市町や関係機関との役割分担及び連携の推進

市町職員等に対して児童福祉司任用資格取得講習や要保護児童対策地域協議会の調整担当者研修等を実施し、専門性を有する職員を養成するとともに、市町の体制強化を図るため、子ども家庭総合支援拠点の整備等への支援を行う。

また、警察、医師会等と連携し研修を実施するとともに、警察との情報共有を徹底するほか、児童虐待防止医療ネットワークを構築し医療機関での児童虐待対応の専門性向上を目指す。

③ 妊婦や子育て家庭の相談体制の整備

乳児院において開設している窓口において、出産、妊娠、養育に悩む妊産婦等の相談に応じるとともに、母子が宿泊、通所しながら乳幼児の養育スキルを獲得する家事や育児等のトレーニングを行う。

また、「乳児家庭全戸訪問」、「養育支援訪問」により、産後うつを予防を図るだけでなく、子どもの養育環境等を早期に把握し、育児相談・助言を行うなど、養育上支援の必要な親子に対し、早い段階で適切な支援を実施する。このほか、思いがけない妊娠などにより、妊娠に悩む人が気軽に専門職員に相談ができるよう、電話・メールによる相談業務を実施する。

2 社会的養育体制の充実

【現状と課題】

2016年、児童福祉法が抜本的に改正され、子どもが権利の主体であることが位置付けられるとともに、子どもの家庭養育優先原則が明記されたことを受け、2017年8月、国の「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」において、「新しい社会的養育ビジョン」が取りまとめられた。

各都道府県でこれまで行われてきた取り組みについては全面的に見直し、改正児童福祉法の理念のもと、「新しい社会的養育ビジョン」で掲げられた取り組みを通じて、家庭養育優先原則を徹底し、子どもの最善の利益を実現していくことが求められている。

○ 新しい社会的養育ビジョンの概要（厚生労働省）

<p>1. 新しい社会的養育ビジョンの意義</p> <ul style="list-style-type: none">・ 平成28年児童福祉法改正では、子どもが権利の主体であることを明確にし、家庭への養育支援から代替養育までの社会的養育の充実とともに、家庭養育優先の理念を規定し、実親による養育が困難であれば、特別養子縁組による永続的解決（パーマネンシー保障）や里親による養育を推進することを明確にした。・ この改正法の理念を具体化するため、「新しい社会的養育ビジョン」を示す。・ 改革項目のすべてが緊密に繋がっているものであり、一体的かつ全体として改革を進めることが必要。
<p>2. 新しい社会的養育ビジョンの骨格</p> <ul style="list-style-type: none">・ 地域の変化、家族の変化により、社会による家庭への養育支援の構築が求められており、子どもの権利、ニーズを優先し、家庭のニーズも考慮してすべての子ども家庭を支援するため、<u>身近な市区町村におけるソーシャルワーク体制の構築と支援メニューの充実を図る</u>。（例：自立支援や妊産婦への施策（産前産後母子ホーム等）の充実等）・ 虐待の危険が高いなどで集中的な在宅支援が必要な家庭には、児童相談所の在宅指導措置下において、市区町村が委託を受けて集中的に支援を行うなど在宅での社会的養育としての支援を構築し、親子入所機能創設などのメニューも充実させて分離しないケアの充実を図る。他方、親子分離が必要な場合の代替養育について、ケアニーズに応じた措置費・委託費を定める。・ 代替養育は家庭での養育を原則とし、高度に専門的な治療的ケアが一時的に必要な場合には、子どもへの個別対応を基盤とした「できる限り良好な家庭的な養育環境」を提供し、短期の入所を原則とする。・ 里親の増加やその質の高い養育を実現するため、児童相談所が行う里親制度に関する包括的業務（フォスタリング業務）を強化するとともに、民間団体も担えるようフォスタリング機関事業の創設を行う。・ 代替養育に関し、家庭復帰やそれが不適当な場合には養子縁組を選択するなど、永続的解決を目指したソーシャルワークが児童相談所で行われるよう徹底する。

【取組の方向性】

児童福祉法の改正を受け、県では、2017年3月に策定した「兵庫県家庭的養護推進計画(計画期間15年(2017~2031年度))」を「兵庫県社会的養育推進計画」として2019年度に策定し、在宅での支援から特別養子縁組、普通養子縁組、代替養育や自立支援など網羅的な対策を講じ、子どもの権利や子どもの最善の利益の実現に向けて取り組む。

【主な取組】

① 里親委託等の推進

里親のリクルート、里親に対する養育力及び社会的養育の理解に関するアセスメント・研修、里親委託中の里親支援、委託解除後の支援等の各場面で、フォスタリング業務関係機関(こども家庭センター・児童家庭支援センター・里親支援専門相談員・兵庫県里親会連合会・公益社団法人家庭養護促進協会)ごとの役割を明確化し、連携を強化して支援の充実を図る。

② 施設の小規模・地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換の推進

社会的養護を必要とする子どもの生活の場を確保することを前提として、各施設の計画に基づく小規模化、地域分散化を推進する。あわせて、被虐待児や発達障害児の特性を理解し、施設として適切な支援を行うことができるよう調整する専門職員の配置を進めるなど、乳児院及び児童養護施設の高機能化及び多機能化・機能転換を図る。

③ 一時保護改革、こども家庭センターの強化等

児童相談所の体制強化等を図るため、児童福祉司等の専門職員の増員や専門性向上・関係機関との連携強化に向けた研修を行うほか、北播磨・阪神地域におけるこども家庭センターの新設に向けた準備・検討を行う。

また、一時保護所の受入強化を図るため、一時保護所の定員数や環境整備・機能等についての検討を進める。

④ 自立支援の充実

代替養育のもとで育った子どもたちが、措置終了後に直面する、経済的な問題、対人関係等の様々な問題に対する支援として、社会的養護自立支援事業や、自立支援資金貸付事業、身元保証人確保対策事業等を実施する。

また、応援プロジェクト事業として、就業支援、大学等への進学を支援する入学一時金の一部を助成するなど、自立支援を推進していく。

⑤ 市町の子ども家庭支援体制の構築等

市町の相談体制等の充実を図るため、市町職員等に対して児童福祉司任用資格取得講習や要保護児童対策地域協議会の調整担当者研修等を実施し、専門性を有する職員を養

成する。

また、市町の体制強化を図るため、子ども家庭総合支援拠点の整備等への支援を行う。

3 配偶者等からの暴力（DV）防止対策

【現状と課題】

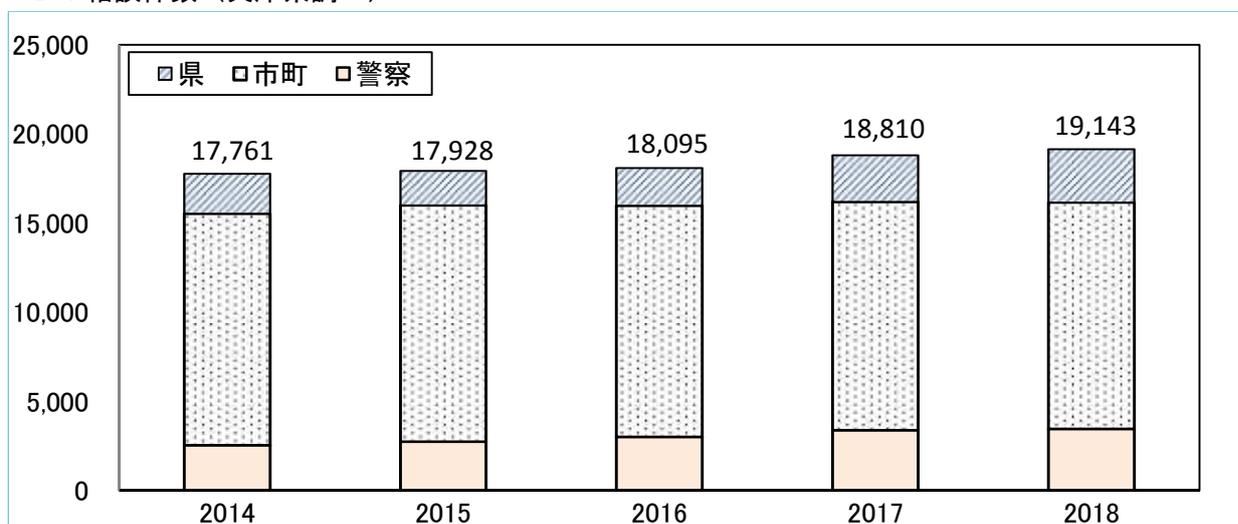
配偶者等からの暴力（DV）は、被害者の生命や身体等に危害を及ぼすだけでなく、目撃した子どもの心身の成長と人格の形成にも影響を与える行為である。

県下のDV相談件数は2018年度には19,143件²³と過去最高となり、緊急時に被害者を一時保護した件数は115件となった。DVを防止するとともに、被害者の自立支援を視野に入れた適切な支援が必要である。

県では、広報誌や講演会等によりDV防止の啓発に取り組むとともに、配偶者暴力相談支援センターである女性家庭センターで相談・一時保護等の支援を行っている。

また、身近な支援の窓口として、県内16市町に配偶者暴力相談支援センターが設置されている。特に、児童虐待を伴うDV対策として県女性家庭センターと子ども家庭センターの連携を強化する。

○ DV相談件数（兵庫県調べ）



【取組の方向性】

DV対策は、防止から通報・相談への対応、保護、自立支援等の各段階において、多様な関係機関等による切れ目のない支援を必要とすることから、関係機関で構成する「ひょうごDV防止ネットワーク会議」との連携の下、2019年4月に改定した「兵庫県DV防止・被害者保護計画」に基づき、総合的な対策を推進する。

²³ 兵庫県 「ひょうごの児童相談」

【主な取組】

① DV防止に向けた啓発・教育の推進

インターネットや SNS を含め、各種広報媒体を活用した広報の充実、地域や職域等におけるDV防止出前講座を実施するほか、デートDV相談の充実など、デートDV防止に向けた取り組みも推進する。

② 相談・一時保護機能、自立支援の充実

県女性家庭センターによる市町DV相談窓口への支援や、市町相談員との連携等によるDV被害者の一時保護を適切に行う。あわせて、DV被害者支援を行う民間支援団体の活動への助成等を実施する。

③ 関係機関との連携強化等

市町における相談窓口である、配偶者暴力相談支援センターや関係機関で構成する、DV対策連携会議の設置を促進するとともに、県女性家庭センターに「DV相談アドバイザー」を配置し、市町支援体制の強化を図る。

4 ひとり親家庭等の自立促進

【現状と課題】

2018年度に実施した「兵庫県ひとり親家庭実態調査」によると、特に母子世帯の就労状況では、パートなどの非正規雇用が4割以上、年間収入も250万円未満が約56%と半数以上が低い水準にとどまっている。

子育てと生計維持という二重の役割を一人で担うひとり親家庭の親は、精神的、経済的に負担が大きい現状にあり、子育てをしながらも安定した就業をし、経済的に自立できることは、親のみならず、将来を担う子ども達の健全な成長にとっても大切なことである。このため、ひとり親家庭の充実した就労支援と精神的安定を支える体制づくりが必要である。

【取組の方向性】

県内各市町、関係機関と連携し、ひとり親家庭の安定した就労支援を中心に、経済的な自立を継続的に支えることができる環境整備を進める。

また、社会のつながりが希薄化する中、孤立しやすいひとり親家庭に対し必要な支援や情報が届くよう体制づくりを強化する。

【主な取組】

① 子育て・生活支援

子育ての悩みなどを相談し、定期的に各種支援策等の情報交換ができる場を設け、家

庭生活の安定を図る。

また、保育所の優先入所や子育て短期支援事業、日常生活支援事業等の充実、まちの子育てひろばへの支援や放課後児童クラブの優先的利用の促進、子ども食堂の推進など関係機関とも連携し、子どもが安心して過ごせる居場所の確保に努める。

加えて、子どもの養育が十分にできない場合などは、母子生活支援施設や児童相談所と連携し、支援できる体制づくりを進める。このほか、貧困の連鎖を防止する観点からも、ひとり親家庭の子どもを対象とした基本的な生活習慣の習得支援や学習習慣の定着等を図る支援を拡充する。

② 就業支援

ひとり親が安定した収入を得て、自立した生活を送ることができるように、看護師や保育士等の資格取得による有利な就職を促進する。

また、ひとり親家庭のそれぞれの状況やニーズに応じた自立支援を行う「母子・父子自立支援プログラム策定事業」では、ハローワーク等の連携による就職支援や資格取得のための助言のほか、就職後のアフターフォローなど切れ目のない支援を行う。

③ 養育費確保支援

2018年度の「兵庫県ひとり親家庭実態調査」では、養育費の「取り決めをしていない」母子世帯が全体で約5割、父子世帯で7割以上を占めている。養育費を受け取るとは子どもの権利であり、離婚をしたとしても両親の義務であることなどを踏まえ、その受給率の向上に向け、取り組みを進める。

法的措置を要する対応困難事例については、弁護士による無料相談によりサポートするほか、母子・父子自立支援員による相談支援体制を強化する。

④ 経済的支援

児童手当をはじめ、児童扶養手当や母子父子寡婦福祉資金貸付金、また、安定した就労に向けた資格取得を経済的に支援する各種給付金の制度を広く周知するとともに、必要とするひとり親家庭に適切に周知し、支給を行う。

⑤ その他の支援

ひとり親家庭が抱える様々な悩みや問題に対応し、多様な観点から支援ができるよう母子・父子自立支援員の資質向上に努めるとともに、母子・父子自立支援員の相談支援活動を支える体制の充実を進める。

また、幅広い年齢層に利用されている SNS を活用し、手軽に情報収集や相談ができる仕組みづくりを進めるほか、平日に加え土曜日等の相談日を新たに設定するなど相談窓口の充実を図るとともに、兵庫県婦人共励会については、ひとり親家庭のニーズに合った活動が展開できるよう機能強化を支援する。

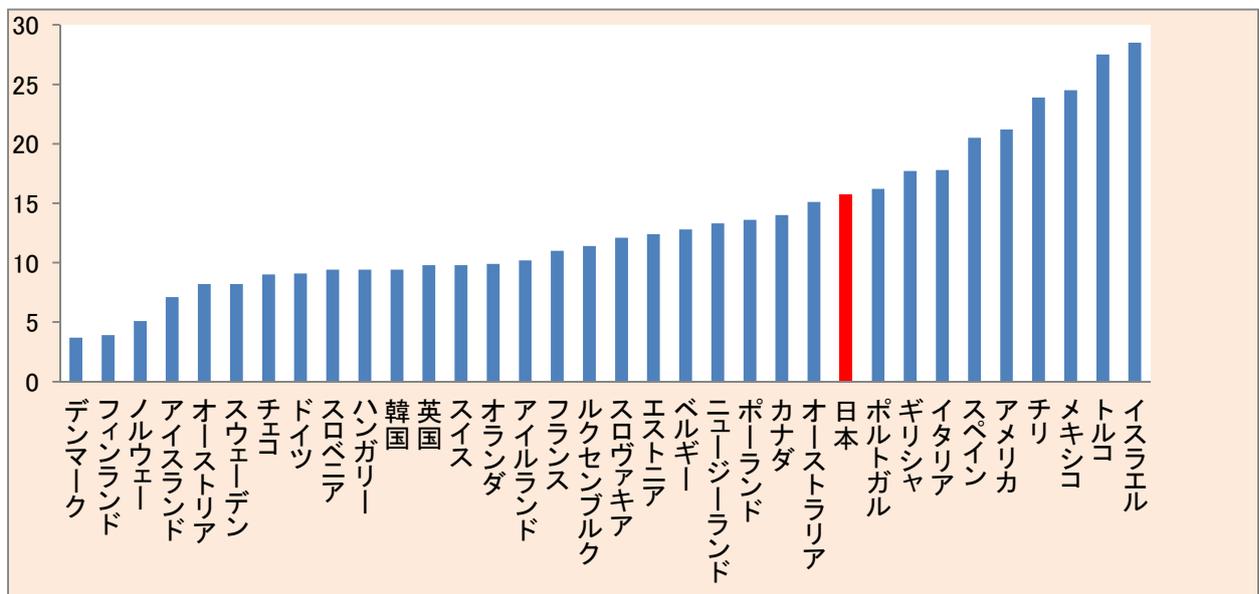
5 子どもの貧困対策

【現状と課題】

我が国の子どもの貧困状況は先進国の中でも厳しく（子どもの貧困率 13.9%²⁴、2010年 OECD 加盟 34 カ国中 25 位（下図参照）、また、生活保護世帯の子どもの高等学校等への進学率（94.4%²⁵）も全体（99.0%²⁶）と比較して低い水準である。

子どもの将来がその生まれ育った家庭の事情等に左右される場合が少なくないことから、子どもの将来をより一層輝かしいものとするためには、子どもの成育環境を整備するとともに、教育を受ける機会の均等を図り、生活の支援、保護者への就労支援などと合わせて、子どもの貧困対策を総合的に推進することが重要である。

○ 子どもの貧困率（OECD（2014年）データ ※日本の数値は2009年15.7%）



【取組の方向性】

「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（2019年6月改正）及び「子供の貧困対策に関する大綱」（2019年11月閣議決定）を踏まえ、子どもの貧困対策に取り組む。

子どもの貧困対策の総合的な推進には、市町や、福祉分野、教育分野、労働分野等の多様な関係者の連携・協働が重要であり、学習支援、生活支援など各分野で横断的に施策を推進する。

また、地域での人と人のつながりの希薄化、地域社会の脆弱化が進行する中で、支援の必要な者が地域社会で孤立しないよう、地域の民生委員・児童委員、NPO、社会福祉法人、民間企業等と行政が協働した地域支援ネットワークづくりを推進し、生活困窮者支援

²⁴ 厚生労働省 「2016年国民生活基礎調査」

²⁵ 厚生労働省 「社会・援護局保護課調べ（2019年4月1日時点）」

²⁶ 文部科学省 「2019年度学校基本調査」を基に算出

を通じて、共に支え合う地域社会を構築していく。

【主な取組】

① 教育の支援

児童生徒の家庭環境を踏まえた学校での指導体制の充実とともに、スクールソーシャルワーカー等が中核となって、福祉・保健部門と教育委員会・学校等との連携を強化するなど、学校を地域に開かれたプラットフォームとするとともに、学校支援地域本部や土曜日の教育支援活動など、地域による学習支援を充実する。

また、高校中退の決断をする以前からの学習・生活面での支援をしっかりと行うとともに、高校中退後の学習相談及び学習支援等による継続的なサポートを可能にするよう努める。子どもの選択肢を増やす高等教育の修学支援新制度についても、確実な実施に向けて国に働きかける。

さらに、生活困窮世帯やひとり親家庭、就学援助世帯、児童養護施設等に暮らす子どもを対象とした包括的な学習支援を推進する。

② 教育費負担軽減のための支援

就学の経済的負担を軽減するため、高等学校等就学支援金、高校生等奨学給付金、私立学校等の生徒に対する入学資金貸付を実施するとともに、高校中退者が高等学校等へ再入学する際の高等学校等就学支援金相当額の支援や、特別支援教育就学奨励費等を通じた障害のある児童生徒等への支援を行う。

加えて、兵庫県立大学における授業料等の全部又は一部の免除等を実施するほか、生活困窮者の子どもが大学等に進学できる環境整備を進める。

③ 生活の安定に資するための支援

生活困窮者自立支援法に基づく包括的な支援のほか、児童福祉等関係者、NPO 等関係機関が連携した地域ネットワークを構築して生活を支援する。

親の妊娠・出産期から相談に乗り、保護者を生活や就労等の各種の支援へつなげるとともに、妊婦健診等を通じ、困難や悩みを抱える女性の早期の把握に努める。

また、子ども食堂など、様々な事情を抱える子どもたちが安心して過ごせる居場所を安定的に作っていく。児童養護施設を退所した子ども達が退学や離職をした場合の相談体制等の整備も行う。

④ 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

生活困窮者や生活保護受給者への就労支援、生活保護受給者への就労活動促進費、就労自立給付金の支給など保護者の就労支援を推進する。

また、単に職を得るにとどまらず、所得の増大に資するとともに、仕事と両立して安心して子どもを育てられる適切な労働環境の確保に努める。さらに、家計の安定のため、単発の就労支援だけでなく、様々な支援を組み合わせる。

ひとり親に対しては、職業生活の安定と向上を図る就労支援を行うとともに、低所得で生活が困難な状態にあるふたり親世帯についても、ひとり親家庭と同様に就労支援を実施する。

⑤ 経済的支援

就学援助や給付型奨学金、生活保護世帯の子どもへの高校等の入学料等支給など経済面での支援を行うほか、ひとり親家庭については、養育費の確保のための相談支援を行う。また、金銭面だけでなく、様々な支援を組み合わせることで効果を高める。

6 ひきこもり支援

【現状と課題】

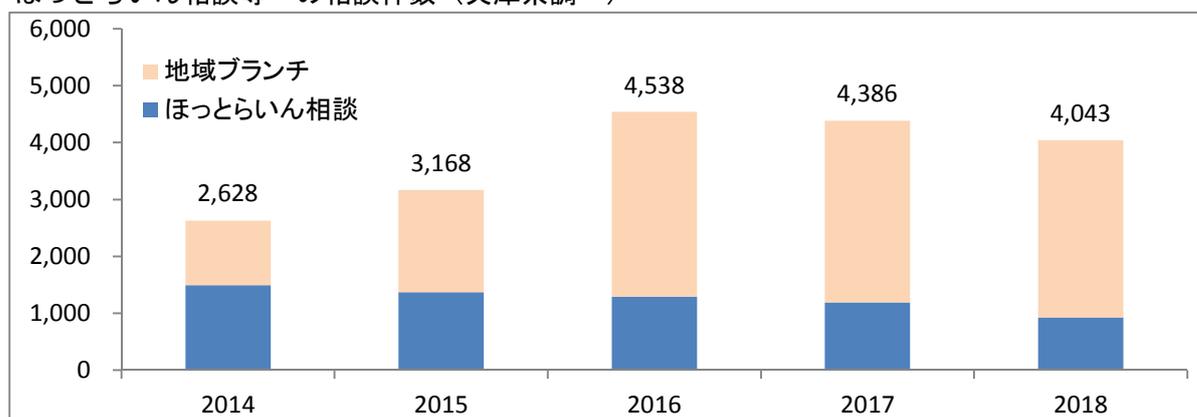
近年、重大な社会問題として取り上げられることの多い「ひきこもり」は、心理的要因、社会的要因などが様々に絡み合って発生する現象であり、長期化・高齢化により社会参加の場が長期間失われることによって生じる本人や社会への悪影響が懸念されている。背景的要因の多様性から、相談支援、居場所支援、社会的自立支援、就労支援等、多角的な支援体制・内容の整備が重要であり、本人のみならず、家族に対する第三者のきめ細かな支援が求められている。

【取組の方向性】

特に、子ども・若者のひきこもりについては、未然防止、早期発見・早期対応につながる効果的な取り組みが求められることから、保健・医療・福祉・教育・雇用等の関係機関で構成されるひょうごユースケアネット推進会議（子ども・若者支援地域協議会）のネットワークを生かした「青少年ひきこもり相談支援センター」による電話相談等を通じて早期の対応および効果的な支援の充実を図っていく。

精神疾患等を抱える青少年については、精神保健福祉センターに設置した「ひきこもり総合支援センター」において医療・福祉面からの支援を行う。

○ ほっとらいん相談等への相談件数（兵庫県調べ）



【主な取組】

① ネットワークを通じた支援

不登校やひきこもりの青少年を早期に効果的な支援へつなげるため、全県を対象とする電話相談「ほっとらいん相談」により、助言や専門機関への紹介を行うとともに、県内5ヶ所に設けた地域ランチ（NPO法人等に委託）において、電話相談のほか、面接相談や訪問支援を行う。

② 自立に向けた支援

2019年度にひきこもり総合支援センターを新設し、医療・福祉両面からの相談介入支援から就労援助へのつなぎまでを一体的に行うほか、ひきこもりの実態調査を実施し、その背景・原因等を把握し、必要な支援方策等を検討する。

また、ひきこもり当事者が社会とつながる第一歩としていつでも来所して安心して過ごすことができる居場所づくりを進める。

7 障害児支援施策の充実

【現状と課題】

特別な支援が必要な子ども達が、将来を見通し、持てる力を高め、日常生活や学習における困難を改善・克服するため一人一人の多様な教育的ニーズを把握し、生活面から教育面にわたるまできめ細かく適切な支援を行う必要がある。

また、医療技術の進歩等を背景として、人工呼吸器等を使用し、たんの吸引などの医療的ケアが日常的に必要な子どもが増加している。医療的ケア児がそれぞれの地域で適切な支援を受けられ、安心して生活が継続できるよう、必要となる医療や福祉関連サービスを調整する相談・支援体制の構築・人材の育成が求められている。

【取組の方向性】

特別な支援が必要な子ども一人一人の特性や発達の段階等に応じて能力や可能性を最大限に伸ばし、その子が自立して社会参加するために必要な力を育成していく。

そのために、保育施設や学校等で子どもが合理的な配慮の提供を受けながら、適切な指導や必要な支援を受けられる体制の充実を図り、医療・保健・福祉・教育・労働等に関する関係機関が連携し、子どものライフステージに沿った切れ目のない一貫した支援を提供していく。

【主な取組】

① 特別支援教育の推進

すべての学校園や学級に、発達障害等を含む障害のある幼児児童生徒が在籍する可能

性があることを前提として、地域の実情や学校園・幼児児童生徒の状況に対応した教育環境整備を進める。

また、一人一人の子どもの特性や発達段階等に応じて能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加するために必要な力を育成することが重要であることから、連続性のある多様な学びの充実と、一貫性のある支援体制の構築に取り組む。

② 障害児支援のための基盤整備

重症心身障害児・障害者で、本県（政令市・児童相談所設置市を除く）に住所を有し、重症心身障害児・者施設に入所している者に対して、適切な治療と保護が受けられるよう療育等に要する経費を支援する。

また、障害のある方が安心して暮らすことのできるよう、日常生活において常時の介護を必要とする状態にある在宅の20歳未満の者に障害児福祉手当を支給する。

○ 障害児通所支援事業所数（政令市・中核市含む）

区分	2012年3月末	2019年4月1日
開設市町	23市町	38市町
通所支援事業所数	117事業所	1,103事業所

○ 重症心身障害児・者施設への運営費の助成

区分	2012年度	2019年度
対象施設数	7施設	8施設

③ 発達障害児支援体制の整備

家庭や、保育所・学校等における発達障害児への理解を深め、早期発見・早期支援につなげるとともに、発達障害の早期診断、早期療育体制の充実を図るため、県立こども発達支援センターにおいて発達障害の診断・診療、療育や、出張発達相談、市町職員等への研修等を行う。このほか、県内各地域のかかりつけ医を対象に発達障害の診断・診療にかかる専門的な研修を実施する。

また、発達障害者支援センター及びブランチを県内6ヶ所に設置し、日常生活や就労などに関する本人・家族や関係機関等からの相談に対応するとともに、医療・福祉・教育・労働等の関係者で構成する協議会を設置し、乳幼児期から成人期まで切れ目のない支援体制確保のための検討を行う。

④ 医療的ケアが必要な子どもへの支援

医療的ニーズを有する重症心身障害児者等が短期入所サービスを円滑に利用できるよう、医療機関等を活用し常時空床を確保することや、地域において医療的ケア児等に対する支援が適切に行える人材養成のための研修を開催する。さらに、医療的ケア児等

の支援を多分野で連携するための協議会を開催し、安全・安心な地域生活を実現する。

8 外国人児童生徒への支援

【現状と課題】

日本語指導が必要な外国人児童生徒は増加を続けている。県内においては 2009 年度の 744 人から 2019 年度には 1,076 人となるなど、10 年間で約 4 割増加²⁷しており、母語の多様化も進んでいる。

外国人児童生徒は日本語の活用能力やコミュニケーション能力が十分でなく、日本語の習得と基礎学力の定着を図ることが極めて難しいため、将来の進路に展望を持ちにくく、自己実現を図ることが難しい状況にある。また、外国人児童生徒が母国の文化や言語に触れる機会が少ないことなどにより、自己を肯定的に受け止めにくい状況がみられる。

【取組の方向性】

外国人児童生徒等の生活適応や心の安定、アイデンティティの確立を図るとともに、日本語の習得や基礎学力の定着を図り、外国人児童生徒等の自己実現を支援する。また、全ての子どもたちが国籍や民族等の「違い」を認め合い、多様な文化的背景を持つ人々と互いに尊重しながら豊かに共生する心を育む。

また、外国人児童を含めた外国人家庭の生活が、安全・安心で暮らしやすいものとなるよう生活相談をはじめ各種支援を積極的に展開していく。

【主な取組】

① 外国人児童生徒の居場所づくり

子ども多文化共生教育を推進するため、人材や情報を一元化し、研修や交流等の機能を有する子ども多文化共生センターを運営し、外国にルーツをもつ人々が地域社会において安心して生活できるよう地域の NPO 法人、ボランティア団体と協力して居場所づくりを推進していく。

② 定住外国人の子どもに対する学習支援

小・中学校における日本語指導が必要な外国人児童生徒等を支援するための日本語指導に関わる支援員の配置や、子ども多文化共生サポーターの派遣、教員研修の実施等を行うことで日本語を学べる機会を充実させ、学習支援を推進する。

③ 定住外国人家庭に対する支援

外国人児童生徒への支援にとどまらず、その親も含めた外国人家庭が県内で暮らしやすい生活基盤を築けるよう、「ひょうご多文化共生総合相談センター」での生活相談、文化・習慣に関する情報提供、地域の日本語・母語教育活動の支援、ホームページでの

²⁷文部科学省 「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査（平成 28 年度）」

多言語による情報発信等を実施していく。

1 区域設定

就学前の教育・保育の提供等については、市町の区域設定や、認定こども園、幼稚園、保育所等の広域利用の実態等を踏まえ次のとおり9圏域を設定。

区分	市町名
神戸	神戸市
阪神	尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、猪名川町
東播磨	明石市、加古川市、高砂市、稲美町、播磨町
北播磨	西脇市、三木市、小野市、加西市、加東市、多可町
中播磨	姫路市、神河町、市川町、福崎町
西播磨	相生市、赤穂市、宍粟市、たつの市、太子町、上郡町、佐用町
但馬	豊岡市、養父市、朝来市、香美町、新温泉町
丹波	丹波篠山市、丹波市
淡路	洲本市、南あわじ市、淡路市

2 就学前の教育・保育の量の見込みと提供体制の確保時期等

(1) 量の見込みと提供体制の確保時期

量の見込みに対応した受け皿の確保を進め、全市町で2020年度末の待機児童解消及び2021年度以降の待機児童ゼロの維持を目指す。

○ 1号認定子ども

満3歳以上の小学校就学前の子どもで、幼稚園や認定こども園において就学前の教育を希望するもの。

(単位:人)

区分	2020	2021	2022	2023	2024
量の見込①	60,019	58,710	56,140	54,391	53,304
確保方策②	73,089	72,503	71,878	71,140	70,624
差引(②-①)	13,070	13,793	15,738	16,749	17,320

※年度は各年5月1日

○ 2号認定子ども

満3歳以上の小学校就学前の子どもで、保育所や認定こども園等において保育を希望するもの（家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの）。

（単位：人）

区分	2020	2021	2022	2023	2024
量の見込①	66,610	65,848	64,802	63,968	63,730
確保方策②	66,792	68,077	68,511	68,491	68,517
差引(②-①)	182	2,229	3,709	4,523	4,787

※年度は各年4月1日

○ 3号認定子ども

満3歳未満で、保育所や認定こども園等において保育を希望する子ども（家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの）。

（単位：人）

区分	2020	2021	2022	2023	2024
量の見込①	47,840	48,348	49,157	49,675	49,815
確保方策②	48,214	50,510	51,816	52,224	52,559
差引(②-①)	374	2,162	2,659	2,549	2,744

※年度は各年4月1日

○ 2号及び3号認定子どもの合計

（単位：人）

区分	2020	2021	2022	2023	2024
量の見込①	114,450	114,196	113,959	113,643	113,545
確保方策②	115,006	118,587	120,327	120,715	121,076
差引(②-①)	556	4,391	6,368	7,072	7,531

※年度は各年4月1日

(2) 認定こども園の目標数

認定こども園を、2024 年度末までに 620 施設整備

(単位:施設)

区分	2020	2021	2022	2023	2024
幼保連携型	452	471	490	506	514
幼稚園型	53	55	56	57	60
保育所型	37	41	44	44	45
特定認可外保育施設	3	3	1	1	1
合計	545	570	591	608	620

※ 子ども・子育て支援法第 60 条に定める基本指針の第三の四 2 (二) (2) ウの「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画で定める数」について

保護者の就労の有無に関わらない教育・保育の一体的な提供や、地域の子育て支援機能等の施設としての重要性に鑑み、幼稚園・保育所から認定こども園への移行を従来どおり推進する。

このため、認可・認定基準を満たす限り、定員設定に留意しながら当該特例によることなく認可・認定を行うことから、「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画で定める数」は設定しない。

3 主な地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保時期

(1) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を実施。

(単位: 上段(人日)、下段(か所))

区分	2020	2021	2022	2023	2024
量の見込①	1,081,680	1,062,428	1,046,798	1,029,191	1,012,910
確保方策②	347	348	352	352	353

(2) 利用者支援事業

子どもやその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供や、相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施。

(単位: か所)

区分	2020	2021	2022	2023	2024
量の見込①	125	126	126	128	128
確保方策②	125	126	126	128	128
差引(②-①)	0	0	0	0	0

(3) 一時預かり事業(幼稚園型)

幼稚園等において、主に通常の教育時間終了後に自園の園児を対象に一時預かりを実施。

(単位: 人日)

区分	2020	2021	2022	2023	2024
量の見込①	1,921,278	1,897,381	1,856,589	1,807,745	1,778,132
確保方策②	1,927,818	1,906,797	1,869,210	1,823,346	1,795,465
差引(②-①)	6,540	9,416	12,621	15,601	17,333

(4) 一時預かり事業（幼稚園型を除く）等

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった子どもについて、保育所等において一時的に預かり、必要な保育を実施。

(単位:人日)

区分	2020	2021	2022	2023	2024
量の見込①	288,272	281,942	276,683	271,398	267,360
確保方策②	294,588	289,453	285,341	281,158	277,962
差引(②-①)	6,316	7,511	8,658	9,760	10,602

(5) 病児保育事業

病児や病後児を病院・保育所等に付設した専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を実施。

(単位:人日)

区分	2020	2021	2022	2023	2024
量の見込①	59,411	59,940	60,598	60,758	60,836
確保方策②	63,360	64,581	65,524	66,632	66,730
差引(②-①)	3,949	4,641	4,926	5,874	5,894

(6) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者等が労働等により家庭にいない小学生に対し、放課後に小学校の余裕教室や児童館等を活用し、適切な遊び及び生活の場を確保し、その健全な育成を図る。

また、「新・放課後子ども総合プラン」に基づき2021年度末までの待機児童解消を目指す。

(単位:人)

区分	2020	2021	2022	2023	2024
量の見込①	57,136	57,773	58,623	59,550	60,694
確保方策②	59,341	60,771	62,105	63,307	64,209
差引(②-①)	2,205	2,998	3,482	3,757	3,515

4 保育等人材の確保

保育士・保育教諭の「量の見込」は、就学前の教育・保育の需給計画における受け皿（定員数）を基に、年齢別の職員配置基準や職員の加配実績等を踏まえて必要数を算出した。

また、「確保方策」は、処遇改善、就職フェア等の各種確保方策を踏まえた現行の採用職員数や離職率の実績を基に、2020年度末の待機児童解消及び2021年度以降の待機児童ゼロを維持するために必要な水準を確保するものとして算出した。

（単位：人）

区分		2020	2021	2022	2023	2024
保育士 保育教諭	量の見込①	20,333	20,925	21,213	21,277	21,337
	確保方策②	20,296	20,932	21,222	21,282	21,342
幼稚園教諭	量の見込①	4,149	4,090	4,038	3,992	3,913
	確保方策②	4,096	4,054	4,013	3,973	3,935

5 圏域別 就学前の教育・保育と地域子ども・子育て支援事業等の需給計画

(1) 1号認定子ども

(単位:人)

区分		2020	2021	2022	2023	2024
神戸	量の見込①	17,904	17,750	16,581	15,975	15,596
	確保方策②	22,896	22,826	22,826	22,826	22,826
	差引(②-①)	4,992	5,076	6,245	6,851	7,230
阪神	量の見込①	25,137	24,352	23,573	22,874	22,452
	確保方策②	29,560	29,046	28,572	28,017	27,637
	差引(②-①)	4,423	4,694	4,999	5,143	5,185
東播磨	量の見込①	6,877	6,742	6,575	6,405	6,356
	確保方策②	7,789	7,850	7,913	7,906	7,929
	差引(②-①)	912	1,108	1,338	1,501	1,573
北播磨	量の見込①	1,132	1,075	1,014	946	932
	確保方策②	1,333	1,263	1,189	1,111	1,105
	差引(②-①)	201	188	175	165	173
中播磨	量の見込①	4,538	4,403	4,336	4,238	4,158
	確保方策②	6,610	6,609	6,630	6,620	6,619
	差引(②-①)	2,072	2,206	2,294	2,382	2,461
西播磨	量の見込①	2,403	2,427	2,273	2,229	2,174
	確保方策②	2,773	2,803	2,721	2,693	2,677
	差引(②-①)	370	376	448	464	503
但馬	量の見込①	776	749	656	619	583
	確保方策②	784	790	773	725	612
	差引(②-①)	8	41	117	106	29
丹波	量の見込①	823	801	755	748	712
	確保方策②	896	880	844	847	822
	差引(②-①)	73	79	89	99	110
淡路	量の見込①	429	411	377	357	341
	確保方策②	448	436	410	395	397
	差引(②-①)	19	25	33	38	56
兵庫県計	量の見込①	60,019	58,710	56,140	54,391	53,304
	確保方策②	73,089	72,503	71,878	71,140	70,624
	差引(②-①)	13,070	13,793	15,738	16,749	17,320

※年度は各年5月1日

(2) 2号認定子ども

(単位:人)

区分		2020	2021	2022	2023	2024
神戸	量の見込①	16,339	16,099	15,644	15,409	15,363
	確保方策②	16,579	16,908	17,191	17,224	17,267
	差引(②-①)	240	809	1,547	1,815	1,904
阪神	量の見込①	16,034	16,078	16,078	16,058	16,096
	確保方策②	15,772	16,247	16,441	16,519	16,622
	差引(②-①)	△ 262	169	363	461	526
東播磨	量の見込①	11,304	11,246	11,129	11,009	11,037
	確保方策②	10,909	11,530	11,640	11,745	11,851
	差引(②-①)	△ 395	284	511	736	814
北播磨	量の見込①	4,844	4,689	4,488	4,237	4,175
	確保方策②	4,836	4,734	4,656	4,564	4,544
	差引(②-①)	△ 8	45	168	327	369
中播磨	量の見込①	8,391	8,410	8,530	8,604	8,675
	確保方策②	8,611	8,666	8,791	8,786	8,770
	差引(②-①)	220	256	261	182	95
西播磨	量の見込①	2,958	2,770	2,694	2,613	2,571
	確保方策②	3,060	3,071	3,045	3,022	3,027
	差引(②-①)	102	301	351	409	456
但馬	量の見込①	2,678	2,658	2,568	2,527	2,418
	確保方策②	2,701	2,676	2,647	2,618	2,489
	差引(②-①)	23	18	79	91	71
丹波	量の見込①	1,633	1,600	1,556	1,536	1,505
	確保方策②	1,684	1,674	1,651	1,653	1,644
	差引(②-①)	51	74	95	117	139
淡路	量の見込①	2,429	2,298	2,115	1,975	1,890
	確保方策②	2,640	2,571	2,449	2,360	2,303
	差引(②-①)	211	273	334	385	413
兵庫県計	量の見込①	66,610	65,848	64,802	63,968	63,730
	確保方策②	66,792	68,077	68,511	68,491	68,517
	差引(②-①)	182	2,229	3,709	4,523	4,787

※年度は各年4月1日

(3) 3号認定子ども

(単位:人)

区分		2020	2021	2022	2023	2024
神戸	量の見込①	12,980	13,159	13,755	13,747	13,725
	確保方策②	13,314	13,943	14,566	14,673	14,791
	差引(②-①)	334	784	811	926	1,066
阪神	量の見込①	14,941	15,167	15,435	15,734	15,905
	確保方策②	14,782	15,521	15,891	16,194	16,347
	差引(②-①)	△ 159	354	456	460	442
東播磨	量の見込①	7,235	7,375	7,518	7,531	7,552
	確保方策②	6,752	7,522	7,734	7,835	7,937
	差引(②-①)	△ 483	147	216	304	385
北播磨	量の見込①	2,492	2,454	2,468	2,444	2,398
	確保方策②	2,555	2,566	2,595	2,590	2,586
	差引(②-①)	63	112	127	146	188
中播磨	量の見込①	4,507	4,611	4,390	4,778	4,903
	確保方策②	4,877	4,956	5,032	5,029	5,027
	差引(②-①)	370	345	642	251	124
西播磨	量の見込①	1,809	1,822	1,814	1,798	1,769
	確保方策②	2,101	2,128	2,124	2,121	2,137
	差引(②-①)	292	306	310	323	368
但馬	量の見込①	1,796	1,761	1,800	1,722	1,694
	確保方策②	1,772	1,839	1,840	1,775	1,750
	差引(②-①)	△ 24	78	40	53	56
丹波	量の見込①	1,075	1,045	1,025	1,006	985
	確保方策②	1,055	1,061	1,058	1,057	1,053
	差引(②-①)	△ 20	16	33	51	68
淡路	量の見込①	1,005	954	952	915	884
	確保方策②	1,006	974	976	950	931
	差引(②-①)	1	20	24	35	47
兵庫県計	量の見込①	47,840	48,348	49,157	49,675	49,815
	確保方策②	48,214	50,510	51,816	52,224	52,559
	差引(②-①)	374	2,162	2,659	2,549	2,744

※年度は各年4月1日

(4) 地域子育て支援拠点事業

(単位:上段(人日)、下段(か所))

区分		2020	2021	2022	2023	2024
神戸	量の見込	51,143	50,442	50,851	50,020	49,118
	確保方策	149	149	153	153	153
阪神	量の見込	347,788	337,577	329,019	320,502	314,462
	確保方策	76	78	78	78	79
東播磨	量の見込	249,029	248,427	247,816	246,877	245,963
	確保方策	13	12	12	12	12
北播磨	量の見込	128,224	129,153	128,476	127,812	126,306
	確保方策	21	21	21	21	21
中播磨	量の見込	63,679	63,322	62,319	61,832	61,271
	確保方策	35	35	35	35	35
西播磨	量の見込	56,949	55,395	54,920	53,679	52,368
	確保方策	16	16	16	16	16
但馬	量の見込	85,869	83,443	81,226	78,796	76,194
	確保方策	20	20	20	20	20
丹波	量の見込	73,133	69,834	67,966	66,245	64,596
	確保方策	9	9	9	9	9
淡路	量の見込	25,866	24,835	24,205	23,428	22,632
	確保方策	8	8	8	8	8
兵庫県計	量の見込	1,081,680	1,062,428	1,046,798	1,029,191	1,012,910
	確保方策	347	348	352	352	353

(5) 利用者支援事業

(単位:か所)

区分		2020	2021	2022	2023	2024
神戸	量の見込①	16	16	16	16	16
	確保方策②	16	16	16	16	16
	差引(②-①)	0	0	0	0	0
阪神	量の見込①	32	33	33	34	34
	確保方策②	32	33	33	34	34
	差引(②-①)	0	0	0	0	0
東播磨	量の見込①	13	13	13	13	13
	確保方策②	13	13	13	13	13
	差引(②-①)	0	0	0	0	0
北播磨	量の見込①	14	14	14	14	14
	確保方策②	14	14	14	14	14
	差引(②-①)	0	0	0	0	0
中播磨	量の見込①	11	11	11	11	11
	確保方策②	11	11	11	11	11
	差引(②-①)	0	0	0	0	0
西播磨	量の見込①	10	10	10	10	10
	確保方策②	10	10	10	10	10
	差引(②-①)	0	0	0	0	0
但馬	量の見込①	13	13	13	14	14
	確保方策②	13	13	13	14	14
	差引(②-①)	0	0	0	0	0
丹波	量の見込①	10	10	10	10	10
	確保方策②	10	10	10	10	10
	差引(②-①)	0	0	0	0	0
淡路	量の見込①	6	6	6	6	6
	確保方策②	6	6	6	6	6
	差引(②-①)	0	0	0	0	0
兵庫県計	量の見込①	125	126	126	128	128
	確保方策②	125	126	126	128	128
	差引(②-①)	0	0	0	0	0

(6) 一時預かり事業（幼稚園型）

(単位:人日)

区分		2020	2021	2022	2023	2024
神戸	量の見込①	891,633	896,068	889,824	866,537	854,451
	確保方策②	891,633	896,068	889,824	866,537	854,451
	差引(②-①)	0	0	0	0	0
阪神	量の見込①	634,897	618,200	602,061	587,477	578,360
	確保方策②	635,116	618,575	602,579	588,057	578,989
	差引(②-①)	219	375	518	580	629
東播磨	量の見込①	143,688	140,530	137,061	133,279	130,310
	確保方策②	136,896	136,061	135,498	134,374	132,858
	差引(②-①)	△ 6,792	△ 4,469	△ 1,563	1,095	2,548
北播磨	量の見込①	14,172	13,746	13,283	12,548	12,593
	確保方策②	14,172	13,746	13,283	12,548	12,593
	差引(②-①)	0	0	0	0	0
中播磨	量の見込①	25,110	24,510	24,249	23,905	23,577
	確保方策②	38,223	38,020	37,915	37,831	37,733
	差引(②-①)	13,113	13,510	13,666	13,926	14,156
西播磨	量の見込①	101,262	99,396	95,644	93,193	91,826
	確保方策②	101,262	99,396	95,644	93,193	91,826
	差引(②-①)	0	0	0	0	0
但馬	量の見込①	30,725	31,072	27,141	24,253	23,307
	確保方策②	30,725	31,072	27,141	24,253	23,307
	差引(②-①)	0	0	0	0	0
丹波	量の見込①	49,625	49,065	44,974	45,147	42,937
	確保方策②	49,625	49,065	44,974	45,147	42,937
	差引(②-①)	0	0	0	0	0
淡路	量の見込①	30,166	24,794	22,352	21,406	20,771
	確保方策②	30,166	24,794	22,352	21,406	20,771
	差引(②-①)	0	0	0	0	0
兵庫県計	量の見込①	1,921,278	1,897,381	1,856,589	1,807,745	1,778,132
	確保方策②	1,927,818	1,906,797	1,869,210	1,823,346	1,795,465
	差引(②-①)	6,540	9,416	12,621	15,601	17,333

(7) 一時預かり事業（幼稚園型を除く）等

(単位:人)

区分		2020	2021	2022	2023	2024
神戸	量の見込①	76,150	74,180	72,525	70,982	69,846
	確保方策②	76,150	74,180	72,525	70,982	69,846
	差引(②-①)	0	0	0	0	0
阪神	量の見込①	101,599	99,975	98,782	97,705	96,705
	確保方策②	101,599	100,092	98,894	97,815	96,808
	差引(②-①)	0	117	112	110	103
東播磨	量の見込①	48,338	47,212	45,964	44,795	43,935
	確保方策②	54,473	54,430	54,329	54,244	54,193
	差引(②-①)	6,135	7,218	8,365	9,449	10,258
北播磨	量の見込①	10,298	10,150	9,995	9,669	9,537
	確保方策②	10,298	10,150	9,995	9,669	9,537
	差引(②-①)	0	0	0	0	0
中播磨	量の見込①	30,766	29,984	29,262	28,696	28,209
	確保方策②	30,766	29,984	29,262	28,696	28,209
	差引(②-①)	0	0	0	0	0
西播磨	量の見込①	10,404	10,030	9,950	9,695	9,380
	確保方策②	10,585	10,206	10,131	9,896	9,601
	差引(②-①)	181	176	181	201	221
但馬	量の見込①	6,614	6,412	6,285	6,059	5,842
	確保方策②	6,614	6,412	6,285	6,059	5,842
	差引(②-①)	0	0	0	0	0
丹波	量の見込①	1,348	1,325	1,307	1,279	1,260
	確保方策②	1,348	1,325	1,307	1,279	1,280
	差引(②-①)	0	0	0	0	20
淡路	量の見込①	2,755	2,674	2,613	2,518	2,646
	確保方策②	2,755	2,674	2,613	2,518	2,646
	差引(②-①)	0	0	0	0	0
兵庫県計	量の見込①	288,272	281,942	276,683	271,398	267,360
	確保方策②	294,588	289,453	285,341	281,158	277,962
	差引(②-①)	6,316	7,511	8,658	9,760	10,602

(8) 病児保育事業

(単位:人日)

区分		2020	2021	2022	2023	2024
神戸	量の見込①	20,873	20,829	20,928	20,754	20,704
	確保方策②	25,680	25,680	25,680	25,680	25,680
	差引(②-①)	4,807	4,851	4,752	4,926	4,976
阪神	量の見込①	9,078	9,094	9,147	9,307	9,666
	確保方策②	9,078	9,094	9,147	9,307	9,666
	差引(②-①)	0	0	0	0	0
東播磨	量の見込①	11,725	12,429	13,095	13,089	13,098
	確保方策②	10,148	11,374	12,422	13,163	13,121
	差引(②-①)	△ 1,577	△ 1,055	△ 673	74	23
北播磨	量の見込①	2,382	2,350	2,321	2,285	2,260
	確保方策②	2,382	2,350	2,321	2,285	2,260
	差引(②-①)	0	0	0	0	0
中播磨	量の見込①	5,862	5,943	5,981	6,019	6,051
	確保方策②	5,862	5,943	5,981	6,019	6,051
	差引(②-①)	0	0	0	0	0
西播磨	量の見込①	2,135	2,084	2,039	1,994	1,946
	確保方策②	2,985	2,935	2,891	2,847	2,800
	差引(②-①)	850	851	852	853	854
但馬	量の見込①	2,008	1,923	1,863	2,170	2,051
	確保方策②	1,877	1,917	1,858	2,191	2,092
	差引(②-①)	△ 131	△ 6	△ 5	21	41
丹波	量の見込①	4,863	4,779	4,704	4,628	4,549
	確保方策②	4,863	4,779	4,704	4,628	4,549
	差引(②-①)	0	0	0	0	0
淡路	量の見込①	485	509	520	512	511
	確保方策②	485	509	520	512	511
	差引(②-①)	0	0	0	0	0
兵庫県計	量の見込①	59,411	59,940	60,598	60,758	60,836
	確保方策②	63,360	64,581	65,524	66,632	66,730
	差引(②-①)	3,949	4,641	4,926	5,874	5,894

(9) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

(単位:人)

区分		2020	2021	2022	2023	2024
神戸	量の見込①	16,615	16,893	17,177	17,466	17,760
	確保方策②	16,615	16,893	17,177	17,466	17,760
	差引(②-①)	0	0	0	0	0
阪神	量の見込①	14,757	14,780	15,032	15,413	16,276
	確保方策②	14,463	15,035	15,680	16,260	16,606
	差引(②-①)	△ 294	255	648	847	330
東播磨	量の見込①	8,186	8,486	8,810	9,115	9,239
	確保方策②	9,348	9,754	9,986	10,301	10,653
	差引(②-①)	1,162	1,268	1,176	1,186	1,414
北播磨	量の見込①	2,963	2,989	2,984	3,016	2,948
	確保方策②	3,023	3,073	3,106	3,107	3,075
	差引(②-①)	60	84	122	91	127
中播磨	量の見込①	6,607	6,624	6,629	6,624	6,644
	確保方策②	7,505	7,630	7,760	7,870	7,878
	差引(②-①)	898	1,006	1,131	1,246	1,234
西播磨	量の見込①	2,555	2,547	2,548	2,496	2,491
	確保方策②	2,889	2,875	2,865	2,830	2,827
	差引(②-①)	334	328	317	334	336
但馬	量の見込①	2,475	2,469	2,443	2,426	2,393
	確保方策②	2,439	2,477	2,469	2,441	2,416
	差引(②-①)	△ 36	8	26	15	23
丹波	量の見込①	1,702	1,680	1,662	1,623	1,601
	確保方策②	1,702	1,680	1,662	1,623	1,601
	差引(②-①)	0	0	0	0	0
淡路	量の見込①	1,276	1,305	1,338	1,371	1,342
	確保方策②	1,357	1,354	1,400	1,409	1,393
	差引(②-①)	81	49	62	38	51
兵庫県計	量の見込①	57,136	57,773	58,623	59,550	60,694
	確保方策②	59,341	60,771	62,105	63,307	64,209
	差引(②-①)	2,205	2,998	3,482	3,757	3,515

(10) 推計児童数

(単位:人)

区分		2020	2021	2022	2023	2024
神戸	0～5歳	68,354	66,688	65,310	63,956	63,001
	6～11歳	77,014	76,237	75,288	73,990	72,527
	合計	145,368	142,925	140,598	137,946	135,528
阪神	0～5歳	83,774	82,207	80,748	79,451	78,412
	6～11歳	92,708	91,537	90,235	88,782	87,230
	合計	176,482	173,744	170,983	168,233	165,642
東播磨	0～5歳	36,465	35,899	35,239	34,584	34,193
	6～11歳	39,284	38,823	38,352	37,832	37,015
	合計	75,749	74,722	73,591	72,416	71,208
北播磨	0～5歳	11,315	11,019	10,716	10,284	10,089
	6～11歳	13,368	13,074	12,835	12,703	12,273
	合計	24,683	24,093	23,551	22,987	22,362
中播磨	0～5歳	27,664	26,982	26,397	25,910	25,477
	6～11歳	31,221	30,708	30,175	29,542	28,831
	合計	58,885	57,690	56,572	55,452	54,308
西播磨	0～5歳	10,411	10,061	9,723	9,447	9,204
	6～11歳	12,941	12,587	12,363	11,940	11,532
	合計	23,352	22,648	22,086	21,387	20,736
但馬	0～5歳	6,634	6,421	6,233	6,004	5,758
	6～11歳	8,083	7,857	7,613	7,360	7,123
	合計	14,717	14,278	13,846	13,364	12,881
丹波	0～5歳	4,531	4,434	4,318	4,255	4,152
	6～11歳	5,107	5,045	4,993	4,890	4,831
	合計	9,638	9,479	9,311	9,145	8,983
淡路	0～5歳	5,253	5,001	4,755	4,499	4,324
	6～11歳	6,155	6,083	6,005	5,890	5,647
	合計	11,408	11,084	10,760	10,389	9,971
兵庫県計	0～5歳	254,401	248,712	243,439	238,390	234,610
	6～11歳	285,881	281,951	277,859	272,929	267,009
	合計	540,282	530,663	521,298	511,319	501,619

参考資料

1 用語解説

用語		説明
#	1号認定子ども	満3歳以上の小学校就学前の子どもで、2号認定子ども以外のもの(子ども・子育て支援法第19条)
	2号認定子ども	満3歳以上の小学校就学前の子どもで、家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの(子ども・子育て支援法第19条)
	2次小児救急	県が定めた医療圏域(2次小児救急圏域)ごとに実施している、入院・手術等を必要とする重症小児患者に対する救急医療(1次小児救急:入院・手術等を必要としない比較的軽症な小児患者に対応する救急医療)
	3号認定子ども	満3歳未満の子どもで、家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの(子ども・子育て支援法第19条)
	3次小児救急	全県で実施している、1次・2次小児救急医療では対応できない特に高度な処置が必要、または重篤な小児患者に対する救急医療
A	ADHD(注意欠陥/多動性障害)	年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、及び/又は、衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもの
	LD(学習障害)	基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態
	NPO	Non Profit Organization の頭文字をとった略語で、営利を目的としない活動を行う民間の組織
	PDCA	Plan(計画)→Do(実行)→Check(評価)→Action(改善)の4段階を繰り返すことによる継続的な施策・事業の改善
	SDGs	2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す17の国際目標。2001年に策定されたミレニアム開発目標(MDGs)の後継として、2015年9月の国連サミットで採択
あ	アウェイ育児	慣れ親しんだ土地から離れたところで子育てをすること。このため、身近に相談できる親族や友人が少なく、地域とのつながりも薄く親の孤立感を深めることにつながりやすい
	イクメン	子育てを楽しみ、自分自身も成長する男性、または、将来そのような人生を送ろうと考えている男性
	医療的ケア児	日常生活で、たんの吸引や経管栄養などの医療的援助を必要とする子ども
	インクルーシブ教育システム	人間の多様性の尊重等を強化し、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能にするという目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組み
	えるぼし認定企業	「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づき、一定基準を満たし、女性の活躍推進に関する状況などが優良と認定された企業

用語	説明
か ガラスの天井	組織内で昇進に値する人材が、性別などを理由に低い地位に甘んじることを強いられている不当な状態を、キャリアアップを阻む“見えない天井”になぞらえた比喩表現
企業主導型保育事業	企業が従業員の働き方に応じた柔軟な保育サービスを提供するために設置する保育施設や、地域の企業が共同で設置・利用する保育施設に対し、施設の整備費及び運営費の助成を行う、内閣府の企業向け助成制度
危険ドラッグ	覚醒剤等の規制薬物や指定薬物に化学構造を似せて作られ、これらと同様の作用を有する物品(これらを含みないと標榜しながらも実際には含有しているものを含む)
キッズゾーン	保育所、認定こども園等が行う散歩等の園外活動の安全を確保するため、保育所等を中心に周囲500メートルを目安として市町村が設定し、交通安全対策を講じるもの
希望出生率	若い世代における、結婚、子供の数に関する希望がかなうとした場合に想定される出生率(国は2020年代に希望出生率1.8を目指す)
キャンパスカウンセラー	高校生やその保護者のカウンセリング、教員への助言・援助を行うために、全県立高等学校等に県が配置したカウンセラー
合計特殊出生率	その年次の15～49歳女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が平均して一生の間に産む子供の数に相当
公定価格	子ども・子育て支援新制度において、認定の区分、施設の所在する地域等を勘案して、教育・保育、地域型保育に通常要する費用として国が定める基準の額
高等教育の無償化	2020年4月から実施する、大学・短期大学・高等専門学校・専門学校に在学する住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の学生を対象に、①授業料等減免制度の創設及び②給付型奨学金の支給の拡充を行う国の制度
50歳時未婚率 (旧:生涯未婚率)	50歳の時点で一度も結婚したことがない人の割合で、生涯独身でいる人の割合を示す指標
子育て安心プラン	遅くとも2020年度末までに全国の待機児童を解消を目指し、国が定めたプラン。あわせて2022年度末には女性就業率80%に対応できる受け皿の確保を目指す
子育て応援協定	子育てと仕事の両立支援や子育て家庭を応援する企業・職域団体等と兵庫県が締結する協定
子ども・子育て関連3法	平成24(2012)年8月に公布された「子ども・子育て支援法」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」及び「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」
子ども・子育て支援新制度	「子ども・子育て支援法」及び関連する法律に基づき、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進める制度
こども食堂	経済的な理由等により食事が十分にとれていない貧困家庭等の子どもたちに温かい食事を提供する活動
子どもの貧困	17歳以下の子どもが、その国の文化水準、生活水準と比較して困窮した状態。具体的には、等価可処分所得(世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調節した所得)の中央値の半分に満たない状況にあること
子どもの冒険ひろば	空き地や公園の一部などで、子どもたちが自らの責任で自由に遊ぶことを原則に、土や木片、水などの自然素材を使い、プレーリーダーや地域の大人が見守る中で、自由な発想で生き生きと遊ぶことができる場所

用語		説明
	婚活	合コンやお見合いパーティーへの参加、結婚相談所や情報サービス会社への登録など、結婚相手を見つけるための積極的な活動
さ	産後うつ	分娩後の数週間、ときに数カ月後まで続く極度の悲しみや、それに伴う心理的障害が起きている状態
	産後ドゥーラ	産後間もない母親に寄り添い、子育てが軌道に乗るまでの期間、日常生活を支える専門家
	仕事と生活の調和と子育て支援に関する三者合意	連合兵庫、兵庫県経営者協会、兵庫県の三者による、①働き方の見直しによる仕事と生活の調和、②地域における子育て支援、③若者の自立支援にかかる「取組の具体化と協議の継続」に関する合意
	児童家庭支援センター	児童に関する家庭等からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じるとともに、こども家庭センター(児童相談所)からの委託を受けた児童及びその家庭への指導、その他の援助を総合的に行う機関(児童福祉法第44条の2)
	児童虐待	保護者や同居人が、児童に対して、①身体に外傷が生じ、又は生じる恐れのある暴行を加えること、②わいせつな行為をすること又はさせること、③心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置等を行うこと、④著しい暴言又は拒絶的な対応等、著しい心理的外傷を与える言動を行うこと(児童虐待の防止等に関する法律第2条)
	社会的養護	保護者のいない児童や、保護者に監護させることが適当でない児童を公的責任で社会的に養育し、保護を行うこと
	周産期医療	妊娠満22週から生後満7日未満までの期間(周産期)において、母体、胎児、新生児の診療を行う医療
	就職氷河期世代	雇用環境が厳しい時期(1993～2004年頃)に就職活動を行った世代
	小1の壁	保育所等に通っていた子どもの小学校入学を機に、保護者の仕事と育児の両立が困難になること
	小1プロブレム	小学校に入学したばかりの1年生が、①集団行動がとれない、②授業中に座ってられない、③先生の話听不懂など、学校生活になじめない状況が続くこと
	小規模保育事業	主に0～2歳児を対象とし、利用定員が6人以上19人以下で、保育を行う事業
	小児慢性特定疾病	児童等が当該疾病に罹患していることにより、長期にわたり療養を必要とし、その生命に危険が及ぶおそれがあるもので、療養のために多額の費用を要するものとして厚生労働大臣が定める疾病
	新・放課後子ども総合プラン	全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の計画的な整備等を進める国のプラン
	スクールカウンセラー	不登校をはじめとする児童生徒の問題行動等の未然防止、早期発見・早期対応のために、児童生徒・保護者の悩みや不安を受け止めて相談に当たるとともに、教職員に対する支援・相談等を行う心の専門家
潜在保育士	保育士資格を持っているが現在、保育士として就労していない人	
ソサエティ5.0	サイバー空間(仮想空間)とフィジカル空間(現実空間)を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会 狩猟社会、農耕社会、工業社会、情報社会に続く、新たな社会を指すもので、第5期科学技術基本計画において我が国が目指すべき未来社会の姿として初めて提唱されたもの	

用語		説明
た	第2子の壁	生活費や教育費に関連した家計の見通しや、仕事等の環境、年齢等を考慮し、第2子以後の出産をためらうこと
	ダブルケア	育児期にある者(世帯)が親の介護も同時に引き受けること
	団塊ジュニア世代	昭和46(1971)年～昭和49年(1974)年に生まれた第二次ベビーブーム世代。昭和22(1947)年～昭和24(1949)年生まれが第一次ベビーブーム世代で、団塊の世代と呼ばれる
	男性の育児休業の推進	積極的に子育てをしたいという男性の希望を実現するとともに、女性側に偏りがちな育児や家事の負担を夫婦で分かち合うことで、女性の出産意欲や継続就業の促進にもつなげる取り組み
	地域子ども・子育て支援事業	すべての子育て家庭を支援するために、市町が地域の実情に応じて実施する、利用者支援、一時預かり、病児・病後児保育、放課後児童クラブ、子育て支援拠点等の事業(子ども・子育て支援法第59条)
	東京一極集中	政治・経済・文化・人口など、社会における資本・資源・活動が東京都区部、あるいは首都圏(東京圏)のなかでも1都3県(東京都を筆頭に神奈川県、埼玉県、千葉県)に集中している状況
	特定教育・保育施設	市町が施設型給付費の支給に係る施設として確認を行った教育・保育施設(認定こども園、幼稚園、保育所)(子ども・子育て支援法第27条)
	特定地域型保育事業	市町が地域型保育給付費の支給に係る事業として確認を行った家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業(子ども・子育て支援法第29条)
な	特定妊婦	出産後の養育について、出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦(児童福祉法第6条の3第5項)
	認定こども園	保育の必要性の有無に関わらず、就学前の全ての子どもを受け入れ、幼児期の教育と保育を一体的に行うとともに地域の子育て支援機能も併せ持つ施設
は	任孕力(にんようりょく)	生物学的な生殖能力の意で、妊娠する力・させる力
	配偶者暴力相談支援センター	配偶者等からの暴力の防止と被害者支援の中心的な役割を果たす機関(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第3条)
	パタニティハラスメント	育児のために休暇や時短勤務を希望する男性社員に対する嫌がらせ行為
	働き方改革	少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少や、育児や介護との両立などの働き手のニーズの多様化が進む状況の下、就業機会の拡大や意欲・能力を存分に発揮できる環境を作るため、働き手が個々の事情に応じ、多様な働き方を選択できる社会を実現し、一人ひとりがより良い将来の展望を持てるようにすること
	パパクォーター制	育児休業の一定期間を男性に割り当てる制度で、1993年に世界で初めてノルウェーでスタート。その後、北欧を中心に定着してきたもの
	ピアカウンセリング	思春期ピアカウンセリングは、同世代の「仲間(=ピア)」が共感を持って問題の解決に寄り添うことにより、相談者が自己決定できる力を培う相談活動
	ひとり親家庭等	ひとり親家庭(母子家庭及び父子家庭)及び寡婦

用語		説明
兵庫県地域女性団体ネットワーク会議		地域づくり、健康福祉等の様々な分野で活動している女性関係団体がネットワークを組み、子育てや高齢者問題等の地域課題を解決していくための会議
ひょうご仕事と生活センター		「ワーク・ライフ・バランス」の取組を全県的に推進する拠点として、兵庫県が連合兵庫、兵庫県経営者協会との協働の下に設置した機関
ファミリーホーム		里親等の経験がある養育者の住居で、定員5～6名の要保護児童に対し、養育を行う里親型のグループホーム(児童福祉法第6条の3第8項)
フィルタリング		有害サイトアクセス制限サービスの別称で、インターネット上の有害なサイトへのアクセスを制限する機能
不妊退職		仕事をしながら不妊治療をしている女性が、仕事と治療を両立できずに退職すること
ベビーカーマーク		ベビーカー使用者が安心して利用できる場所や設備(エレベーター、鉄道やバスの車両スペース等)を表す統一的なマーク
保育教諭		幼児期の学校教育と保育を一体的に提供する施設である幼保連携型認定こども園の中心となる職員で、幼稚園教諭免許と保育士資格の両方を取得している者
放課後子ども教室		放課後における子どもの安全で安心な居場所を確保するため、地域の人々の協力を得て、多様な体験活動や交流活動の機会を提供する事業
放課後児童クラブ		就労等により保護者が昼間家庭にいない小学生に、学校の余裕教室、児童館等を活用し、安全・安心な遊びや生活の場を提供する事業
保活		保育所の入所選考の際に有利になるよう就労条件を変更したり、入所しやすい保育所の近くに引っ越ししたりするなど、子どもを保育所に入れるために保護者が行う活動
ま	マタニティハラスメント	妊娠・出産、育児休業等を理由とする嫌がらせや不利益な取扱い
	マタニティマーク	妊産婦が交通機関等を利用する際に身につけ、周囲が妊産婦への配慮を示しやすくするとともに、交通機関、職場、飲食店、その他の公共機関等が、その取組や呼びかけ文を付してポスターなどとして掲示し、妊産婦にやさしい環境づくりを推進するもの
	マミートラック	子どもを持つ女性の働き方のひとつで、仕事と子育ての両立はできるものの、昇進・昇格とは縁遠いキャリアコースのこと
や	養育支援ネット	心身の発育・発達過程において支援が必要な児童及び養育上の支援が必要な家庭を早期に把握し、フォローしていくため、医療機関等と市町や健康福祉事務所等の保健行政機関が連携し、支援を行う母子保健医療情報提供システム
	要支援児童	保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童(児童福祉法第6条の3第5項)
	幼児教育・保育の無償化	2019年10月から始まった幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する3歳から5歳児クラスの子ども、および住民税非課税世帯の0歳から2歳児クラスまでの子どもの利用料を無料にする制度
	幼児教育類似施設	幼稚園・保育所・認定こども園といった認可を受けていないが、地域や保護者のニーズに応じて教育活動を行っている施設

用語		説明
	要保護児童	保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童(児童福祉法第6条の3第8項)
	要保護児童対策地域協議会	要保護児童や要支援児童及びその保護者、又は特定妊婦等を対象に、適切な保護や支援を行うために、情報交換や支援内容等の協議を行うことを目的に、関係機関の参画を得て市町が設置する協議会(児童福祉法第25条の2)
わ	ワーク・ライフ・バランス(WLB)	仕事にやりがいや充実感を感じ、責任を果たしながら、家庭や地域生活においても、子育てや介護など、人生の各段階に応じて多様な働き方を実現し、個々の生活を充実させること
	ワンオペ育児	配偶者の単身赴任など、何らかの理由で1人で仕事、家事、育児の全てをこなさなければならない状態

2 兵庫県子ども・子育て会議委員（2020年2月1日時点）

区分	団体名	職・氏名	
学識経験者	甲南女子大学人間科学部【副会長】	教授 伊藤 篤	
	兵庫教育大学大学院学校教育研究科	教授 名須川 知子	
	甲南大学マネジメント創造学部	教授 前田 正子	
	甲南大学文学部【会長】	教授 森 茂起	
知事が必要と認められた者	県議会	兵庫県議会 健康福祉常任委員長 伊藤 傑	
	児童福祉・保育・教育	兵庫県民生委員児童委員連合会	会長 亀田 龍昇
		(公社)兵庫県保育協会	会長 小林 公正
		(一社)兵庫県私立幼稚園協会	顧問 佐伯 聰子
		兵庫県PTA協議会	会長 西家 幸男
		(一社)兵庫県私立幼稚園協会	理事長 濱名 浩
		(一社)兵庫県児童養護連絡協議会	会長 藤本 政則
		(社福)兵庫県社会福祉協議会	会長 吉本 知之
		加東市こども教育課	児童館長 依藤 洋子
	青少年	(公財)兵庫県青少年本部	理事長 梅谷 順子
		兵庫県青少年団体連絡協議会	顧問 速水 順一郎
	子育て支援	子育て支援NPO代表(やんちゃんこ)	代表理事 濱田 英世
		ひょうご子育てコミュニティ	代表幹事 福原 由美子
	保健・医療	兵庫県愛育連合会	会長 臼井 里佳
		(一社)兵庫県医師会	常任理事 杉原 加壽子
		(公社)兵庫県看護協会	会長 成田 康子
		兵庫県いずみ会	会長 登里 倭江
	地域等	兵庫県連合婦人会	会長 北野 美智子
		兵庫県連合自治会	会長 原 孝
	企業	兵庫県商工会議所連合会	会頭 家次 恒
		兵庫県商工会女性部連合会	会長 坂本 ひとみ
	経営・労働	兵庫県経営者協会	専務理事 林 直樹
		日本労働組合総連合会兵庫県連合会	会長 福永 明
	報道	(株)神戸新聞社編集局	局長 西海 恵都子
	公募	公募	出射 朱美
		公募	尾崎 元英
		公募	繁森 栄美
	市町代表	兵庫県市長会	西村 和平
		兵庫県町村会	清水 ひろ子

※並びは区分ごとに五十音順（敬称略）、計33名（男性16名、女性17名）